

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統回りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプI）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプの注水先について</p> <p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、海水系母管を經由して原子炉補機冷却水系へ代替補機冷却水（海水）を供給する手順であり、系統間を接続するためのデイスタンスピースの取替え作業が必要。</li> <li>泊3号炉は、海水系母管を經由しない手順であり、系統間を接続するためのデイスタンスピースの取替え作業は不要である。（伊方3号炉と同様）</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料補給手順について、泊は女川の記載箇所である技術的能力まとめ資料1.14に整理し、技術的能力まとめ資料1.14にて大飯及び女川と比較している。</li> </ul>	
	格納容器内冷却	<p>炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系による系統内の不活性ガスによる系統内の置換</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器ベントを実施中に、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性ガス（窒素）であらかじめ置換する。</p>	<p>原子炉格納容器内冷却</p> <p>炉心損傷後の原子炉格納容器減圧操作については、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から0.05MPa低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットで計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p>		
	水素濃度	<p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器の重要機器及び重要計器が水没しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>	<p>原子炉格納容器の負圧破損の防止</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防止するとともに、原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するため、可搬型窒素ガス供給装置により原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、原子炉格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。</p>	<p>水素濃度</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイを行う場合、原子炉格納容器内への注水量の制限があることから、原子炉格納容器内へスプレイを行っている際に、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さになれば原子炉格納容器内へのスプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>		
	注水量の管理	<p>大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するデイスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。</p>	<p>放射線防護</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	<p>注水量の管理</p> <p>速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。</p> <p>格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。</p>		
	作業性	<p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p>	<p>作業性</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて代替格納容器スプレイポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>		
	電源確保	<p>大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p>	<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p>	<p>電源確保</p> <p>配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>		
燃料補給		<p>燃料補給</p> <p>配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>			



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 <b>【大飯】運用の相違</b> ・泊3号炉は、有効性評価において「全交流動力電源喪失+大LOCA」又は「全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失」の場合には、注水先を原子炉格納容器とし、原子炉格納容器の破損防止を優先する。 ・全交流電源喪失+1次冷却材喪失(大破断)が同時に発生した場合において、泊3号炉の代替格納容器スプレイポンプに相当する設備の注水先を原子炉格納容器とし、泊3号炉のB-1充てんポンプ(自己冷却)に相当する設備により原子炉容器へ注水する方針は、伊方3号炉、川内1/2号炉と同様である。 ・大飯3/4号炉は、炉心損傷前は炉心注水を優先し、炉心損傷を判断した後、格納容器スプレイに切り替える方針である。
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)の破損を防止するため、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイにより、溶融炉心の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)の抑制及び溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリへの接触を防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、炉心注水及び代替炉心注水により、原子炉を冷却する手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部注水系により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑制し、溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部への注水により、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑制し、溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉容器へ注水する手順等を整備する。						
対応手順等	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	
交流動力電源及び原子炉補機冷却機能	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	
格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。	炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に達した場合は、以下の手段により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。 ・サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。 ・代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により注水できない場合は、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)により注水する。	格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、復水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	
代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、復水ビットを使用する。	炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に達した場合は、以下の手段により原子炉格納容器下部への注水を実施する。 ・サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)により注水する。 ・代替循環冷却系又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)により注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)により注水できない場合は、淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)等により注水する。 なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による注水は、海を水源として利用できる。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、復水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	
原子炉補機冷却機能	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	
全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	
代替格納容器スプレイ	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	
原子炉格納容器下部への注水	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	
代替格納容器スプレイ	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	
原子炉格納容器下部への注水	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	
全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	喪失	
代替格納容器スプレイ	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	
原子炉格納容器下部への注水	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	健全	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 対応手順等	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。</li> <li>・A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。</li> </ul>	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水の注入を並行して実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵タンクを水源として、高圧代替注水系により注水する。</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。</li> <li>・代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</li> <li>・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水する。</li> </ul> なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。</li> <li>・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉容器への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。</li> </ul>	【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが使用できない場合は、中央制御室からの操作により、早期に原子炉容器へ注水可能な充てんポンプによる注水をB一格納容器スプレイポンプよりも優先して行う。なお、充てんポンプによる注水とB一格納容器スプレイポンプによる注水は同時に実施可能な設備構成となっている（系統構成手順は伊方3号炉と同様） ・大飯3/4号炉は、A格納容器スプレイポンプの電源操作のみで当該ポンプを起動可能である。
	溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 健全	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。</li> <li>・充てんポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。</li> </ul>	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 原子炉圧力容器への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんポンプによる原子炉容器への注水開始後、又は充てんポンプの故障等により、原子炉容器への注水ができない場合に、B一格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。</li> <li>・B一格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉容器への注水ができない場合に、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。</li> </ul>	【大飯】設備の相違 ・泊3号炉のB一格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水は現場の弁操作が必要であり、起動までに25分かかることから、中央操作のみで起動可能である充てんポンプによる原子炉容器への注水を優先している。 ・以降、同様の相違理由は省略する。	
	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。</li> <li>・B充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。</li> </ul> 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っているなければ恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。	全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 喪失	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備により受電した代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。</li> <li>・常設代替交流電源設備により受電したB-充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。</li> </ul> 原子炉容器への注水に使用する補機の優先順位は、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を行っているなければ代替格納容器スプレイポンプを優先する。次にB-充てんポンプを使用する。		



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	優先順位	格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	重大事故等時の対応手段の選択	配慮すべき事項	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却
	溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水、充てんポンプによる炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水、充てんポンプによる炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。	重大事故等時の対応手段の選択	配慮すべき事項	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止
原子炉下部の水位監視	溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計により確認する。	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	原子炉下部の水位監視	配慮すべき事項	原子炉下部の水位監視	溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、原子炉格納容器下部への注水時は原子炉下部キャビティ水位検出器により確認する。
		原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	重大事故等時の対応手段の選択	配慮すべき事項	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止
		原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	重大事故等時の対応手段の選択	配慮すべき事項	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	代替格納容器スプレイ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について		代替格納容器スプレイポンプの注水先について	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 ・炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 ・炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。	
	溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について			交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	B充てんポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。		作業性	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）及び低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ1）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるように十分な作業スペースを確保する。		<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応手段の相違により、泊3号炉は、重大事故等対処設備を使用する際の作業性に関する配慮すべき事項はない。</li> <li>・大飯3/4号炉は、B充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成において、ディスタンスピースの取替えを行う。</li> <li>・泊3号炉のB-充てんポンプの自己冷却ラインは、通常運転時において化学体積制御設備と原子炉補機冷却水設備を多重の弁により分離する設計であり、弁操作により系統構成を実施する。設計方針は相違するが、代替炉心注水の機能に相違なし。</li> </ul>
	電源確保	空冷式非常用発電装置により直設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）によりB充てんポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器下部注水系又は低圧代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。		
	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		
配慮すべき事項	電源確保	常設代替交流電源設備により代替格納容器スプレイポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて代替格納容器スプレイポンプ、B-充てんポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		配慮すべき事項	電源確保	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)			第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は緑字としている。記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことと相違理由を省略し、着色のみとする。  【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、非常用炉心冷却設備作動信号で自動起動する。 ・泊3号炉は、炉心出口温度350℃以上又は非常用炉心冷却設備作動を伴う1次冷却材喪失事故が発生した場合において高圧注入系が機能喪失した場合には、運転員が手動にて起動する。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉と同様）  【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、原子炉格納容器圧力が高い場合は、可搬型代替ガスサンプリング装置によりサンプリングガスの供給が可能である一方、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力まで低下した場合は、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置に切り替えることによりサンプリングガスの供給が可能。（伊方3号炉と同様）
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等			1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等			1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等			
方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	
炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	
水素濃度低減	静的触媒式水素再結合装置	炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の動作状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	
	原子炉格納容器水素燃焼装置	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置を起動する。また、原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下の手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下の手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下の手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下の手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下の手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下の手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を以下の手段により抑制、又は排出し、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。
	可搬型格納容器水素ガス濃度計	炉心出口温度が350℃以上又は格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が $1 \times 10^5 \text{mSv/h}$ 以上に到達した場合、可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作及び可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内雰囲気水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内雰囲気水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内雰囲気水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内雰囲気水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内雰囲気水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内雰囲気水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内雰囲気水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。
水素濃度監視	可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器水素ガス濃度計	
水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	原子炉格納容器内の水素濃度低減	
水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視	
対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配 慮 す べ き 事 項	電源確保 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	重大事故等時の対応手段の選択 代替循環冷却系又は残留熱除去系により原子炉格納容器内の除熱を開始した場合において、原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%及びブエット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する。 なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。サブプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。	重大事故等時の対応手段の選択 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段として、以上の手段を用いて、原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損の防止を図る。 原子炉格納容器水素爆発防止について、原子炉格納容器内水素処理装置は、電源等の動力源を必要としない静的な装置であり、原子炉格納容器内の水素濃度上昇に従い自動的に触媒反応するものである。また、格納容器水素イグナイタは、さらなる水素濃度低減を図るために手動にて起動する。 原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段については、格納容器内水素濃度を中央制御室で連続的に監視可能である可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視を優先する。	【大飯】 記載内容の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記		
		配 慮 す べ き 事 項 原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出時の留意事項 原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。 現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。 また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。	配 慮 す べ き 事 項 作業性 原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。	配 慮 す べ き 事 項 電源確保 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備を用いて原子炉格納容器内の水素濃度低減に使用する設備及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		
		電源確保 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出に必要な電動弁、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度へ給電する。				



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、常設のアンユラス水素濃度計を使用する。 ・泊3号炉は、アンユラス部の水素濃度を直接測定する可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットを使用する。（伊方3号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊3号炉は、窒素ガスポンベを使用する。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによるアンユラス部の水素濃度測定手段は可搬であり進
1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンユラス部の水素排出及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制及び原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンユラス空気浄化設備によるアンユラス部の水素排出及び可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視を行う手順等を整備する。	
水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、アンユラス部の水素を含むガスがアンユラス部からアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アンユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。	静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて監視する。	水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、アンユラス部の水素を含むガスがアンユラス部からアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることをアンユラス内圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源喪失又は常設直流電源が喪失した場合は、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパにアンユラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンベから窒素を供給するための系統構成を行い、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アンユラス空気浄化ファンを運転する。	
対応手順等	炉心の損傷を判断した場合、アンユラス部の水素濃度を、アンユラス水素濃度計により測定し監視する。 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。 また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。	対応手段等	原子炉格納容器内で発生し原子炉格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋内水素濃度を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋内水素濃度を用いて監視する。	対応手段等	炉心出口温度が350℃以上又は格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上の場合、可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットの系統構成を行い、可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットを起動後、アンユラス部の水素濃度を測定し監視する。 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。 また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。	
配慮すべき事項	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンユラス空気浄化設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	非常用ガス処理系の停止	配慮すべき事項	電源確保 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いてB系アンユラス空気浄化設備による水素排出及び可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			備や起動操作が必要なため、炉心損傷前に測定準備に着手する方針としている。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		
方針目的	使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。	方針目的	使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。さらに、使用済燃料プールから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止する手順を整備する。 また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料プールへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。	方針目的	使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、使用済燃料ピットへの注水、漏えい抑制、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。 また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料ピットへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行う手順等を整備する。	
対応手順等	使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合、送水車により海水を使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い多様性拡張設備である燃料取替用水ピット等を優先する。送水車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ送水車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ピット等の注水手段がなければ使用する。	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の小規模な漏えいの発生時、又は燃料プール代替注水 残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プールへ注水する。 ・代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。 ・大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水できない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（可搬型）から注水する。 なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへの注水は、海を水源として利用できる。	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ポンプ等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ポンプ等の注水手段がなければ使用する。	【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの熱負荷が除熱量を上回る水温で管理。 ・プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。		
	海水から使用済燃料ピットへの注水	漏えい抑制	使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プール冷却浄化系戻り配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、燃料プール冷却浄化系戻り配管上部に設けたサイフォンブレイク孔により漏えいが停止したことを確認する。	漏えい抑制	使用済燃料ピットに接続する配管の破断等により、使用済燃料ピット水浄化冷却設備出口配管からサイフォン現象により使用済燃料ピット水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備出口配管上部に設けたサイフォンブレイカにより漏えいが停止したことを確認する。	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手段等	使用済燃料ピットへのスプレー及び放水	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時		対応手段等	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気への拡散抑制についての記載は1.12にて記載する（大飯3/4号炉と同様）</li> </ul>
		燃料プールのスプレー	<p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレーする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（常設配管）からスプレーする。</li> <li>大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（常設配管）からスプレーできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（可搬型）からスプレーする。</li> </ul> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへのスプレーは、海を水源として利用できる。</p>			
対応手段等	<p>使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレー又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水車及びスプレーヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレーする。</li> <li>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</li> </ul>	<p>燃料プールのスプレー</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、放水設備により原子炉建屋へ放水する。                      本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気へ放射性物質の拡散抑制と同様である。</p>	<p>対応手段等</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時</p>	<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生により使用済燃料ピットの水が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により使用済燃料ピットへスプレー又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルにより海水を使用済燃料ピットへスプレーする。</li> <li>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</li> </ul>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気への拡散抑制についての記載は1.12にて記載する（大飯3/4号炉と同様）</li> </ul>	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
使用済燃料ピットの監視 対応手順等	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位/放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより、使用済燃料ピットの状態を監視する。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの熱負荷が除熱量を上回る水温で管理。</li> <li>プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。</li> </ul>		
	<p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視 対応手段等</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視 対応手段等</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視 対応手段等</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替交流電源設備」と位置付けている。</li> <li>泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。</li> <li>女川は常設のSA設備を用いて監視する。</li> <li>泊は常設と可搬型のSA設備を用いて監視する。</li> </ul>		
	<p>使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響の防止</p>	<p>燃料プール冷却浄化系による</p> <p>燃料プール冷却浄化系（原子炉補機冷却水系を含む）の機能喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対策設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを除熱する。</p>	<p>全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール監視カメラへ給電する。</p>	<p>全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット監視カメラへ給電する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置へ給電する。</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	海水から使用済燃料ピットへの注水にかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイにかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	重大事故等時の対応手段の選択	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水又はスプレイ可能となるよう準備する。 また、大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水又はスプレイする場合は、常設配管を優先して使用し、常設配管が使用できない場合は、可搬型を使用する。 全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却浄化系により使用済燃料プールを除熱する。	重大事故等時の対応手段の選択	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ポンプ等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ポンプ等の注水手段がなければ使用する。 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、その他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。 また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に破損がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記  【女川】設備の相違 ・設備の相違による各手段の記載内容の相違
	電源確保	全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ1）のホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるように十分な作業スペースを確保する。	配慮すべき事項	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水又は海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイに係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場附近に可搬型ホースを配備する。	
	燃料補給	送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	作業性	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉とは炉型の相違により「アナユラス部」の記載で相違する。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様。 【女川】記載内容の相違 ・炉心損傷を判断する意図としては同様。 【女川】記載内容の相違 ・泊3号炉は「原子炉格納容器及びアナユラス部の破損」時の放水砲の手順項目を分けている。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様。 ・海洋への放射性物質の拡散抑制の対応手段等の記載内容は泊3号炉と同様に重大事故等対策設備及び自主対策設備による手段を記載する。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉、大飯3/4号炉及び泊3号炉で各々シルトフェンスの設置箇所に相違があるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を実施する目的に相違はなし。 ・使用済燃料ピットへのスプレイ及び放水の対応手順等
方針目的	対応手段等	方針目的	対応手段等	方針目的	対応手段等	
1.12 工場外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 工場外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	1.12 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	
<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の損傷又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	
<p>大気への拡散抑制</p> <p>原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷</p>	
<p>炉心出口温度が 350℃以上かつ格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）が <math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math> 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部へ海水を放水する。</p> <p>原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に多線性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ピット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損壊等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エアモニタの指示値の著しい上昇及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合、送水車及びスプレイヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エアモニタの指示値上昇、又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合、送水車及びスプレイヘッドより射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。</p>	<p>炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じて原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じて水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲による放水準備を開始する。その後、原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、原子炉格納容器からの異常な漏えいにより原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているもの、原子炉建屋ベント設備を開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイができない場合、又は、プラントの異常によりモニタリング設備の指示がオーダレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、南側排水路排水機、タービン補機放水ピット、北側排水路排水機及び取水口の合計4箇所にシルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>設置に当たっては、放水した汚染水が直接流れ込む南側排水路排水機及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先する。</p>	<p>炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）の指示値が <math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math> 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を原子炉格納容器及びアナユラス部へ放水する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部へ海水を放水する場合は、放水により放射性物質を含む汚染水が発生するため、橋内排水設備の集水機3箇所に集水機シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水流路の集水機に自主対策設備である放射性物質吸着剤を設置する。</p> <p>放射性物質吸着剤を設置した後に、自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づけない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により、海水を燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p>				



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷 拡散抑制 海洋への			使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷 海洋への放射性物質の拡散抑制		の着水水位は、大飯3/4号炉と使用済燃料ピット出口配管（浄化冷却設備入口配管）下端レベルの相違。 【大飯】 記載内容の相違 ・海洋への放射性物質の拡散抑制の対応手段等の記載内容は大飯3/4号炉と同様に重大事故等対応設備及び自主対策設備による手段を記載する。 【大飯】 記載内容の相違
	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火		・航空機燃料火災への泡消火の対応手段等の記載内容は、大飯3/4号炉と同様に重大事故等対応設備による手段と自主対策設備である初期消火手段を記載する。 【大飯】設備の相違 ・消火設備は相違するものの、初期消火を実施する手段としては相違なし。
	操作性	操作性	操作性	操作性		【女川】 記載内容の相違 ・破損箇所への放水に関する記載は女川2号炉の技術的能力1.12の本文には同様の記載がある。泊3号炉の本項は大飯3/4号炉と同様の記載とする。 【大飯】【女川】 設備の相違 ・大飯3/4号炉にはスプレイヘッドによる建屋外部からスプレイを実施する手段があるが、泊3号炉の同等の設備は建屋内部スプレイであるため大飯3/4号炉と同様の記載はなし。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は技術的能力1.14にて整理する。女川2号炉と同様。



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	作業性	大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。	作業性	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。	<p>【女川】 記載内容の相違 ・泊3号炉はホース敷設ルートによる敷設時間に相違はなし。 【大飯】設備の相違 ・大飯はスプレイヘッドを設置しており、泊3号炉と設備に相違がある。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は他条文を参照する構成としている。女川2号炉と同様。</p>
	燃料補給	大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。 また、送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。                      【大飯、女川】                      審査基準改正に伴う相違</p>
<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等</p>	
<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水ピット、復水ピット等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源及び海水等を確保する。                      設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給、炉心注水及び原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転、使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水並びに炉心の著しい損傷及び格納容器破損時の格納容器及びアニュラス部への放水のための水の供給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源であるサブプレッションチェンバ及び復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保する。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を確保するとともに、海を水源として確保する。                      設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海及びほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段、並びに復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への水の補給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを確保する。                      想定される重大事故等に対処するための水源として、ほう酸タンク及び格納容器再循環サンプを確保する。さらに、海を水源として確保する。                      想定される重大事故等に対処するために必要な設備に必要な量の水を供給するため、補助給水ピット、燃料取替用水ピット、ほう酸タンク、格納容器再循環サンプ及び海を水源とした対応手段、並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの水の補給について手順等を整備する。</p>	
<p>対応手段等</p>	<p>復水貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>サブプレッションチェンバを水源とした対応手段</p>	<p>燃料取替用水ピットを水源とした対応手段</p> <p>補助給水ピットを水源とした対応手段</p>	<p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">水源を利用した対応手段</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p>淡水貯水槽を水源とした対応手段</p> <p>復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</li> <li>・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。</li> <li>・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。</li> <li>・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。</li> </ul> <p>なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。</p> </td> </tr> </table>	対応手段等	水源を利用した対応手段	<p>淡水貯水槽を水源とした対応手段</p> <p>復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</li> <li>・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。</li> <li>・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。</li> <li>・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。</li> </ul> <p>なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。</p>		
対応手段等	水源を利用した対応手段	<p>淡水貯水槽を水源とした対応手段</p> <p>復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</li> <li>・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。</li> <li>・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。</li> <li>・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。</li> </ul> <p>なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。</p>				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ及び淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</li> <li>・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。</li> <li>・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。</li> <li>・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。</li> <li>・燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。</li> <li>・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保する。</li> </ul>	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車により原子炉容器へ注水する。</li> <li>・可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。</li> <li>・可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットへスプレイする。</li> <li>・原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプにより補機冷却水を確保する。</li> </ul> <p>原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプが故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、高圧注入ポンプ等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。</p> <p>本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」又は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却又は格納容器内自然対流冷却と同様である。</p> <p>炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が <math>1 \times 10^5 \text{mSv/h}</math> 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部へ放水する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p>	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。</p> <p>本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却水系による除熱と同様である。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プールの水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により放水する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p>	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合は、ほう酸タンクを水源として、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより原子炉容器へほう酸水を注水する。</p>	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	<p>ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>ATWSが発生した場合、又は重大事故等の進展抑制及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注水する。</p>	対応手段等		



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
【比較のため下段より再掲】								
対応手順等	<p>炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。                      燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	<p>復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の水を大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する。                      また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給した海水又は大容量送水ポンプ（タイプI）により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。</p>	<p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として燃料取替用水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により燃料取替用水ピットへ補給する。                      燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>格納容器再循環サンプルを水源とした対応手段</p> <p>水源を利用した対応手段</p> <p>格納容器再循環サンプルを水源として、以下の手段により対応する。                      ・重大事故等対策設備（設計基準拡張）である高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより原子炉容器へ注水する。                      ・重大事故等対策設備（設計基準拡張）である格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。                      ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、B-格納容器スプレイポンプにより原子炉容器へ注水する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。                      燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を使用する場合は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプを淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ1台ずつ投入することにより、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水を利用する手段がある。                      また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>補助給水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として補助給水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットへ補給する。                      補助給水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるが短時間で使用可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違                      ・大飯3/4号炉は、淡水又は海水を復水ピットに補給し、復水ピットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ピットに補給する手順である。                      ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ピットへ直接補給することができる。</p> <p>【大飯】運用の相違                      ・泊3号炉の、可搬型大型送水ポンプ車を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給は、炉心損傷防止が図れる場合と炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心損傷時において、補助給水ピットへ補給する水源の優先順位が異なる</p>
対応手順等	<p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。                      復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>							

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	<p>復水ビットへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水ビットの枯渇、破損等により機能が喪失した場合、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能なNo. 3淡水タンクへの水源切替を優先して実施する。すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合は、燃料取替用水ビット水を高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は燃料取替用水ビットを水源とした対応手段に記載。</p>
	<p>復水ビットへの供給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ビットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ビットへ補給する。                      復水ビットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能なNo. 3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>			
対応手順等	<p>燃料取替用水ビットへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ビットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。                      ・復水ビットを水源とし充てんポンプ又は恒設代替低圧注水ポンプによる炉心注水により原子炉へ注水する。                      ・燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉へ注水する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海水を水源とした対応手段に記載。</p>



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。
	燃料取替用水ビットへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海を水源とした対応手段に記載。
	格納容器スプレイのための代替手段			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。
	燃料取替用水ビットへの供給			
	格納容器スプレイのための代替手段			
	燃料取替用水ビットへの供給			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	格納容器再循環サンプルを水源とした再循環運転			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は格納容器再循環サンプルを水源とした対応手段に記載。
	使用済燃料ビットへの水の供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。
	使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレィ及び放水			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。
	アニュラス部損傷及び格納容器破損時の放水			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配 慮 す べ き 事 項	作業ルート 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	送水ルート 水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。	作業ルート 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	作業ルート 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	相違理由	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉と泊3号炉で保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ビット枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。
	切替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を復水ビットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ビットの保有水量を1,035 m <sup>3</sup> 以上に管理する。 淡水を燃料取替用水ビットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビットの保有水量を1,860 m <sup>3</sup> 以上に管理する。	切替性 大容量送水ポンプ（タイプI）の水源は、淡水貯水槽（No.1）（淡水）及び淡水貯水槽（No.2）（淡水）を優先して使用する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を経由することにより、供給を中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。 サブプレッションチェンバ（内部水源）を水源として使用できない場合、復水貯蔵タンク（外部水源）から注水するが、サブプレッションチェンバ（内部水源）が使用可能となった場合は、外部水源から切り替える。	切替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等時に必要となる十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を補助給水ビットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）を成立させるため、補助給水ビットの保有水量を670m <sup>3</sup> 以上に管理する。 淡水又は海水を燃料取替用水ビットへ補給することにより、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビットの保有水量を1,700m <sup>3</sup> 以上に管理する。	切替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等時に必要となる十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を補助給水ビットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）を成立させるため、補助給水ビットの保有水量を670m <sup>3</sup> 以上に管理する。 淡水又は海水を燃料取替用水ビットへ補給することにより、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビットの保有水量を1,700m <sup>3</sup> 以上に管理する。	相違理由	・泊3号炉の補助給水ビットの保有水量は、補助給水ビットが枯渇（事象発生後7.4時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬式大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。 ・大飯3/4号炉と泊3号炉で燃料取替用水ビット保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」における燃料取替用水ビット枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。
	成立性 海水取水時は、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。	成立性 海水取水時には、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し異物の混入を防止する。	成立性 海水取水時には、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。	成立性 海水取水時には、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。	相違理由	・泊3号炉の燃料取替用水ビットの保有水量は、燃料取替用水ビットが枯渇（事象発生後約12.9時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬式大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。
	作業性 燃料取替用水ビット出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。	作業性 復水貯蔵槽タンク又は淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）又は大容量送水ポンプ（タイプII）のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	作業性 燃料取替用水ビット又は補助給水ビットへの補給で使用する可搬式大型送水ポンプ車のホース敷設等はホース延長・回収車（送水車用）を使用し、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	作業性 燃料取替用水ビット又は補助給水ビットへの補給で使用する可搬式大型送水ポンプ車のホース敷設等はホース延長・回収車（送水車用）を使用し、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	相違理由	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は技術的能力1.14にて整理する。女川2号炉と同様。
	燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料補給 復水貯蔵槽タンク又は淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）又は大容量送水ポンプ（タイプII）のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	相違理由	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。  【女川】設備の相違 ・女川2号炉では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備。 ・泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源後旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電により対応する。（大飯や先行PWRと同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。  【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。（伊方3号炉と同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。
1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		
方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電するための手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	
対応手順等	全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電確認する。 ・空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。 ・他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し、給電する。あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。 ・電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。  代替電源（交流）の給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。	重大事故等対処設備（設計基準拡張）  設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。  対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。	重大事故等対処設備（設計基準拡張）  設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。  対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。  代替交流電源設備による給電手順の優先順位は、代替非常用発電機、可搬型代替電源車の順で使用する。			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	<p>全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）及び可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p>	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を用いて給電する。</li> <li>所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。</li> </ul>	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電する。</li> <li>所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。</li> </ul> <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室で不要な直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要な直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>後備蓄電池の電圧が低下する前までに、可搬型代替直流電源設備により非常用直流母線へ給電する。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は、全交流動力電源喪失発生1時間までに実施する直流負荷切離し操作は、中央制御室のみで実施可能。</li> <li>泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室での操作を実施する。（伊方と同様）</li> </ul> <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）は「代替電源（直流）」に位置づけている。</li> <li>泊3号炉は、女川審査実績を反映し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。</li> </ul>



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	代替所内電気設備による電源給電 所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。	対応手段等	非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。	対応手段等	非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から発電用原子炉を安定状態に収束させるために必要な設備へ給電する。	
配慮すべき事項	負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シナジスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。 号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。 電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	配慮すべき事項	負荷容量 重大事故等対策の有効性を確認する事故シナジスのうち必要な負荷が最大となる「零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	配慮すべき事項	負荷容量 代替非常用発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナジスのうち最大負荷となる。「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 可搬型代替電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	
悪影響防止	悪影響防止 号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。 空冷式非常用発電装置や電源車、号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」又は「切」にする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	悪影響防止	悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタ及びモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線及びパワーセンタの動的負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」又は「引ロック」とする。	悪影響防止	悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーコントロールセンタ及びコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線の動的負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作器を「切」又は「切ロック」とする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由					
配 慮 す べ き 事 項	成 立 性	所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。 また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。 また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	配 慮 す べ き 事 項	作 業 性	暗闇でもヘッドライト、携行型照明等を携行していることから操作対象遮断器の識別が可能である。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみである。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。
	燃 料 補 給	空冷式非常用発電装置、電源車又はディーゼル発電機への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順書等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンクの備蓄量（150kℓ（1基当たり）、4基）及び重油タンク（160kℓ（1基当たり）、4基）を管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 タンクローリーの補給は、軽油タンク又はガスタービン発電設備用軽油タンクの軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク1基あたり約110kℓを6基及び約170kℓを1基、ガスタービン発電設備用軽油タンク1基あたり約110kℓを3基とし、管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、可搬型タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 可搬型タンクローリーの補給は、ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク（SA）の軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、ディーゼル発電機燃料油貯槽（約540kℓ）及び燃料タンク（SA）（約50kℓ）を管理する。								



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。  【大飯】記載方針の相違 泊では、重大事故等時において、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等のために監視が必要なパラメータとして、技術的能力1.11、1.12に係るパラメータも抽出している。（女川実績の反映）
1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		
方針目的	<p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。</p>	<p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。</p>	<p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。</p>	<p>重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。</p>	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る審査基準1.1~1.14の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p>	
パラメータの選定	<p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14のパラメータより選定する。</p> <p>・補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>比較のため下段より再掲</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの分類：原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保及びアンユラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。</p> <p>・重要な監視パラメータ： 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>・有効な監視パラメータ： 主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>・補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。</p> <p>・重要代替パラメータ： 重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）並びに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>比較のため項目順入れ替え</p>	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る審査基準1.1~1.14の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p> <p>抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。</p> <p>また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。</p> <p>一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p> <p>主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</p> <p>代替パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>・重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>・有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p> <p>比較のため上段へ再掲</p>	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る審査基準1.1~1.14の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p> <p>抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。</p> <p>また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。</p> <p>一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p> <p>主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</p> <p>代替パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>・重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>・有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p>			
配慮すべき事項						



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
計器故障時のパラメータ推定 監視機能の喪失 対応手順等	計器故障時、当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。  重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。  比較のため段落順入れ替え	監視機能喪失時 計器の故障時 代替パラメータによる推定 対応手段等	他チャンネルによる計測  主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。  主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。  推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。  代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。	監視機能喪失時 計器の故障時 代替パラメータによる推定 対応手段等	他チャンネル又は他ループによる計測  主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネル又は他ループの重要計器により計測できる場合は、他チャンネルの重要計器を用いた計測を優先し、次に他ループの重要計器を用いて計測を行う。  主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。  推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。  代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。	【女川】設備構成の相違 ・PWRは、原子炉で加熱された1次冷却材を蒸気発生器において2次冷却材と熱交換を行う複数のループで構成しており、一部のパラメータについては当該ループのパラメータを他ループのパラメータにより推定可能である。  【女川】設備の相違 ・女川は流量については異なる物理量での推定手段を整備している。泊は設備構成の相違により主蒸気流量の推定に他チャンネルの主蒸気流量を用いる（大飯も同様）。
	パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量等）又は有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。 ・発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネル又は他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 ・パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 ○同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） ○水位を注水源若しくは注水先の水位変化又は注水量から推定 ○流量を注水先又は注水源の水位変化を監視することにより推定 ○除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 ○1次系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 ○圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定  ○ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 ○あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定 ○装置の動作特性により推定  比較のため記載順入れ替え  比較のため段落順入れ替え		同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 ・水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。 ・流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 ・除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。  ・圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。 ・注水量を注水先の圧力及び温度の傾向監視により推定。 ・未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。 ・酸素濃度 あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。 ・水素濃度を装置の作動状況により推定。 ・エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを推定。 ・原子炉格納容器への空気（酸素）の流入の有無を原子炉格納容器の圧力により推定。 ・使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。 ・原子炉压力容器内の圧力と原子炉格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉压力容器の満水状態を推定。		同一物理量（温度、圧力、水位、流量、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 ・水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。 ・流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 ・除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 ・1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視により推定。 ・圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。  ・未臨界状態の維持を原子炉へのほう酸水注入量により推定。 ・あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。 ・水素濃度を装置の作動状況により推定。  ・使用済燃料ピットの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料ピットの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
対応手順等	監視機能の喪失	計器の計測範囲を超えた場合の パラメータの推定	対応手段等	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	対応手段等	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
		<p>原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉压力容器内の温度と水位である。</p> <p>原子炉压力容器内の温度及び水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定するための手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉压力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。</li> <li>原子炉压力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。</li> </ul>			<p>原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは原子炉压力容器内の温度と水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉压力容器内の温度のパラメータである原子炉压力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉压力容器温度を計測する。</li> <li>原子炉压力容器内の水位を監視するパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量及び低圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉压力容器内の水位を推定する。</li> </ul> <p>なお、原子炉压力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧により、また原子炉压力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉压力容器温度により推定可能である。</p>				
		可搬型計測器による計測			可搬型計測器による計測			可搬型計測器による計測	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
計器電源の喪失	<p>直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視を行う手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失時により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。</li> </ul> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いず直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。</li> <li>常設代替交流電源設備から給電する。</li> <li>可搬型代替交流電源設備等から給電する。</li> <li>直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。</li> </ul> <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順書の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失、直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。</li> <li>常設代替交流電源設備から給電する。</li> <li>可搬型代替交流電源設備等から給電する。</li> <li>直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型代替直流電源設備から給電する。</li> </ul> <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順書の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	【女川、大飯】電源設備構成の相違（詳細は1.14を参照）
	対応手段等		比較のため次ページへ再掲		対応手段等	
記録	<p>パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータ（原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p>	パラメータ記録	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。</p>	パラメータ記録	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、データ伝送設備（発電所内）及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値、可搬型計測器で計測されるパラメータの値及び現場操作時のみ監視する現場の指示値は、記録用紙に記録する。</p>	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
配慮すべき事項	原子炉施設の状態把握	設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲並びに計器の個数を明確化した運転手順書を整備する。	施設の状態把握	発電用原子炉施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	施設の状態把握	発電用原子炉施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）	
	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アンユラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。  推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。  推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。		【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
	電源確保	全交流動力電源及び直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	配慮すべき事項	計測又は監視の留意事項	配慮すべき事項	配慮すべき事項	計測又は監視の留意事項		
対応手段等	計器電源の喪失時の対応	また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。 可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。	計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）			

比較のため前ページより再掲



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。  <b>【大飯】運用の相違</b> ・泊3号炉は、DB11条において「無停電運転保安灯」を設計基準対象施設と整理しているため、本条文においても設計基準対象施設としている。（柏崎、東海第二、島根も泊の「無停電運転保安灯」に相当する照明設備を設計基準対象施設（DB11条での整理）としている。）  <b>【大飯】運用の相違</b> ・泊3号炉は、発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高圧モニタ（高レンジ）の指示値による着用基準により、発電課長（当直）がマスク着用の判断をすることとしている。 <b>【大飯】運用の相違</b> ・大飯は、当直課長が発電所対策本部と協議の上、交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。
1.16 原子炉制御室の居住性に関する手順等		1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	
対応手順等	居住性の確保 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転（以下「中央制御室換気系隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。  ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。  ・中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度又は二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。  ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多線性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。 ・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合又は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、当直課長の指示により全面マスクを着用する。 ・運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、当直課長は発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。	対応手段等	居住性確保 中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようするため、中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽、中央制御室再循環送風機及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。  ・中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転から閉回路循環運転（以下「事故時運転モード」という。）に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員を防護する。 ・炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベント系を使用する前に、中央制御室換気空調系による事故時運転モードを実施し、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）により中央制御室待避所の加圧を実施する。 ・全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室換気空調系へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。  ・中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避所における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避所加圧設備の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁により調整及び管理を行う。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)により照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。	対応手段等	居住性確保 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようするため、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。  ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が閉回路循環運転で運転中であることを確認する。  ・全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が閉回路循環運転にできない場合は、手動によるダンパの開操作により閉回路循環運転の系統構成を行い、常設代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 ・中央制御室空調装置が閉回路循環運転に切り替わった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。  ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電するため、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。 ・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、発電課長（当直）の指示により全面マスクを着用する。 ・運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部は、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
対応手順等	汚染の持ち込み防止	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。	汚染の持ち込み防止	中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。	汚染の持ち込み防止	中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合は、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、中央制御室横通路へチェンジングエリアを平常時から設置しており、チェンジングエリアを運用する場合は、ゴミ箱等の設置を行うことにより使用可能となる。 ・泊3号炉のチェンジングエリアの設置箇所は、平常時は通路部として運用しており、平常時からチェンジングエリアを設営すると運転員等の通行に支障があることから、仮設としている。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様）	
	放射性物質の濃度低減	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアンユラス部から放射性物質低減機能を有するアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アンユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。	運転員等の被ばく低減	非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉建屋原子炉棟から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を防護する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガス処理系へ給電する。 原子炉建屋ブローアウトパネルが非常用ガス処理系運転時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。	放射性物質の濃度低減	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアンユラス部から放射性物質低減機能を有するアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス内圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、B系アンユラス空気浄化設備の弁及びダンパにアンユラス全量排気弁等操作可能型窒素ガスポンベから窒素を供給するための系統構成を行い、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アンユラス空気浄化ファンを運転する。		【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、アンユラス空気浄化設備運転において、A、B両系のアンユラス空気浄化設備の弁を開操作する設計としている。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様）
	放射線管理	チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放管班員が身体サーベイを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。		
電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置及び可搬型照明へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンユラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパ及び中央制御室排風機出口ダンパ等へ給電する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、常設代替電源設備を用いてB系アンユラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・泊3号炉は、窒素ポンベを使用する。		



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。  【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）  【女川】記載内容の相違（60条との記載内容の統一） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）  【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。		
対応手順等	通常時よりモニタリングステーション及びモニタリングポストにて放射線量を連続測定していることから、重大事故等時に設備が健全である場合は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストを優先し、機能が喪失した場合は、重大事故等対処設備である可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側個地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用する。 重大事故等時の放射性物質の濃度（空気中）は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 放射性物質の濃度（空気中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬型ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。 重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。	放射性物質の濃度及び放射線量の測定 対応手段等	放射性物質の濃度及び放射線量の測定 対応手段等	放射性物質の濃度及び放射線量の測定 対応手段等		
対応手順等	風向、風速その他の気象条件は、可搬型気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。 風向、風速その他気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測装置を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型気象観測装置を使用する。	風向、風速その他 対応手段等	風向、風速その他 対応手段等	風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測装置を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、可搬型気象観測装置を用いて測定し、及びその結果を記録する。 風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録する。	風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測装置を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、可搬型気象観測装置を用いて測定し、及びその結果を記録する。 原災法該当事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測装置を配置し、風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】【大飯】運用方法の相違 ・泊は過去の審査会合指図を受けた対応として、可搬型気象観測装置を気象観測装置の代替のほかに緊急時



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
共通事項	測定頻度	重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できなくなった場合の放射線量の測定は、可搬式モニタリングポストにより連続測定を行う。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。 重大事故等時の風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。	測定頻度	可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。	測定頻度	可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定とする。	対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。  【大飯】運用方法の相違 ・大飯は放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に検出器の養生作業を行うこととしている。 泊は女川と同様にブルーム通過後バックグラウンド低減対策が必要と判断した場合に検出器保護カバーの交換を実施する。  【女川】【大飯】設備の相違 ・泊は各モニタリングポスト・ステーションに専用の非常用発電機も設置している（女川、大飯は無停電電源装置のみ） ・なお、島根2号炉は泊と同様に専用の非常用発電機を設置している。
	バックグラウンド低減対策	重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。 放射性物質の放出により、モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。	バックグラウンド低減対策	周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬型放射線計測装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所へ移動して、放射性物質の濃度を測定する。	バックグラウンド低減対策	周辺汚染によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポスト養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても放射能測定装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所へ移動して、放射性物質の濃度を測定する。	
	他の機関との連携体制	重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材及び要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	他の機関との連携	敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	他の機関との連携	敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電される。	電源確保	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト専用の無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	電源確保	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動でモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>方針目的</b></p> <p>緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に係る手順等を整備する。</p> <p><b>居住性の確保</b></p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。(以下、緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。また、緊急時対策所可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気設備」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所を立ち上げる場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を緊急時対策所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</li> </ul> <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気設備切替えに備え、空気供給装置の系統構成等の準備を行う。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>方針目的</b></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p><b>対応手段等</b></p> <p>緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</li> </ul> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機又は電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>方針目的</b></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p><b>対応手段等</b></p> <p>緊急時対策所へ、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。(以下、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、「可搬型空気浄化装置」という。また、可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気空調設備」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所を立ち上げる場合は、可搬型空気浄化装置を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。</li> </ul> <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気空調設備切替えに備え、空気供給装置（空気ポンプ）の系統構成等の準備を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電し、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【女川】設計の相違          女川の空調設備は常設設備であるのに対し、泊の空調設備は可搬設備であり、運転時に可搬ダクト接続の操作及び運転後は空気流入量の調整が伴う。同様に可搬設備で対応する大飯とは相違なし。          【大飯】【女川】設計方針の相違          泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置していることから操作場所や接続場所が2箇所となる。</p> <p>【女川】設計の相違          女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p>



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
居住性の確保	<p>原子力災害対策特別措置法第10条<b>事象</b>が発生した場合、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所へ、<b>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</b>を3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>原子炉格納容器からブルームが放出され、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ又は緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>その後、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>	居住性の確保	<p>「原子力災害対策特別措置法」第10条<b>特定事象</b>が発生した場合、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。</p> <p>原子炉格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機へ切り替える。</p>	居住性の確保	<p>「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する<b>事象</b>又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する<b>事象</b>（以下「<b>原災法該当事象</b>」という。）が発生した場合、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内へ、可搬型モニタリングポストを3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置するとともに、緊急時対策所付近に設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <p>可搬型モニタリングポスト等の指示値上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>原子炉格納容器からブルームが放出され、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における緊急時対策所換気空調設備を可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。</p> <p>その後、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポストの指示値が低下し、周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと判断した場合は、緊急時対策所換気空調設備を空気供給装置から可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>	<p>【大飯】【女川】・記載内容の相違                  原災法15条<b>事象</b>発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)</p> <p>【女川】・設計の相違                  いずれもブルーム放出時の緊急時対策所内の正圧維持に係わる手順であるが、PWRではSA時に原子炉格納容器ベントは実施せず判断のタイミングと屋外のモニタリング設備の手順着手の判断基準が異なる。</p>
	<p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を<b>緊急時対策所</b>に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>		<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を<b>緊急時対策所</b>に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p>		<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を<b>緊急時対策所指揮所</b>に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	
必要な指示及び通信連絡	必要な指示及び通信連絡	必要な指示及び通信連絡	必要な指示及び通信連絡	必要な指示及び通信連絡	必要な指示及び通信連絡	



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
必要な数の要員の収容	緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。	必要な数の要員の収容	緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。	必要な数の要員の収容	緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。	【女川】記載内容の相違 原災法第15条事象発生を考慮した記載として、(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備(線量計、マスク等)を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</li> <li>緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェン징エリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</li> <li>外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備(汚染防護服、個人線量計、全面マスク等)及びチェン징エリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</li> <li>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェン징エリアを設置する。</li> <li>少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備(汚染防護服、個人線量計、全面マスク等)及びチェン징エリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</li> <li>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、原災法該当事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェン징エリアを設置する。</li> <li>少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</li> </ul>	
	非常用母線からの給電喪失時は、電源車(緊急時対策所用)を起動し緊急時対策所へ給電する。 代替交流電源として電源車(緊急時対策所用)は、緊急時対策所立ち上げ時にケーブル接続を行う。 緊急時対策所立ち上げ時には、待機側の電源車(緊急時対策所用)のケーブル接続も行う。故障等により電源車(緊急時対策所用)の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の電源車(緊急時対策所用)を起動し切り替える。		緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガスタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車(緊急時対策所用)を用いて給電する。		緊急時対策所の電源喪失時は、緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。 代替交流電源である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所の立ち上げ時にケーブル接続等の準備を行うとともに起動し、緊急時対策所の電源が喪失した場合に緊急時対策所へ給電を開始する。 ブルーム放出のおそれがある場合には、待機側の緊急時対策所用発電機も起動して無負荷運転で待機する。故障等により発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の緊急時対策所用発電機からの給電に切り替える。	
重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。 また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。 また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。 また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。	【大飯】【女川】設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置。			
代替電源(交流)の給電	代替電源設備からの給電	代替電源設備からの給電				
配置	配置すべき事	配置	配置すべき事			



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
放射線管理	<p>チェンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。汚染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、切替えが必要となった場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換又は保管を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある<b>緊急時対策所内</b>で待機する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調設備が故障する等、切替えが必要となった場合は待機側への切替えを行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が<b>緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所の外</b>で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある<b>指揮所用空調上屋又は待機所用空調上屋の待機エリア内</b>で待機する。</p>	<p>【大飯】・運用の相違                      身体サーベイを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。十分な厚さの壁を設置しており、放射線影響を低減することができることから運用上の問題はない。</p>	
	<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉及び4号炉原子炉補助建屋に設置されている安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、空冷式非常用発電装置により給電される。                      給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>		<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。</p>		<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバについては、常設代替交流電源設備より給電する。                      給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>		<p>【大飯】記載方針の相違                      燃料補給に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」に記載する。（女川と同様）</p>
	<p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク又は重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.14 電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵タンク（150kℓ以上（1基当たり）、4基）及び重油タンク（160kℓ以上（1基当たり）、4基）を管理する。</p>						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19 まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設計の相違① 女川ではフィルタバント操作によるブルーム発生に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室待避所を設置していない。 【大飯】【女川】設計の相違② 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備運用の相違 泊では衛星電話設備を使用して共有する 【女川】設計の相違上記①参照。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。  重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等及び緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニター車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。  全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。  通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。  重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用する。  全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を使用する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する。  重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置等を使用する。  全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。  通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。  重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室待避所と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。  発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン等を使用する。  全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いて、これらの設備へ給電する。  通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。  重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	
対応手順等	発電所内との通信連絡 対応手段等	発電所内との通信連絡 対応手段等	発電所内との通信連絡 対応手段等			



1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
発電所外（社内外）との通信連絡 対応手順等	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p>	発電所外（社内外）の通信連絡 対応手段等	<p>重大事故等対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</li> <li>緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</li> <li>緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。</li> <li>緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</li> </ul>	発電所外（社内外）との通信連絡 対応手段等	<p>発電所災害対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</li> <li>緊急時対策所指揮所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</li> <li>緊急時対策所指揮所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。</li> <li>緊急時対策所指揮所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>







1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配 慮 す べ き 事 項	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	電 源 確 保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。</p>	電 源 確 保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【大飯】設計の相違                  ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星電話（可搬）を設置又は保管している。                  ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1 / 2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。                  【大飯】【女川】設計の相違                  緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて衛星電話設備（FAX）を利用可能としている（柏崎6 / 7号炉と同様）                  【大飯】【女川】設計の相違②                  泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。                  【大飯】設計の相違                  ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。                  ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1 / 2号炉</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。 【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
第5.1.2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	
1.2	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	45分	1.2	高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.2	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員（中央制御室、現場）	2	40分以内	
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。				原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員（中央制御室、現場）	5	110分以内		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3と同様			
1.3	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2にて整備する。			1.3	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様			1.3	常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	1.14と同様			
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.2にて整備する。				可搬型代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様				現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2と同様			
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	30分以内		可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	45分以内		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場）	2	20分以内	
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	30分		高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガス供給系（非常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え）	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内		加圧器逃がし弁操作作用可搬型窒素ガスポンプによる加圧器逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場）	2	35分以内	
窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	45分	1.3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガスポンプ切替え）	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内	1.3	常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	1.14と同様				
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55分		高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガスポンプ切替え）	運転員（現場）	2	35分以内		常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	1.14と同様				
可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	65分	1.3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガスポンプ取替え）	運転員（現場）	2	105分以内	1.3	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）	運転員（中央制御室、現場）	4	60分以内		
緊急安全対策要員	2				代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	25分以内		代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放（高圧窒素ガスポンプ取替え）	運転員（現場）	2		80分以内	
					代替直流電源設備による復旧	1.14と同様									
					代替交流電源設備による復旧	1.14と同様									
					インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）	運転員（中央制御室、現場）	5	300分以内							

第2表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。

【大飯】設備の相違  
 ・大飯3/4号炉は、窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）による手段に加えて、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により代替空気を確保する手段を整備  
 ・泊3号炉は、加圧器逃がし弁操作作用可搬型窒素ガスポンプにより加圧器逃がし弁の代替空気を確保する手段のみ（川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉と同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由			
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間				
1.4	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分	1.4	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉压力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.4	B一格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	2	25分以内	<p>【大飯】記載内容の相違①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は「恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」手段について、フロントライン系機能喪失時とサポート系喪失時の要員及び要員数が同じである。</li> <li>泊3号炉は、フロントライン系故障時とサポート系故障時の要員数が異なるため、それぞれ記載している。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様と同様）</li> </ul> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、送水車により海水を仮設組立式水槽に補給し、可搬式代替低圧注水ポンプにて代替炉心注水を実施する。</li> <li>泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接注水可能である。（柏崎6/7号炉と同様）</li> </ul> <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、運転停止中の炉心注水の手段として蓄圧タンクによる炉心注水を実施する。</li> <li>泊3号炉では蓄圧タンクからの注水を作業員の安全に配慮する必要があるため実施しない。（川内1/2号炉と同様）</li> <li>泊3号炉の停止時有効性評価では、全交流動力電源喪失時において代替格納容器スプレイポンプによる炉心注水にて炉心損傷防止を図ることとしている。（伊方3号炉、玄海3/4号</li> </ul>			
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	4	30分		低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	385分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内		災害対策要員	1	
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室）	1	4時間	重大事故等対応要員	10	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場）			2	35分以内	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水			運転員（中央制御室、現場）	3	200分以内
	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	運転員等 （中央制御室、現場）	2				15分	B一格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	運転員（中央制御室、現場）		3		84分	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水		運転員（中央制御室、現場）	2	
	B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	3	15分	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	15分	主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出		1.3と同様							
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	1.3にて整備する。 （主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）																



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間			
1.5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。			1.5	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	75分以内	1.5	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3と同様			【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様		
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様					
	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	20	9時間		フィルタ装置への水補給	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水	運転員（中央制御室、現場）	3	270分以内		災害対策要員	6
1.6	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。			1.5	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員（中央制御室、現場）	3	315分以内	1.6	C、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			【大飯】 記載方針の相違② ・大飯3.4号炉と同等手段である「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー」は自主対策のため記載せず。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様）  【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は、燃料補給の手順を1.14にて整備している。		
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	運転員等（中央制御室、現場）	3	30分		原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員（中央制御室、現場）	5	315分以内		代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	3	30分以内		災害対策要員	1
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	80分以内		代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	2	30分以内		災害対策要員	1
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	4時間		耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様					
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給	緊急安全対策要員	2	106分		原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	運転員（中央制御室、現場）	3	540分以内								
	送水車への燃料補給	緊急安全対策要員	2	100分		原子炉格納容器代替スプレー冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレー	運転員（中央制御室、現場）	3	385分以内								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間			
1.7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 1	60分	1.7	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(系統構成)	運転員(中央制御室、現場)	3	75分以内	1.7	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員(中央制御室、現場)	2	65分以内	<p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様</p> <p>【大飯】 設備の相違① ・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊3号炉は、窒素ガスポンベを使用する。</p>		
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(ベント操作:S/C側ベントの場合)	運転員(中央制御室、現場)	3	115分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	1.6と同様					
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。				フィルタ装置への水補給	運転員(中央制御室、現場)	3	380分以内		可搬式大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員(中央制御室、現場)	3	275分以内		災害対策要員	6
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	1 20	8時間		可搬窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	運転員(中央制御室、現場)	3	30分以内			
恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素バージ	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	運転員(中央制御室、現場)	2	30分以内	災害対策要員	1				
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	1 12	4時間	代替循環冷却系使用時における原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	1.5と同様				B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水	1.4と同様							
1.8	A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	1.4にて整備する。			1.8	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	1.4と同様						
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。				原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水	1.4と同様						
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。				低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内	災害対策要員		2	
	B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	1.4にて整備する。				可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内		アニュラス空気浄化設備による水素排出 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員(中央制御室、現場)	2				35分以内
1.9	可搬型格納容器水素ガス濃度計	運転員等 (中央制御室、現場)	2	50分	1.9	可搬式窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内	1.10	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内			
1.10	水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員等 (中央制御室、現場)	2	45分		フィルタ装置への水補給	1.7と同様										
	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転					原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素バージ	1.7と同様										
	水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55分	代替電源による必要な設備への給電	1.14と同様											
1.10	可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55分	1.10	代替電源による必要な設備への給電	1.14と同様										



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由					
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間						
1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員	5	2.7時間	1.11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	災害対策要員 災害対策要員（支援）	6 2	200分以内	<p>【大飯】運用の相違            ・泊3号炉は、定期事業者検査中の使用済燃料ピットの中に燃料体を貯蔵している期間が、炉心に燃料体がないが、使用済燃料ピットに保管している燃料体の崩壊熱が大きく、使用済燃料ピットの水が沸騰するまでの時間も短くなることから、災害対策要員7名で実施する手順を整備しており、炉心に燃料体がある場合とない場合の2つのケースの成立性について記載している。</p> <p>【大飯】運用の相違            ・大飯3/4号炉は、建屋へ放水する手順のため、操作手順を記載している。</p> <p>・泊3号炉は、技術的能力1.11と同様に使用済燃料ピットへのスプレイにより大気への拡散抑制を行う手順であることから、操作手順を技術的能力1.11へリンクさせる記載としている。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様）</p> <p>【大飯、女川】運用の相違            ・泊は、使用済燃料ピットの中に燃料体を貯蔵している期間において、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。</p>					
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	7	2時間		燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水（使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間）	災害対策要員（支援）	3	2		250分以内				
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.12にて整備する。（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様）				燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイツノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	災害対策要員（支援）	7	1		150分以内				
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	緊急安全対策要員	4	2時間		燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	1.12と同様								
1.12	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間	大気への放射性物質の拡散抑制				1.12と同様				1.12	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視		災害対策要員	4	120分以内		
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間	代替電源による給電				1.14と同様							可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	1.14と同様			
	送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間	1.12	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（海水ポンプ室からの取水）	保修班員	6	280分以内	1.12	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	災害対策要員				6	280分以内			
	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（取水口からの取水）	保修班員	6	395分以内		集水網シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	放管班員				3	210分以内			
					1.12	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	保修班員	10	190分以内	1.12	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイツノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.11と同様								
						放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	重大事故等対応要員	6	205分以内		可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	災害対策要員	6	335分以内						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.13	海水を用いた復水ビットへの補給	緊急安全対策要員	5	3.4時間	1.13	復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）			1.2と同様	1.13	燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は淡水又は海水を復水ビットに補給し、復水ビットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ビットに補給する手順である。 ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ビットへ直接補給することができる。（女川2号炉、島根2号炉、柏崎6/7号炉と同様）
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等（中央制御室、現場）	3	110分		復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）			1.2と同様		燃料取替用水ビットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（炉心注水時）	1.4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）				復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水			1.4と同様		燃料取替用水ビットを水源としたB-1格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（格納容器スプレイ時）	運転員等（中央制御室、現場）	2	110分		サブプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保			1.7と同様		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ			1.6と同様	
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	緊急安全対策要員	3			淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水	重大事故等対応要員	9	380分以内		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ			1.7と同様	
	復水ビットから燃料取替用水ビットへの補給	運転員等（中央制御室、現場）	2	100分		淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水			1.4及び1.8と同様		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様	
	緊急安全対策要員	3	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却					1.6と同様	補助給水ビットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水				1.2及び1.3と同様		
	A格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	1.4にて整備する。				淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給			1.5及び1.7と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水			1.4と同様	
	海水から使用済燃料ビットへの注水	1.11にて整備する。				淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-1格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却			1.6及び1.7と同様	
	送水車による使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ	1.11、1.12にて整備する。 （送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ、送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制と同様）				淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水			1.11と同様	
大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.11、1.12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ビットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様）			淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水			1.11と同様	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ			1.11と同様				
大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水	1.12にて整備する。			淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水			1.11と同様	海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却			1.5及び1.7と同様				
				淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ			1.11と同様	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却			1.5と同様				



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				1.13	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.11及び1.12と同様				1.13	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	運転員（現場）	1	200分以内
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	380分以内	海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制		1.11及び1.12と同様				災害対策要員		6			
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	370分以内	海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火		1.12と同様				運転員（現場）		1	200分以内		
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	540分以内	格納容器再循環サンプルを水源としたB-格納容器スプレイポンプ（RHRS-連絡ライン使用）による代替再循環運転		1.4と同様				災害対策要員		6			
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	485分以内	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給		運転員（現場）	1	35分以内	燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）	運転員（中央制御室、現場）		2	30分以内		
	海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	1.4及び1.8と同様					燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	災害対策要員		1	運転員（中央制御室、現場）		2			
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却	1.6と同様					海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	災害対策要員	6	燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	運転員（中央制御室、現場）		2	30分以内		
	海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様					海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	災害対策要員	6	燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	災害対策要員		1			
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様					燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの補給	災害対策要員	6	燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	災害対策要員		1			
	海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様					燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの補給	災害対策要員	6	燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	災害対策要員		1			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
		海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様				
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				
		海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	1.5と同様				
		海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様				
		海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	1.12と同様				
	1.13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	370分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	270分以内		
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	295分以内		



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	4	20分	1.14	常設代替交流電源設備による給電（ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電）	運転員(中央制御室) 保修班員	2 2	45分以内	1.14	常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電）	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	2 2	15分以内	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊3号炉の常設代替交流電源設備による給電はメタクラB系受電後にメタクラA系受電することから、B系とA系を分けた記載としている。(島根と同様)(以降、相違理由を省略)</li> <li>【大飯】運用の相違</li> <li>泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。(伊方3号炉と同様)</li> <li>【大飯】設備の相違</li> <li>大飯3/4号炉は、蓄電池(安全防護系用)のみで全交流動力電源喪失後24時間にわたり直流電源による給電が可能である。</li> <li>泊3号炉は、蓄電池(非常用)と後備蓄電池を併せて24時間にわたり直流母線へ給電する設備設計がある。(川内1/2号炉、伊方3号炉と同様)</li> <li>【大飯】記載方針の相違</li> <li>泊3号炉は、代替非常用発電機の現場からの起動手順を整備している。(女川と同様)</li> <li>【大飯】【女川】設備の相違</li> <li>大飯3/4号炉は、代替電源(交流)からの給電手段により非常用高圧母線へ給電し、可搬式整流器を介して直流母線へ電源供給可能。</li> <li>女川2号炉は可搬式代替直流電源設備に常設代替直流電源設備(125V代替充電器及び250V充電器)も含めた設備構成としており、可搬式代替交流電源設備の電源</li> </ul>
	号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 2	75分		可搬型代替交流電源設備による給電(電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電)	運転員(中央制御室、現場) 重大事故等対応要員	4 3	125分以内		常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電)	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	2 2	40分以内	
	電源車による代替電源(交流)からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 4	60分		所内常設蓄電式直流電源設備による給電(不要直流負荷の切離し操作)	運転員(現場)	2	60分以内		常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるコントロールセンタA系及びパワーコントロールセンタB系受電)	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	2 2	45分以内	
	号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 6	2.4時間		所内常設蓄電式直流電源設備による給電(125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作)	運転員(現場)	2	30分以内		常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電)	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	2 2	50分以内	
	蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	2	20分		常設代替直流電源設備による給電	運転員(中央制御室、現場)	3	50分以内		常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電)	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	4 2	65分以内	
	可搬式整流器による代替電源(直流)からの給電	運転員等(現場) 緊急安全対策要員	1 2	110分		可搬型代替直流電源設備による給電(電源車による125V代替充電器及び250V充電器への給電)	運転員(中央制御室、現場) 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電)	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	4 2	70分以内	
	代替所内電気設備による交流及び直流の給電(空冷式非常用発電装置)	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 2	3.8時間		可搬型代替直流電源設備による給電(125V代替蓄電池を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作)	運転員(現場)	2	40分以内		常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の現場からの起動によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電)	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	4 2 3	240分以内	
	空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		代替所内電気設備による給電(電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電)	運転員(中央制御室、現場) 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		可搬型代替交流電源設備による給電(可搬式代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電)	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	2 3	20分以内	
	電源車への燃料(重油)補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給	重大事故等対応要員	2	135分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電(1時間以内の不要な直流負荷の切離し操作)	運転員(中央制御室、現場)	2	30分以内	
	ディーゼル発電機への燃料(重油)補給	緊急安全対策要員	2	90分		タンクローリから各機器への補給	重大事故等対応要員	2	40分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電(8時間以降の不要な直流負荷の切離し操作)	運転員(現場)	1	55分以内	
						タンクローリからガスタービン発電設備軽油タンクへ補給	重大事故等対応要員	2	50分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電(蓄電池(非常用)及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作)	運転員(中央制御室、現場)	2		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	<p>車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する125V代替充電器及び250V充電器を使用する。</p> <p>泊3号炉では、非常用高圧母線を經由することなく、直流母線へ直接電源供給可能な直流電源専用の交流発電機である可搬型直流発電機を配備。</p> <p>(川内1/2号炉、伊方3号炉と同様)</p> <p>【大飯】【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3/4号炉は、代替所内電気設備分電盤から可搬型整流器を經由して非常用直流母線への給電が可能。</li> <li>女川2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備している。</li> <li>泊3号炉では、代替所内電気設備から非常用直流母線への給電はできないが、重大事故等対処設備である可搬型直流電源用発電機を用いた手段により、非常用直流母線への給電が可能。(川内1/2号炉、伊方3号炉と同様)</li> </ul> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉では、直流駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するための設備を設けている。250V蓄電池は、有効性評価の全交流電源喪失シナリオへの対応のために設置する直流駆動低圧注水系ポンプへ電源を供給する設備であり、先行他社にない設備である。</li> </ul> <p>【女川】設備の相違</p>
			可搬型代替直流電源設備による給電（可搬型直流電源用発電機によるA直流母線又はB直流母線）	運転員（現場）	1	190分以内	
				災害対策要員	3		
			代替所内電気設備による給電（代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場）	2	205分以内	
				災害対策要員	2		
			代替所内電気設備による給電（可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場）	1	380分以内	
				災害対策要員	3		
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	災害対策要員	2	105分以内	
		1.14	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	運転員（現場）	1	165分以内	
				災害対策要員	2		
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）	災害対策要員	2	105分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（代替非常用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	55分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型代替電源車へ補給する場合）	災害対策要員	2	60分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型直流電源用発電機へ補給する場合）	災害対策要員	2	25分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給（可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合）	災害対策要員	2	30分以内	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉					相違理由
		No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	<p>・女川2号炉はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにて自動補給される。</p> <p>・泊3号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機等へ補給する。</p> <p>【大飯】設備の相違          ・大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料(重油)」又は「燃料(軽油)」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。</p> <p>・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみであることから「1.14.2.4燃料の補給手順」の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。</p> <p>【女川】記載方針の相違          ・泊3号炉は、燃料を補給する設備毎に要員数と想定時間を記載(大飯と同様)</p>
		1.14	可搬型タンクローリーから各機器への補給(可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合)	災害対策要員	2	25分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給(緊急時対策所用発電機へ補給する場合)	災害対策要員	2	25分以内	
			可搬型タンクローリーから各機器への補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合)	災害対策要員	2	25分以内	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	緊急安全対策要員	2	35分		代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			【大飯】 設備の相違① ・1.10記載理由と同様
1.16	中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合）	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1 2	70分	1.15	可搬型計測器による計測	運転員 (中央制御室) 重大事故等対策要員(運転員を除く。)	1 1	55分以内	1.16	中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	運転員 (中央制御室) 災害対策要員	1 2	25分以内 40分以内	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55分	1.16	チェンジングエリアの設置及び運用手順	放射線管理班員	2	90分以内		チェンジングエリアの設置及び運用手順	放管班員	2	100分以内	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55分		現場での原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止手順	運転員（現場）	2	200分以内		アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	運転員(中央制御室、現場) 災害対策要員	2 2	35分以内	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5時間	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポストの代替測定）	放射線管理班員	4	270分以内	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替測定）	放管班員	2	190分以内	<p>【大飯】記載方針の相違            大飯は発電所海側と緊急時対策所付近に設置する可搬式モニタリングポストでの放射線量の測定を1つの項目でまとめて記載している。</p> <p>【大飯】【女川】運用方法の相違            泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬式気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。</p>	
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間※1		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放射線管理班員	2	90分以内		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放管班員	2	120分以内		
	可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分		可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内		可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	80分以内		
	可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分		可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内		可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	80分以内		
	可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分		可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内		
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間※2		海上モニタリング	放射線管理班員	3	200分以内		海上モニタリング	放管班員	3	200分以内		
	モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間		モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	390分以内		モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	放管班員	2	340分以内		
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間	可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	400分以内	可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放管班員	2	170分以内				
					放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	20分以内	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放管班員	2	30分以内				
					代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放射線管理班員	2	210分以内	可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放管班員	2	100分以内				
※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位及び緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。 ※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、約100分。					モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 1.14と同様					モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 1.14と同様						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分	1.18	緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内	1.18	可搬型空気浄化装置運転手順	総括班員	4	60分以内	
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	55分		緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順）	放射線管理班員	2	10分以内		空気供給装置（空気ポンペ）による空気供給準備手順	総括班員	4	70分以内	
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急安全対策要員	2	47分		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順	1.17と同様				緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順	放管班員	4	30分以内	
	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	2	4分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）への切替手順）	保修班員	1	3分以内		可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順	1.17と同様			
	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順）	保修班員	1	5分以内		空気供給装置（空気ポンペ）への切替準備手順	総括班員	4	5分以内	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		必要な数の要員の収容に係る手順等（チェンジングエリアの設置及び運用手順）	放射線管理班員	2	20分以内		空気供給装置（空気ポンペ）への切替手順	総括班員	4	2分以内	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分		必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所換気空調系の切替手順）	保修班員	1	5分以内		可搬型空気浄化装置への切替手順	総括班員	4	5分以内	
	電源車（緊急時対策所用）準備手順	緊急安全対策要員	2	24分		代替電源設備からの給電手順（電源車による給電）	重大事故等対応要員	3	30分以内		チェンジングエリアの設置及び運用手順	放管班員	2	40分以内	
	電源車（緊急時対策所用）起動手順	緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員	1 1	5分		1.19	代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様			可搬型空気浄化装置の切替手順	総括班員	4	5分以内	
	電源車（緊急時対策所用）の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分							緊急時対策所用発電機準備手順	総括班員	4	15分以内	
電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.3時間					緊急時対策所用発電機起動手順	総括班員	4	15分以内				
1.19	—	—	—	—					緊急時対策所用発電機の切替手順	総括班員	2	10分以内			
									緊急時対策所用発電機の接続先切替手順	総括班員	2	30分以内			
									1.19	代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様				

【女川】設計の相違  
 空気供給装置使用のための系統構成が必要であることから手順を整備（大飯と同様）

【大飯】【女川】設計の相違  
 可搬型モニタリングポストに加え可搬型気象観測設備を用いてブルーム通過判断を行う。

【大飯】記載方針の相違  
 大飯はあらかじめチェンジングエリアを設置していることで手順記載はない。泊は資機材移動や必要により補修を行うことを含め手順を整備（女川と同様）

【大飯】【女川】運用の相違  
 緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合には緊急時対策所持機側から給電する設計であるが、緊急時対策所持機側も含め故障した場合を想定し、健全である緊急時対策所持機側待機所（緊急時対策所持機側指揮所）の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順を整備する。

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備..... 1.0.1-2</p> <p>第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備..... 1.0.1-3</p> <p>第3表 対応手順の抽出..... 1.0.1-4</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-10</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-10</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-10</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-10</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>女川との比較において、BWR固有の設備や対応手段であり、泊と比較対象とならない記載内容については、マーキング( )を施している。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備の選定の考え方が明確に記載している伊方の資料を参考としていることから、伊方と比較する。(資料の構成は、伊方、玄海と同様)</p> <p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.1-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えについて

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順を運転員が使用する故障・事故処理内規、災害対策本部が使用する緊急時対応内規に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <p>① 重大事故等対処設備を用いる手順。                  ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。                  ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合と異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。                  ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。</p> <p>選定した切替え操作を必要とする重大事故等対処設備は、充てんポンプB（自己冷却式）、格納容器スプレイポンプ、格納容器再循環ユニット、補助給水タンクであり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に処理する系統に切り替えるために必要な手順を非常時操作手順書（設備別）に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、復水補給水系、ほう酸水注入系、ろ過水系及び燃料プール補給水系があり、第1表に本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備、第2表に本来の用途以外で使用する自主対策設備を示し、第3表に対応手順の抽出、別紙1に操作の概要を示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に処理する系統に切り替えるために必要な手順を運転員が使用する「運転要領」、発電所対策本部が使用する「重大事故等および大規模損壊対応要領」に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <p>① 重大事故等対処設備を用いる手順。                  ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。                  ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合と異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。                  ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、B-格納容器スプレイポンプ、補助給水ピット、B-充てんポンプ（自己冷却）、C、D-格納容器再循環ユニット及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプがあり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映）                  【伊方】記載表現の相違                  ・操作方法の追加（女川実績の反映）                  【女川】【伊方】記載表現の相違                  ・手順名称の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映）                  【伊方】記載表現の相違                  【伊方】設備の相違                  ・泊は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを本来の用途以外の用途で使用し可搬型タンクローリーへ燃料を補給する手段がある。（詳細は技術的能力まとめ資料1.14にて整理）（以降、相違理由を省略）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切替えるために、弁操作により切替えるようにしている。その他、放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統等（化学体積制御系統又は海水系統と原子炉補機冷却水系統等）の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所については、ディスタンスピースを用いる。ディスタンスピースは、一般的なフランジ接続作業と同等であり容易に操作できる。</p> <p>また、切替えのための手順を整備するのみではなく、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに操作できるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切り替えるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために、弁操作により切替えるようにしている。</p> <p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切替えるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>【伊方】設備の相違・泊は、ディスタンスピースによる切替えではなく、弁操作により通常時に使用する系統から切替える。(女川と同様)                      (以降、相違理由を省略)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
	第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備					【女川】記載箇所の相違
	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目		
	復水補給水系 (MUWC)	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替炉心冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注入弁を「開」にして原子炉压力容器へ注水を行う。	1.4 1.8		
炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉压力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉压力容器へ注水を行う。			1.4			
残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。			1.6			
炉心損傷時、原子炉压力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ペダスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。			1.8			
炉心損傷時、原子炉压力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。			1.8			
ほう酸水注入系 (S L C)	万一制輻棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定常出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉压力容器へ注水を行う。	1.2			



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替の容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
	第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備					
	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目		
	ろ過水系 (FW)	プラント起動・停止時及び過常運転時に、プラント構成機器の中で、ろ過水を必要とする機器へろ過水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕、代替蒸餾冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔直流駆動低圧注水系ポンプ〕が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。  炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合には、代替蒸餾冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。  残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器内へスプレイを行う。  炉心の著しい損傷が発生した場合に、代替蒸餾冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)〔代替蒸餾冷却ポンプ〕及び原子炉格納容器下部注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器下部に注水を行う。  使用済燃料プールの水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合に、ろ過水タンクを水源として使用済燃料プールへ注水を行う。	1.4 1.8  1.4  1.6  1.8  1.11		
	燃料プール補給水系 (FPMUW)	燃料プール補給水ポンプにより復水貯蔵タンクの使用済燃料プールへ注水する。	炉心損傷時、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉容器への水漏れを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへ水垂りを行う。	1.10		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

表1 設備の選定

項目	設備名	機能	選定理由	選定基準	選定結果	選定理由	選定結果
1.1 緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給

注1 ○：設備が本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備であることを示す。  
 注2 △：設備が本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備であることを示す。  
 注3 ×：設備が本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備であることを示す。  
 注4 ○：設備が本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備であることを示す。  
 注5 △：設備が本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備であることを示す。

伊方発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

No	項目	対応手段	本来の用途 (設備)	本来の用途 (可動範囲)
1.1	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○

第3表 対応手順の抽出 (L10)  
 ○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

泊発電所3号炉

相違理由

No	項目	選定理由	選定結果	選定理由	選定結果
1.1	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○
	緊急停止時における電源供給	緊急停止時における電源供給	○	○	○

【伊方】記載方針の相違（女川実証の反映）  
 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順の追加

【女川】記載方針の相違

※1 詳細機動水圧系による原子炉圧力容器への注水については本来の用途ではないが、切替え操作が不要のため対象外。

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7)















泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	
130	<p>注1 ○：重大事故等対応設備を用いる手順、×：多機能対応設備を用いる手順、－：設備を用いない手順</p> <p>注2 ○：設計基準対象設備としての機能を有するもの、×：設計基準対象設備としての機能を有しないもの</p> <p>注3 ○：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの、×：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの</p> <p>注4 ○：重大事故等時に切替え動作を要するもの、×：重大事故等時に切替え動作を要しないもの</p> <p>注5 ○：設計基準対象設備としての機能を有しないもの(参考)</p>
131	<p>注1 ○：重大事故等対応設備を用いる手順、×：多機能対応設備を用いる手順、－：設備を用いない手順</p> <p>注2 ○：設計基準対象設備としての機能を有するもの、×：設計基準対象設備としての機能を有しないもの</p> <p>注3 ○：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの、×：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの</p> <p>注4 ○：重大事故等時に切替え動作を要するもの、×：重大事故等時に切替え動作を要しないもの</p> <p>注5 ○：設計基準対象設備としての機能を有しないもの(参考)</p>

女川原子力発電所2号炉	
No.	<p>項目</p> <p>対応手順</p> <p>本来の用途 (設備)</p> <p>本来の用途 (手順)</p>
131	<p>重大事故等の発生に起因してなる水の供給手順等</p> <p>○：本来の用途、×：本来の用途以外、－：該当なし</p>

第3表 対応手順の抽出 (6/10)

※4 相關機器動水圧源は本来の用途ではない系統として該当するが、※1※3と同様の理由により対象外。

泊発電所3号炉		相違理由	
No.	<p>注1 ○：重大事故等対応設備を用いる手順、×：自本対策設備を用いる手順、－：設備を用いない手順</p> <p>注2 ○：設計基準対象設備としての機能を有するもの、×：設計基準対象設備としての機能を有しないもの</p> <p>注3 ○：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの、×：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの</p> <p>注4 ○：重大事故等時に切替え動作を要するもの、×：重大事故等時に切替え動作を要しないもの</p> <p>注5 ○：設計基準対象設備としての機能を有しないもの(参考)</p>	<p>注1 ○：重大事故等対応設備を用いる手順、×：自本対策設備を用いる手順、－：設備を用いない手順</p> <p>注2 ○：設計基準対象設備としての機能を有するもの、×：設計基準対象設備としての機能を有しないもの</p> <p>注3 ○：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの、×：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの</p> <p>注4 ○：重大事故等時に切替え動作を要するもの、×：重大事故等時に切替え動作を要しないもの</p> <p>注5 ○：設計基準対象設備としての機能を有しないもの(参考)</p>	
131	<p>注1 ○：重大事故等対応設備を用いる手順、×：自本対策設備を用いる手順、－：設備を用いない手順</p> <p>注2 ○：設計基準対象設備としての機能を有するもの、×：設計基準対象設備としての機能を有しないもの</p> <p>注3 ○：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの、×：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの</p> <p>注4 ○：重大事故等時に切替え動作を要するもの、×：重大事故等時に切替え動作を要しないもの</p> <p>注5 ○：設計基準対象設備としての機能を有しないもの(参考)</p>	<p>注1 ○：重大事故等対応設備を用いる手順、×：自本対策設備を用いる手順、－：設備を用いない手順</p> <p>注2 ○：設計基準対象設備としての機能を有するもの、×：設計基準対象設備としての機能を有しないもの</p> <p>注3 ○：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの、×：設計基準対象設備と異なる用途で用いるもの</p> <p>注4 ○：重大事故等時に切替え動作を要するもの、×：重大事故等時に切替え動作を要しないもの</p> <p>注5 ○：設計基準対象設備としての機能を有しないもの(参考)</p>	







泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>第3表 対応手順の抽出 (9/10)</p> <p>○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし</p>						
No.	項目	対応手順	本来の用途 (原状)	本来の用途 (可搬型)		
1.16	原子炉副制御室の居住性等に 関する手順等	中央制御室待避室の運転手順	○	—		
		中央制御室の風明を確保する手順	○	○		
		中央制御室の監視及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	—	○		
		中央制御室待避室の搬入及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	○		
		データ転送装置（特種器）によるプラントバスタータ等の転送手順	○	○		
		その他の放射線防護装置等に関する手順等	—	○		
		チェンレンジモニタの設置及び運用手順	—	○		
		非常用ガス処理系による運転設備等の取扱い防止手順	○	○		
		可燃型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	—	○		
		放射能監視車による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○		
1.17	監視測定等に關する手順等	可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	—	○		
		可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○		
		可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○		
		可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○		
		海上モニタリング	—	○		
		モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○		
		モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○		
		放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	—	○		
		代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	—	○		



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

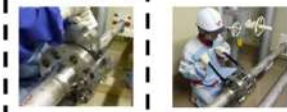

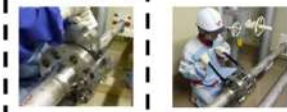



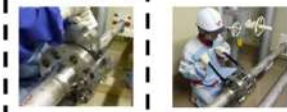


伊方発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第3表 対応手順の抽出 (10/10)						
○：本来の用途，×：本来の用途以外，—：該当なし						
No	項目	対応手順	本来の用途 (常設)	本来の用途 (可搬型)		
1.18	緊急時対策所の居住性等に 関する手順等	緊急時対策所非常用送風機運転手順	○	—		
		緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	—	○		
		緊急時対策所可燃型エリアモニタの設置手順	—	○		
		緊急時対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応手順	○	—		
		緊急時対策所追加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順	○	—		
		安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラーム等の監視手順	○	—		
		重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	—	○		
		通信連絡に関する手順等	○	○		
		放射線管理用管理機材（線量計及びマスク等）の維持管理等	—	○		
		チェンジングエリアの設置及び運用手順	—	○		
		緊急時対策所機気空調系の切替え手順	○	—		
1.19	通信連絡に関する手順等	飲料水、食料等の維持管理	—	○		
		ガスタービン発電機による給電	○	—		
		電源網による給電	—	○		
		通信連絡をする必要のある場所と通信連絡 計画等を行った時に必要なパラメータの共有	○	○		
		代替電源設備による通信連絡設備への給電	○	○		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てんポンプ（B、自己冷却式）</td> <td>化学体積制御設備による炉心注水</td> <td>自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水</td> <td>1.4、1.8</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ</td> <td>格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td>原子炉循環冷却水通水による格納容器内強制冷却</td> <td>海水通水による格納容器内の自然対流冷却</td> <td>1.4、1.5、1.8、1.7</td> </tr> <tr> <td>補助給水タンク</td> <td>補助給水ポンプの水源</td> <td>燃料取替用水タンクへの補給</td> <td>1.4、1.8、1.7、1.8、1.13</td> </tr> </tbody> </table>	設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力の該当項目	充てんポンプ（B、自己冷却式）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水	1.4、1.8	格納容器スプレイ	原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水	1.4、1.8、1.13	格納容器再循環ユニット	原子炉循環冷却水通水による格納容器内強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4、1.5、1.8、1.7	補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13	<p>【比較のため、比較表P1.0.1-6より再掲】</p> <p>第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・系統</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力に係る審査基準の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">復水補給水系（MUWC）</td> <td rowspan="4">プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。</td> <td>復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。</td> <td>1.4 1.8</td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘッドスプレイ注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ほう酸水注入系（S L C）</td> <td rowspan="2">万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。</td> <td>高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	復水補給水系（MUWC）	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4 1.8	炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4	残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6	炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘッドスプレイ注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8	ほう酸水注入系（S L C）	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.2	<p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力に係る審査基準の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ</td> <td>格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット</td> <td>補助給水ポンプの水源</td> <td>代替格納容器スプレイポンプの水源</td> <td>1.4、1.8、1.7、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>B-充てんポンプ（自己冷却）</td> <td>化学体積制御設備による炉心注水</td> <td>自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>原子炉循環冷却水通水による格納容器内の強制冷却</td> <td>海水通水による格納容器内の自然対流冷却</td> <td>1.5、1.8、1.7、1.13</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>ディーゼル発電機への燃料油移送</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料補給</td> <td>1.14</td> </tr> </tbody> </table>	設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	B-格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環	1.4、1.8、1.13	補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13	B-充てんポンプ（自己冷却）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水	1.4、1.8、1.13	C、D-格納容器再循環ユニット	原子炉循環冷却水通水による格納容器内の強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5、1.8、1.7、1.13	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料油移送	可搬型タンクローリーへの燃料補給	1.14	
設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力の該当項目																																																														
充てんポンプ（B、自己冷却式）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水	1.4、1.8																																																														
格納容器スプレイ	原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水	1.4、1.8、1.13																																																														
格納容器再循環ユニット	原子炉循環冷却水通水による格納容器内強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4、1.5、1.8、1.7																																																														
補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13																																																														
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目																																																														
復水補給水系（MUWC）	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4 1.8																																																														
		炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4																																																														
		残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6																																																														
		炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘッドスプレイ注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8																																																														
ほう酸水注入系（S L C）	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.2																																																														
		設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目																																																												
B-格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環	1.4、1.8、1.13																																																														
補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13																																																														
B-充てんポンプ（自己冷却）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水	1.4、1.8、1.13																																																														
C、D-格納容器再循環ユニット	原子炉循環冷却水通水による格納容器内の強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5、1.8、1.7、1.13																																																														
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料油移送	可搬型タンクローリーへの燃料補給	1.14																																																														
<p>表3 切替え操作について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th colspan="2">切替え方法</th> <th rowspan="2">切替え部写真</th> </tr> <tr> <th>媒介道具の種類</th> <th>運用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク</td> <td>ディスタンスピース</td> <td>放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・格納容器スプレイ</td> <td>弁</td> <td>ディスタンスピース以外の切替え箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	切替え方法		切替え部写真	媒介道具の種類	運用箇所	・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク	ディスタンスピース	放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所		・格納容器スプレイ	弁	ディスタンスピース以外の切替え箇所			<p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>切替え方法</th> <th>切替え部写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	切替え方法	切替え部写真	B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。																																												
対象設備		切替え方法			切替え部写真																																																												
	媒介道具の種類	運用箇所																																																															
・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク	ディスタンスピース	放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所																																																															
・格納容器スプレイ	弁	ディスタンスピース以外の切替え箇所																																																															
対象設備	切替え方法	切替え部写真																																																															
B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。																																																																



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

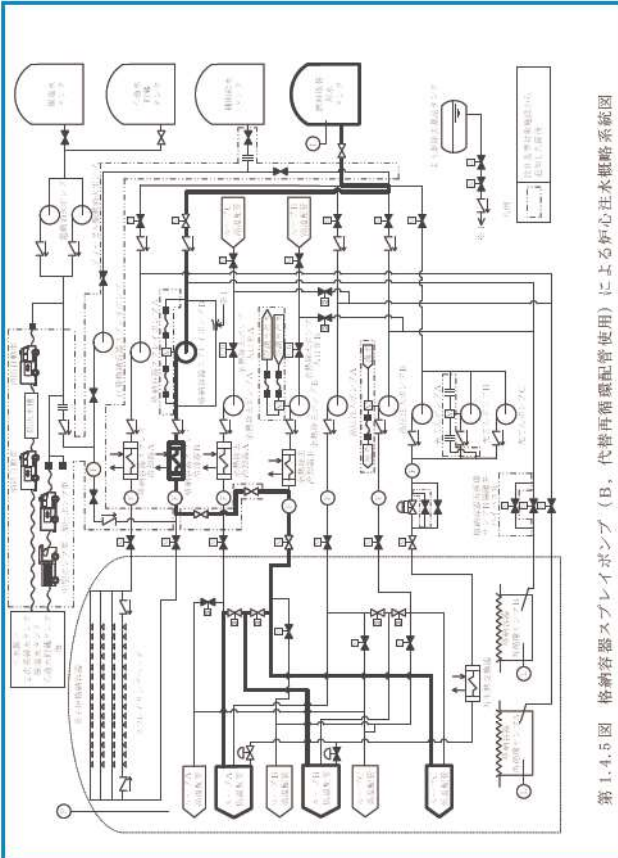
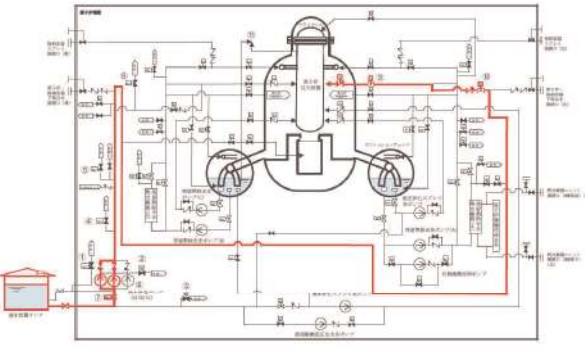
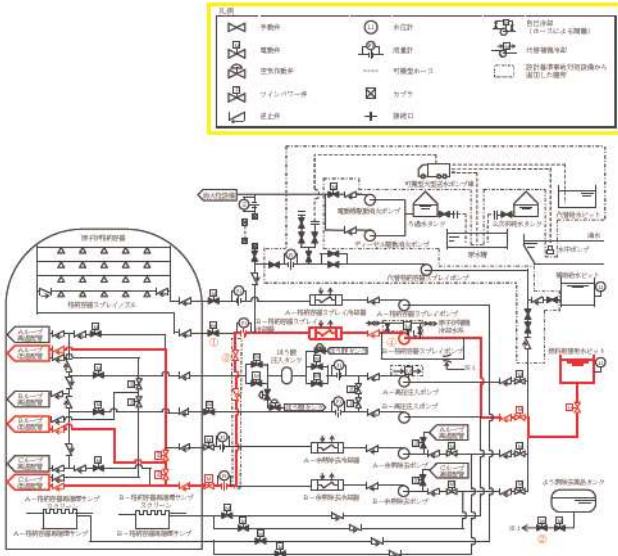
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水</li> <li>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</li> <li>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ</li> <li>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</li> <li>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</li> <li>6. ほう酸水注入系による原子炉压力容器への注水</li> <li>7. ろ過水ポンプによる原子炉压力容器への注水</li> <li>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</li> <li>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</li> <li>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</li> <li>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</li> <li>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水</li> </ol>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水</li> <li>2. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転</li> <li>3. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え</li> <li>4. B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水</li> <li>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</li> <li>6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合）</li> </ol>	<p>【伊方】記載内容の相違（女川実績の反映）以降、相違理由を省略</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

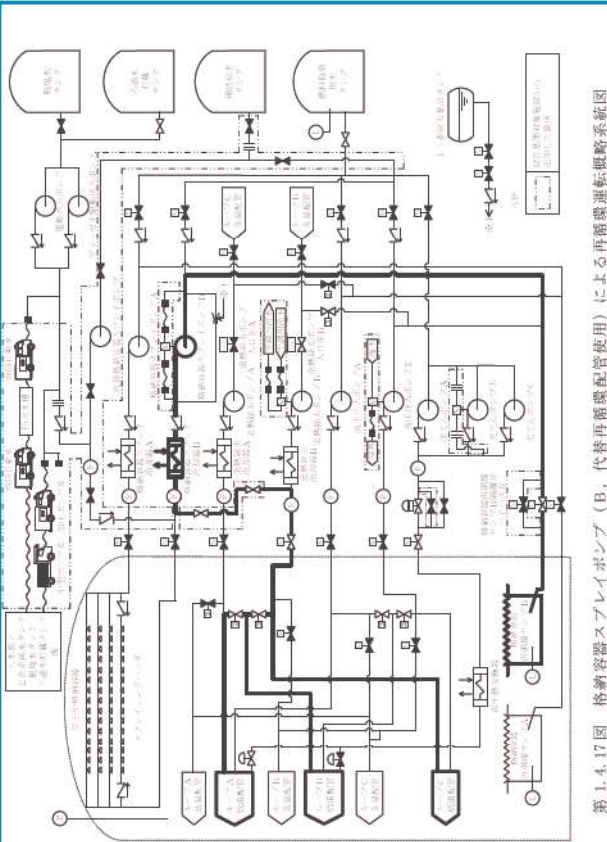
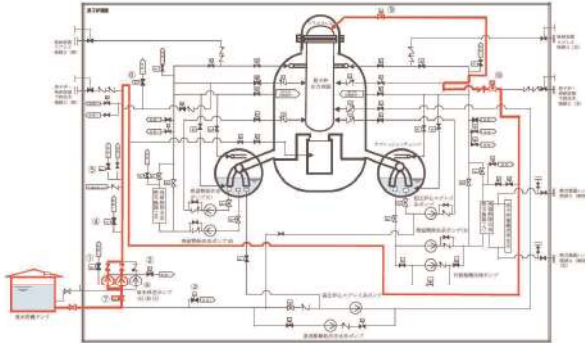
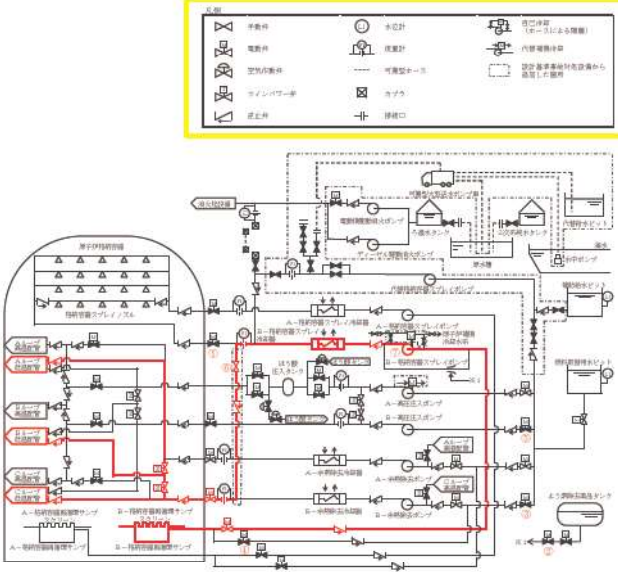
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力1.4より引用</p>  <p>第1.4.5図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による炉心注水回路系統図</p>	<p>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、復水補給水系を使用した原子炉压力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉压力容器までの系統構成として、各隔離弁（第1図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第1図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第1図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系 LPCI 注入隔離弁（第1図⑨）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第1図⑩）を「開」し、原子炉压力容器を主蒸気逃がし安全弁（第1図⑪）にて減圧する。</p> <p>③原子炉圧力が復水移送ポンプ出口圧力以下にて、原子炉压力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第1図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水 概略図</p>	<p>1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）起動準備のための系統構成として各隔離弁（図1①、②）を「閉」とする。</p> <p>② RHRS-CSS 連絡ラインの弁（図1③）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図1④）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水が開始されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図1 B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 概要図</p>	<p>相違理由</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

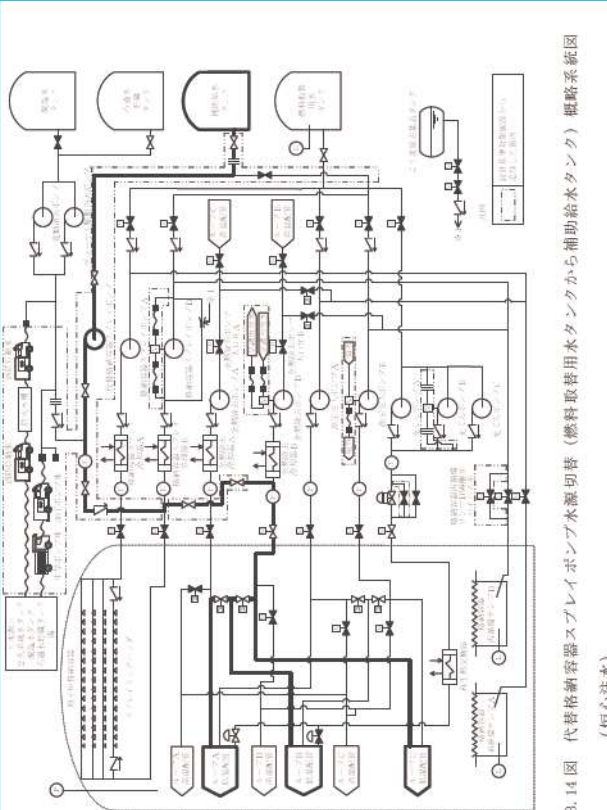
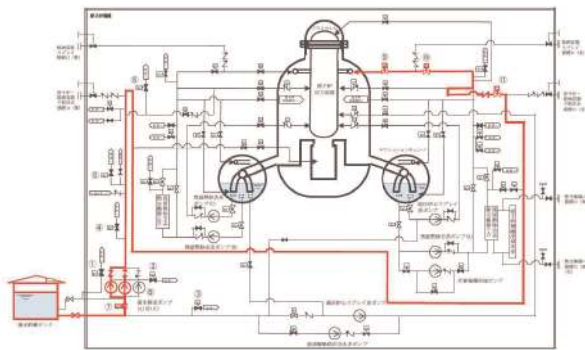
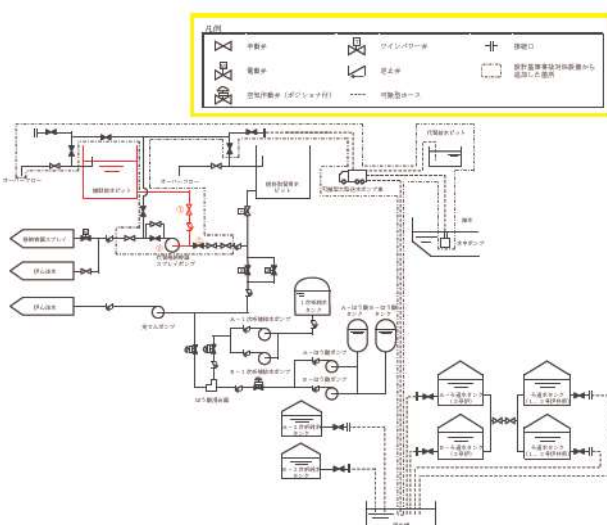
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用</p>  <p>第1.4.17図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による再循環運転概略系統図</p>	<p>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、復水補給水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第2図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第2図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第2図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉ヘッドスプレイ注入隔離弁（第2図⑨）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第2図⑩）「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第2図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却概略図</p>	<p>2. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転による原子炉冷却操作の系統構成として各隔離弁（図2①～⑤）を「閉」とする。</p> <p>② RHRS-CSS連絡ラインの弁（図2⑥）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図2⑦）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水流量が確保されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図2 B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 概要図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

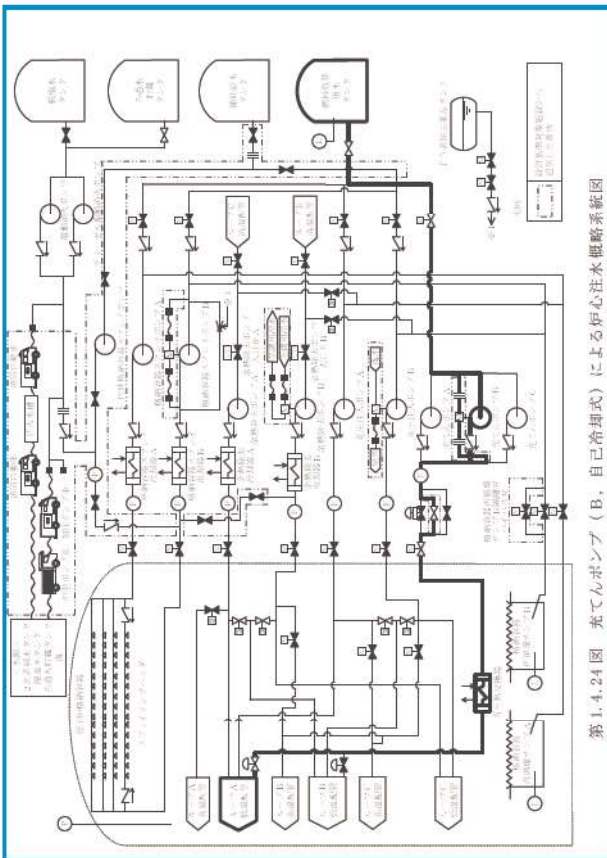
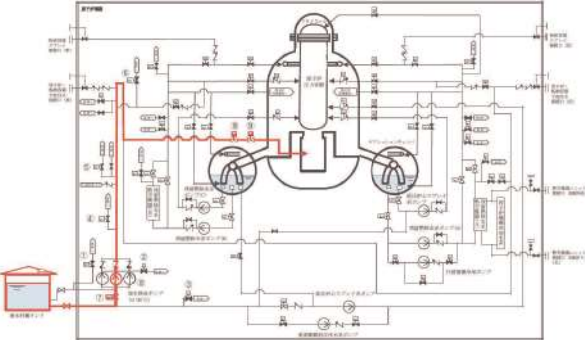
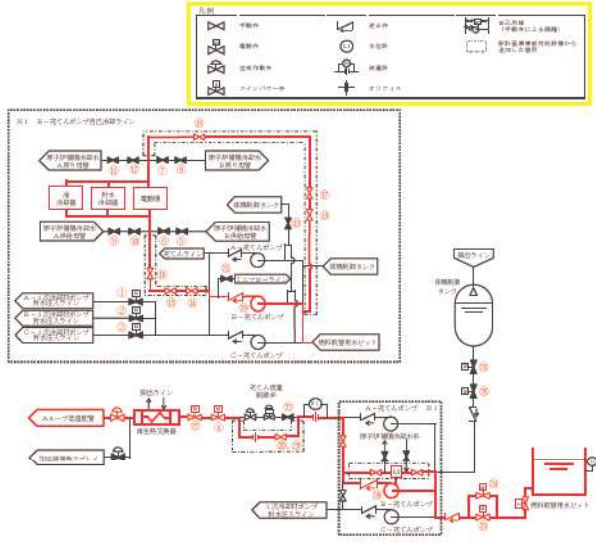
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.13より引用</p>  <p>第1.13.14図 代替格納容器スプレイポンプ水源切替（燃料取替用水タンクから補助給水タンク）概略系統図（伊方注水）</p>	<p>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、復水補給水系を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第3図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第3図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第3図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第3図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第3図⑩）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第3図⑪）を「開」し、原子炉格納容器へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第3図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>	<p>3. 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>重大事故等の発生時において、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ中に燃料取替用水ビットが枯渇、破損等により機能喪失した場合、燃料取替用水ビットから補助給水ビットに水源切替えを行う。</p> <p>① 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの水源切替えとして、補助給水ビット側の入口止め弁（図3①）を「開」とする。</p> <p>② 燃料取替用水ビット側の入口止め弁（図3②）を「閉」とする。</p> <p>③ 代替格納容器スプレイポンプを起動（図3③）し、運転状態及び補助給水ビット水位により、水源切替え後に補助給水ビット等に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図3 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え 概要図</p>	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力1.4より引用</p>  <p>第1.4.24図 充てんポンプ（B、自己冷却式）による炉心注水概略系統図</p>	<p>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ベデスタル注水配管の弁を「開」とし、復水補給水系による原子炉格納容器下部への水張りをを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第4図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第4図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第4図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第4図⑨）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第4図⑩）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びブライヴェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第4図 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>	<p>4. B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、B-充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水のための系統構成（図4①～③）を「閉」、④「開」を実施する。</li> <li>② B-充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成（図4⑤～⑬）を「閉」、⑭～⑰を「開」を実施する。</li> <li>③ 系統構成完了後に水張り操作（図4⑱、⑳、㉑、㉒を「閉」、㉓、㉔、㉕、㉖を「開」）を実施する。</li> <li>④ B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水操作の準備が完了すれば、B-充てんポンプ（図2㉗）を起動し、充てん流量（図2㉘）を調整する。</li> <li>⑤ ポンプ起動後、充てん流量、B-充てんポンプ油冷却器及び封水冷却器補機冷却水流量等を確認し、起動状態に異常がないことを確認する。</li> </ol> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図4 B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 概要図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

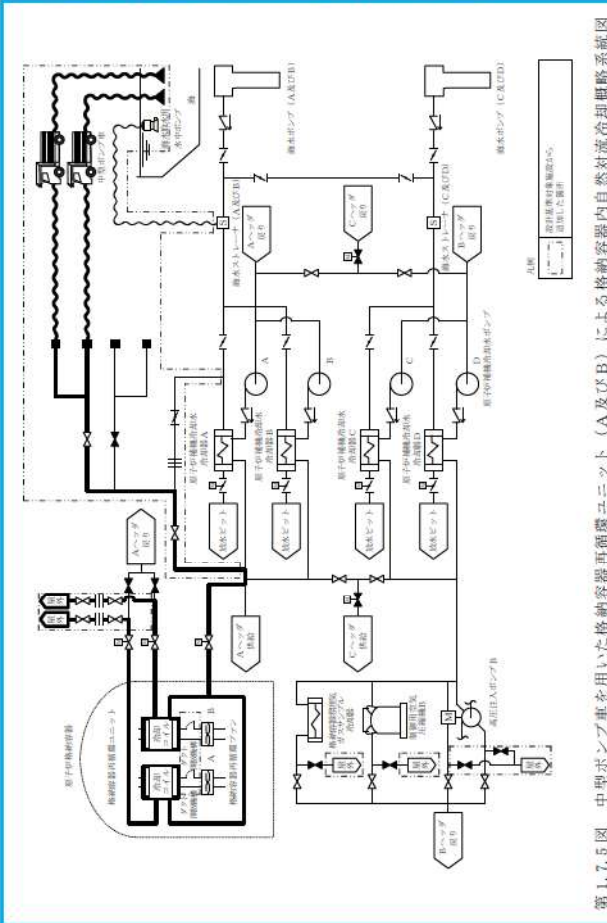
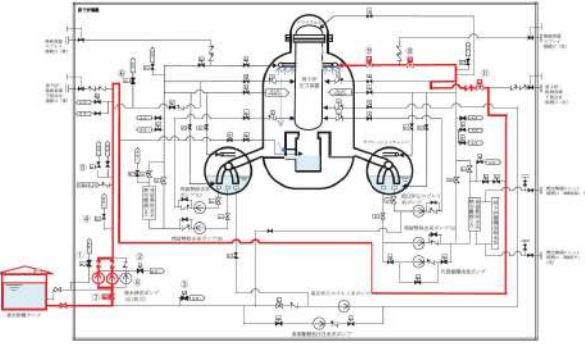
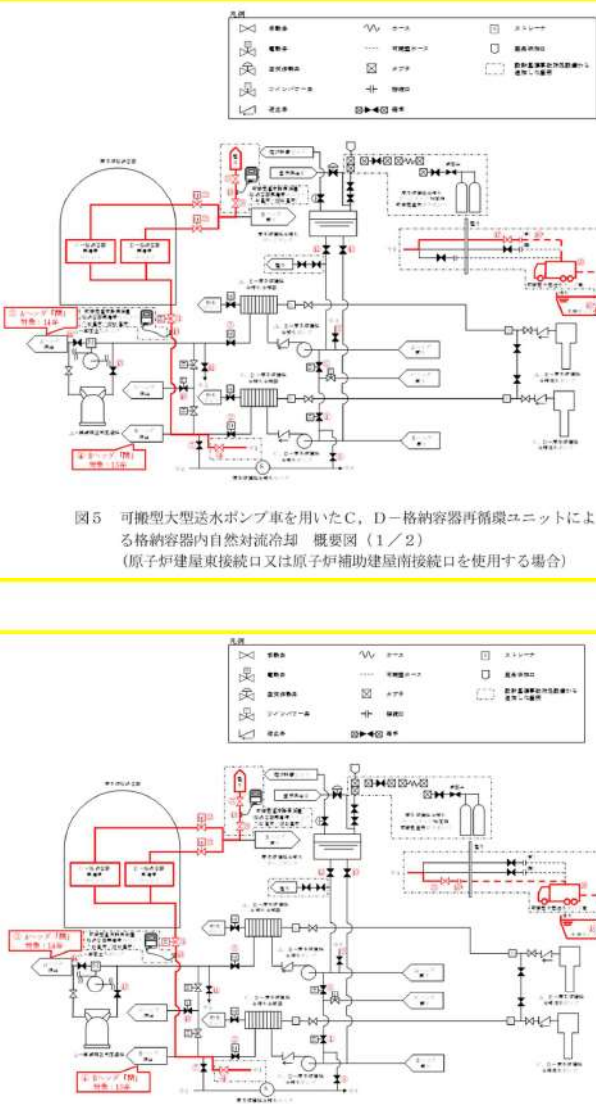
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、復水補給水系を使用した原子炉格納容器代替スプレイによる原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第5図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第5図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第5図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第5図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第5図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第5図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水を開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドレイウエル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>	<p>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合、格納容器内自然対流冷却により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。</p> <p>① 可搬型大型送水ポンプ車によるC、D－格納容器再循環ユニットへの海水通水のための系統構成（図5①～⑬）を「閉」を実施する。</p> <p>② 資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③<sup>a</sup> 原子炉建屋東又は原子炉補助建屋南接続口を使用する場合ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設し、原子炉補機冷却水系のホース接続口（図5⑭）と接続する。また、原子炉補機冷却水系の系統構成（図5⑯）を実施する。</p> <p>③<sup>b</sup> 原子炉補助建屋西（建屋内）接続口を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設し、原子炉補機冷却水系のホース接続口（図5⑰）と接続する。</p> <p>④ 可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。（図5⑱）</p> <p>⑤ C、D－格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に冷却状態監視のため、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）（図5⑲）を取り付ける。</p> <p>⑥ 可搬型大型送水ポンプ車（図5⑳）を起動し、原子炉補機冷却水系への海水通水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑦ 原子炉補機冷却水系の弁（図5㉑～㉓、㉔、㉕（手順③<sup>a</sup>を実施した場合は㉔を含む。））を開操作し、C、D－格納容器再循環ユニットへ海水通水を開始する。また、格納容器再循環ユニット補機冷却水流量により海水が通水されていることを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉補機冷却水系配管接続箇所への可搬型ホース接続作業は、結合金具を用いることで簡便に接続できる。弁操作も通常時に行う運転操作と同等であることから、容易に実施可能である。</p>	



1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

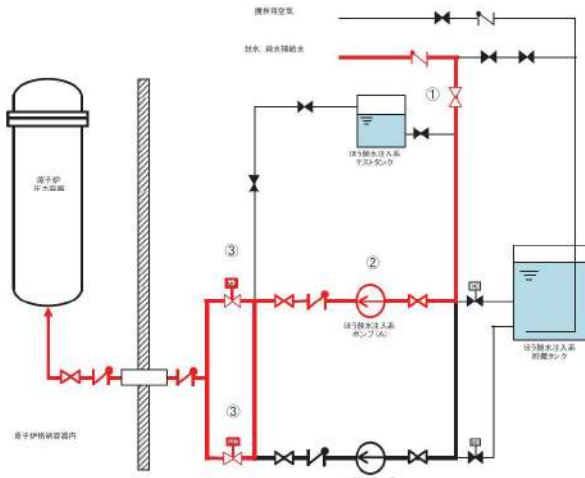
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉 技術的能力まとめ資料 1.7より引用</p>  <p>第1.7.5図 中型ポンプ車を用いた格納容器再循環ユニット(A及びB)による格納容器内自然対流冷却概略系統図</p>	 <p>第5図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>	 <p>図5 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 概要図(1/2)          (原子炉建屋東接続口又は原子炉補助建屋南接続口を使用する場合)</p> <p>図5 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 概要図(2/2)          (原子炉補助建屋西(建屋内)接続口を使用する場合(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合))</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>高圧注水系及び高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、ほう酸水注入系ポンプを使用し、純水補給水系を水源として原子炉圧力容器へ注水を実施する。</p> <p>①原子炉圧力容器への注水のための処置（SLCタンク出口弁A、B自動開信号除外）を行う。</p> <p>②SLC封水入口弁バイパス弁（第6図①）を「全開」し、ほう酸水注入系ポンプ（第6図②）を起動する。</p> <p>③SLC注入電動弁（第6図③）が「全開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されていることを純水タンク水位計にて確認する。</p>  <p>第6図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水概略図</p>	<p>6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合）</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料補給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインにホース（図6①）を接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。</li> <li>② ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料補給するための系統構成（図6②～⑤「閉」、⑥、⑦「開」）を実施する。</li> <li>③ 可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、ホース先端のドロップパイプを挿入する。</li> <li>④ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を起動し、燃料補給を開始する。</li> <li>⑤ 可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を停止する。</li> <li>⑥ 可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止し燃料補給を完了する。</li> </ol>	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水については、現場で操作が必要な弁はSLC封水入口弁バイパス弁の「全開」操作だけである。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="741 316 1350 587"> <p style="text-align: center;">SLC封水入口弁バイパス弁</p> </div> <div data-bbox="741 611 1075 991"> <p style="text-align: center;">【原子炉建屋 地上2階】</p> </div> <p>第7図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水時の手動弁配置図</p>	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。燃料補給用のホース接続は、継手接続式となっているため、容易かつ確実に接続できる。</p> <div data-bbox="1391 416 1971 938"> </div> <p>図6 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料補給 概要図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、ろ過水系を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第8図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第8図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第8図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第8図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系 LPCI 注入隔離弁（第8図⑦）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第8図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="750 758 1355 1173" data-label="Diagram"> </div> <p>第8図 ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水概略図</p>		

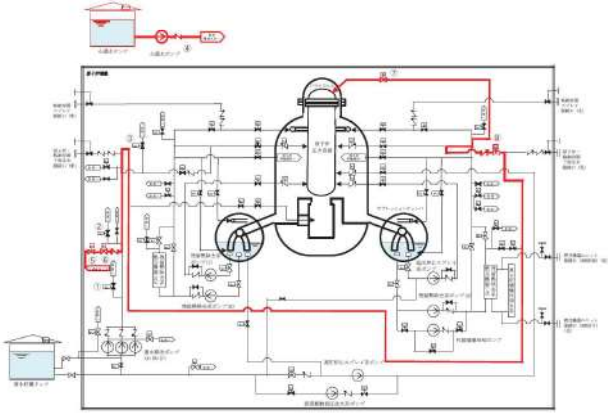


泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第9図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第9図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第9図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第9図⑥）を「全開」する。</p> <p>③原子炉ヘッドスプレイ注入隔離弁（第9図⑦）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第9図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第9図 ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、ろ過水を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第10図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第10図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第10図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第10図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ドライウエル内にスプレイする場合】                      RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第10図⑦）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第10図⑧）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」する。</p> <p>③【サブプレッションチェンバ内にスプレイする場合】                      RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」、RHR A系S/Cスプレイ隔離弁（第10図⑩）を「全開」する。</p> <p>④原子炉格納容器内へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="750 901 1355 1316" data-label="Diagram"> </div> <p>第10図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>		

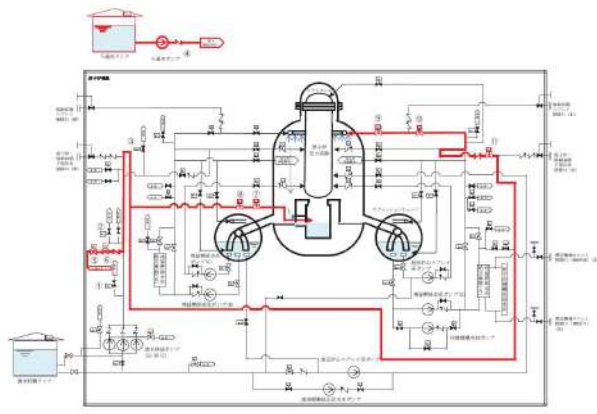


泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

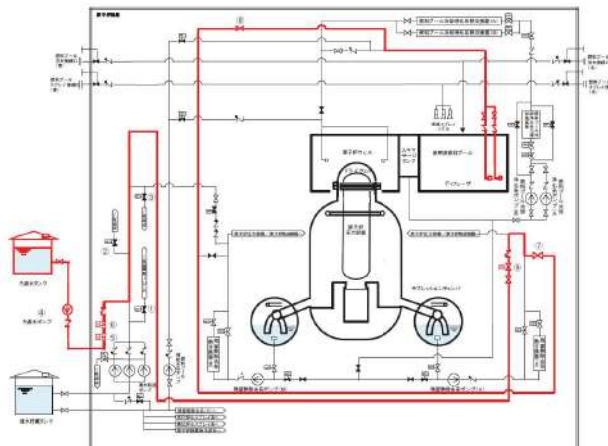
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ベDESTAL注水配管又はスプレイ管の弁を「開」とし、ろ過水系による原子炉格納容器下部への水張りをを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第11図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第11図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第11図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第11図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ベDESTAL注水配管使用の場合】</p> <p>原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第11図⑦）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第11図⑧）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>③【スプレイ管使用の場合】</p> <p>RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第11図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第11図⑩）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第11図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第11図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水概略図</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合において、ろ過水系を使用した使用済燃料プール注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から使用済燃料プールまでの系統構成として、各隔離弁（第12図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第12図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第12図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第12図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系FPC供給連絡弁（第12図⑦）、FPC RHR戻り連絡弁（第12図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第12図⑨）を「開」し、使用済燃料プールへの注水が始まったことを使用済燃料プール水位計にて確認する。</p>  <p>第12図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水概略図</p>		



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

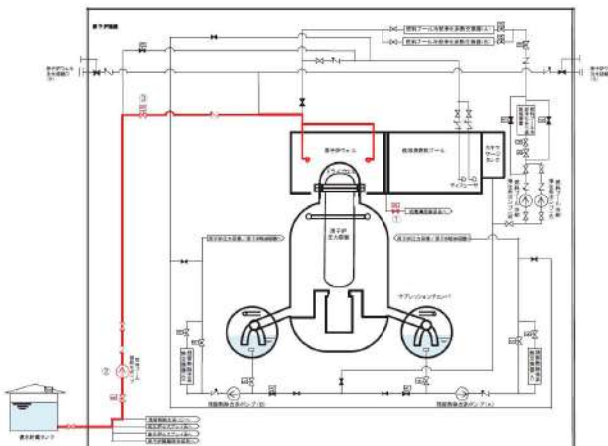
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水については、現場で操作が必要な弁はRHR A系（B系）FPC供給連絡弁、FPC RHR戻り連絡弁の2弁の「全開」操作である。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>【原子炉建屋 地上1階】</p> </div> <p>第13図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水時の手動弁配置図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエル注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉建屋への水素漏えいを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへの水張りを行う。</p> <p>①系統構成として、FPC 使用済燃料プールゲート漏えい検出止め弁（第14図①）を「全閉」し、燃料プール補給水ポンプ（第14図②）を起動する。</p> <p>②FPMUW 原子炉ウエル注入弁（第14図③）を「開」し、原子炉ウエルへの注水が開始されたことを原子炉ウエル水位計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエルへの注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第14図 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエル注水概略図</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規制基準への適合状況</li> <li>2. 概要</li> <li>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</li> <li>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</li>   <li>5. 保管場所の評価</li> <li>6. 屋外アクセスルートの評価</li> <li>7. 屋内アクセスルートの評価</li> <li>8. 発電所構外からの<b>重大事故等対策</b>要員参集</li>   <li>9. 別紙                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について</li> <li>(2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</li> </ol> </li>   <li>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</li> <li>(4) 自然現象の重畳による影響について</li>   <li>(5) アクセスルート<b>降灰・降雪除去時間評価</b>について</li>   <li>(6) 降水に対する影響評価について</li> <li>(7) 可搬型設備の小動物対策について</li> <li>(8) 森林火災に対する影響評価について</li> <li>(9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後発生した津波による被害状況について</li> </ol>	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規制基準への適合状況</li> <li>2. 概要</li>   <li>3. 保管場所の評価</li> <li>4. 屋外のアクセスルートの評価</li> <li>5. 屋内のアクセスルートの評価</li> <li>6. 発電所構外からの<b>重大事故等</b>に対処する要員参集</li>   <li>7. 別紙                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について</li> <li>(3) 淡水及び海水の取水場所について</li> </ol> </li>   <li>(2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について</li> <li>(1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について</li> <li>(23) 屋外のアクセスルート<b>除雪時間評価</b></li> <li>(24) 屋外のアクセスルート<b>除灰時間評価</b></li>   <li>(26) 降水に対する影響評価<b>結果</b>について</li> <li>(27) 可搬型設備の小動物対策について</li> <li>(25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響</li> </ol>	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規制基準への適合状況</li> <li>2. 概要</li> <li>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</li> <li>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</li>   <li>5. 保管場所の評価</li> <li>6. 屋外のアクセスルートの評価</li> <li>7. 屋内のアクセスルートの評価</li> <li>8. 発電所構外からの<b>発電所災害対策</b>要員参集</li>   <li>9. 別紙                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 泊発電所における敷地の特徴について</li> <li>(2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</li> </ol> </li>   <li>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</li> <li>(4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について</li> <li>(5) 屋外のアクセスルート<b>除雪・除灰時間評価</b>について</li>   <li>(6) 降水に対する影響評価について</li> <li>(7) 可搬型設備の小動物対策について</li> <li>(8) 森林火災に対する影響評価について</li> </ol>	<p>【島根】資料構成の相違                      ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違                      【女川】記載表現の相違                      【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違                      ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違                      【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違                      【島根】資料構成の相違                      ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違                      【女川】記載内容の相違                      ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について	【女川】記載表現の相違
(11) 建屋関係の耐震評価について	(37) 建物関係の耐震評価について	(10) 建屋関係の耐震評価について	
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【追而】(建屋関係の評価について、 基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div>	
(13) 鉄塔基礎の安定性について	(4) 鉄塔基礎の安定性について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載。
(14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	(12) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・詳細設計段階で示すアクセスルートトンネルの耐震評価の評価方針を記載。
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(13) 鉄塔基礎の安定性について	【女川】記載表現の相違
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について	(31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	(14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(13)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。
(17) H形鋼敷設による段差対策について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価	(14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は沈下率の設定方法については「本文5.(2)c. 沈下に対する影響評価」に記載。
(18) 鉄塔基礎の安定性について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について	【女川】記載表現の相違
(19) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(16) H形鋼敷設による段差対策について	【島根】記載表現の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。
(19) 復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) 薬品タンクの外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果	(23) 屋外のアクセスルートの現場確認結果	【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後における車両の通行量について	(19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 重大事故等時における車両の通行量について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊はアクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載。
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材設置後の作業成立性	(27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(33) 地震随伴火災の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(34) 地震による内部溢水の影響評価について	(18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について	【女川及び島根】記載表現の相違
	(38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。
(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて			【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。
	(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について		【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認。泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保（泊は「本文6.(3)g. 地下構造物の損壊による影響評価」に記載）。
	(34) 外部事象の抽出について		【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようにしている。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 補足資料</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>(10) 仮復旧後の対応について</p> <p>(11) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について</p>	<p>(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について</p> <p>8. 補足資料</p> <p>(1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について</p> <p>(2) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) 屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>(6) 1～3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について</p>	<p>(38) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>10. 補足資料</p> <p>(1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(4) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) ホイールローダの走行速度の検証について</p> <p>(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>(8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>(9) 土砂撤去後の対応について</p> <p>(10) 発電所構外からの要員参集について</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊はホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・女川は防潮堤（盛土堤防）の一部がアクセスルートとして設定されているため、防潮堤直下の排水路の健全性を確認しているのに対し、泊は同様な箇所がないため作成していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(14) 保管場所内の可搬型設備配置について                      (15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p>	<p>(16) 保管場所内の可搬型設備配置について                      (3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について                      (15) 迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について                      (4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて                      (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について                      (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について                      (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について                      (14) アクセスルートの用語の定義                      (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p>	<p>(11) 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について                      (12) 保管場所内の可搬型設備配置について                      (13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて                      (14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について                      (15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について                      (16) 作業時間短縮に向けた取り組みについて                      (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について                      (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について                      (19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について                      (20) アクセスルートの用語の定義                      (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて                      (22) アクセスルートトンネルの運用について                      (23) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について                      (24) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について                      (25) 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの変更点について</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊固有の補足資料。                      【島根】評価内容の相違                      ・泊はアクセスルート及び迂回路の両方について、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。(柏崎と同様) (島根は、迂回路のみ人力による排除を考慮している。)                      【島根】記載表現の相違                      【島根】記載表現の相違                      【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊固有の補足資料。                      【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊はトンネルの通行性について、補足資料を作成。                      【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。                      【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊固有の補足資料。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について</p> <p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) 0Fケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について</p> <p>(6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>(12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(8) 防波壁通路防波扉の運用について</p> <p>(9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて</p> <p>(13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>(17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について</p> <p>(18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について</p> <p>(19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について</p> <p>(20) 海岸付近のアクセスルートの通行について</p>		<p>【女川】資料構成の相違                      ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。</p> <p>【女川】資料構成の相違                      ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違                      ・女川2号固有の補足資料。</p> <p>【島根】記載方針の相違                      ・島根2号固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7. 屋内アクセスルートの評価</p> <p>屋内アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤及び防潮壁を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とした。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、屋内アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動操作失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外としている。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-8図に、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第7-3表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場操作対象機器との隔離距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。</li> <li>周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</li> </ul>	<p>5. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される津波については、津波遡上解析の結果、防波壁内側の屋外アクセスルートへ基準津波が到達しないことを確認していることから、評価の対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば、現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第5-1表に記す。また、屋内のアクセスルートの設定について別紙(13)に記す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートについて一覧を第5-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第5-1(1)図～第5-1(12)図、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第5-3表、屋内作業の成立性評価結果を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作対象場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場操作対象機器との隔離距離をとる等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。</li> <li>周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手摺等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。</li> </ul>	<p>7. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-15図に、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第7-3表、屋内作業の成立性評価結果を第7-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場操作対象機器との隔離距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。</li> <li>周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</li> </ul>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備名称、記載表現の相違（記載内容に相違はない。）</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置の実施により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響はないことを確認する。                  また、万一、周辺にある常置品が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去等を行う。</p> <p>なお、常置品、仮置資機材の設置に対する運用、管理については、社内規程に基づき実施する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。                  また、万一、周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去を行う。ただし、常設物及び仮置物の人力による排除又は乗り越えが可能な場合を除く。</p> <p>なお、常設物及び仮置物の設置に対する運用、管理については、社内規程類に基づき実施する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は、アクセスルート                  の周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合の対応及び運用・管理について記載した。</p> <p>【島根】評価内容の相違                  ・泊は、常設物及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。（柏崎と同様）</p>
<p>b. 地震随伴火災の影響評価                  屋内アクセスルート近傍の油内包又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。                  影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価                  アクセスルート近傍の油内包機器又は水素ガス内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。                  影響評価の考え方等については、別紙(17)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価                  アクセスルート近傍の油内包機器又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。                  影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>c. 地震による内部溢水の影響評価                  屋内アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。                  影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価                  アクセスルートがある建物のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。                  影響評価の考え方等については、別紙(18)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価                  アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。                  影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品、仮置物品が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があることを確認しており、通行可能な通路幅がない場合であっても、迂回、乗越え及び排除により対応可能である。また、アクセスルートが通行不可となる物品については影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、アクセスルート周辺のポンペについては、転倒防止処置を実施し、基準地震動 Ss における機能維持を確認しており、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(14)に現場確認結果、別紙(15)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。</p> <p>現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常置品及び仮置資機材が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があり、また、通路幅が確保できない場合は移設又は撤去することでアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置資機材は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンペが転倒した場合を考慮し、ポンペ固定器具の耐震補強による転倒防止の実施又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えにより通行可能であることを確認した。また、アクセスルートが通行不可となる常設物品及び仮置物については影響がない箇所へ移設することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置物は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。ただし、人力による排除又は乗り越えが可能な場合は除く。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンペが転倒した場合を考慮し、ポンペを鋼材及びボルトにより固定することで転倒防止を図る又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p> <p>【女川及び島根】評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各プラントのアクセスルートの通路幅が万一確保できない場合の対処方法の相違。</li> <li>泊は、常設物品及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様)</li> </ul> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、今後設置する仮置物の配置の考え方に關して記載した。</li> </ul> <p>【島根】評価内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様)</li> </ul> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊はポンペが転倒せず、アクセスルートに影響がないことを記載している。(女川は Ss 機能維持を確認している。)</li> </ul> <p>【島根】記載表現の相違</p>

：評価結果に係る部分は別途ご説明する



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の作業時間を上回ることはない（「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ放射線防護具及び耐熱服着用時間は考慮されていることから、本評価では考慮しない。）。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p>	<p><b>【比較のため本比較表の次ページの抜粋を掲載】</b></p> <p><b>(5) 作業の成立性</b></p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水、資機材の転倒による影響を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の想定時間を上回ることはない。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p><b>【島根】</b>章立て及び記載表現の相違</p> <p><b>【女川】</b>記載内容の相違</p> <p>泊は、制限時間内の作業の成立性について、作業開始前に作業が無い場合は防護具の着用を実施できるものとして評価している。</p> <p>泊は、資機材の排除、乗り越えを考慮していることから移動時間の1.5倍の評価に資機材の転倒の影響も含んでいることを記載している。</p> <p><b>【島根】</b>記載内容の相違</p> <p>泊は、有効性評価の成立性の観点で制限時間内に作業完了できることを確認している。（島根は有効性評価想定時間内に実施可能であることを確認することで有効性評価の成立性を確認している。）</p> <p><b>【女川及び島根】</b>方針の相違</p> <p>泊は、有効性評価上の想定時間に放射線防護具着用時間が含まれていることから、本評価においても放射線防護具着用時間を考慮している。（女川・島根は有効性評価において、有効性評価上の想定時間とは別に防護具着用時間を考慮している。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 屋内アクセスルートへの影響</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は<b>手順書</b>に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における<b>通信連絡設備</b>及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常連絡手段（電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び<b>送受話器（ページング）</b>）が使用できない場合でも、携行型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備している<b>ヘッドライト</b>、<b>懐中電灯</b>を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響について</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程に定める<b>運用</b>（足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置する等）により<b>管理</b>するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを<b>通行</b>する。（別紙(35)参照）</p> <p>b. アクセスルート通行時における<b>通信手段</b>及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から中央制御室への報告、中央制御室から緊急時対策要員への指示は、通常連絡手段（<b>所内通信連絡設備（ハンドセットステーション）</b>及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、<b>有線式通信設備等の通信手段</b>にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建物内の通常照明が使用できない場合、<b>緊急時対策要員</b>は中央制御室に配備している<b>ヘッドライト</b>、<b>懐中電灯</b>、<b>LEDライト</b>を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である。また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる<b>照明器具</b>として、<b>電源内蔵型照明</b>を建物内に設置しており、<b>屋内作業への影響はない</b>。（別紙(13)、別紙(16)参照）</p> <p>【本比較表の前ページにて比較する】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は<b>社内規程類</b>に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう<b>運用管理</b>するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における<b>通信連絡設備</b>及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から<b>現場要員</b>への指示は、通常連絡手段（電力保安通信用電話設備及び<b>運転指令設備（警報装置を含む。）</b>）が使用できない場合でも、携行型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により<b>建屋内</b>の通常照明が使用できない場合、<b>要員</b>は中央制御室に配備している<b>ヘッドライト</b>、<b>懐中電灯</b>等を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違          ・要員及び設備名称の相違。</p> <p>【島根】設備の相違          ・泊は、ヘッドライト、懐中電灯を使用することで電源喪失時も屋内作業に影響がないと判断している。（女川と同様）</p>























赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(8/8)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	物品の転倒影響 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>
可搬型代替直流電源設備による給電	1.14	・125V 直流主母線盤 20-4 及び125V 直流主母線盤 2A-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→(④-47)→(④階段L④)→中央制御室→(①階段L④)→(④-46)】  不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④-47)】  ・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 20-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④階段L④)→中央制御室→(①階段L④)→(④-47)】  不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④-47)】  ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④-46)】	無	無	無
電源車によるバリエータ2C表及びモニターコントロールセンター2C表受電	1.14	【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④-46)】	無	無	無
可搬型計測器による計測又は監視	1.15	【(③-02)→(③階段L④)→中央制御室】	無	無	無
中央制御室待避所の運用手順	1.16	【中央制御室→(①階段L④)→(④-51)→(④階段L⑥)→(⑥-7)】	無	無	無
非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	【中央制御室→(①)→(③)→(③階段G⑤)→(④階段B②)→(②-①)→(①-2)】	無	無	有

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

島根原子力発電所2号炉

第5-1表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧(8/8)

対応手段	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	設備の稼働による影響 <sup>※2</sup>	火災源の有無 <sup>※3</sup>	溢水源の有無 <sup>※4</sup>
非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	建屋内の原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止操作 【(③)→(④)→(④階段L④)→(④-51)→(④階段L⑥)→(⑥-7)】 【(③)→(④)→(④階段L④)→(④-51)→(④階段L⑥)→(⑥-7)】 【(③)→(④)→(④階段L④)→(④-51)→(④階段L⑥)→(⑥-7)】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。

泊発電所3号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(8/14)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>
アニュラス空気浄化設備による水漏れ発生（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順）	1.10	系統構成、アニュラス全量排気弁等稼働作用可搬型空掃ガスポンプ供給操作 【中央制御室→(②階段A④)→(④階段B②)→(②-3)→(②-4)→(②-5)→(②-6)】  計測採取位置気漏検知タンク閉止 【中央制御室→(②階段A④)→(④階段B②)→(②-7)→(②-8)→(②-9)】	無	無	有
可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	1.10	【中央制御室→(②階段A④)→(④-26)→(④-27)→(④-16)→(④-17)→(④-27)→(④-26)】	無	無	有
海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	1.11	保管場所への移動 【中央制御室→(②階段B②)→屋外A】  可搬型ホース敷設、接続 【屋外A又は屋外B→(③-9)】	無	無	有
海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	1.11	【中央制御室→(②階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A又は屋外B→(③-10)】	無	無	有
可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	1.11	可搬型水位計運搬、設置 【中央制御室→(②階段B②)→(③-11)→(③-12)→(③-13)→(③-11)→(③-13)→(③-11)→(③-14)】  可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(②階段B②)→(③-16)→(③-15)→(③階段B④)→(④階段G⑤)→(④-20)→(④-20)→(④階段G④)→(④階段B②)→(③-16)→(③-17)】  ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(②階段B②)→(③-16)→(③-15)→(③-16)→(③-24)→屋外A→(④-16)→(③-17)】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。

【女川及び島根】記載表現の相違



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(9/14)</p> <table border="1" data-bbox="1346 236 1957 965"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作<sup>※1</sup></th> <th>資機材の転倒影響の有無<sup>※2</sup></th> <th>火災影響の有無<sup>※3</sup></th> <th>溢水影響の有無<sup>※4</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水車による大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>L.12</td> <td>【中央制御室→(③階段B②)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水箱及び混合装置による新燃料燃焼炉大気への放出水</td> <td>L.12</td> <td>【中央制御室→(③階段B②)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料冷却用水ピットへの補給</td> <td>L.13</td> <td>・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口(東組)使用時 系統構成 【中央制御室→(④-4)→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-2)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(④-16)】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口(西組)使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-1)→(②-2)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(④-7)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による他種冷却水ピットへの補給</td> <td>L.13</td> <td>・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口(東組)使用時 系統構成 【中央制御室→(④-4)→(④-5)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(④-16)】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口(西組)使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-1)→(③階段F②)→(④階段F②)→(④階段F②)→(④-4)→(④-5)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(④-7)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>：評価結果に係る部分は別途説明する</p> </div>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水車による大気への放射性物質の拡散抑制	L.12	【中央制御室→(③階段B②)→屋外A】	無	無	有	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水箱及び混合装置による新燃料燃焼炉大気への放出水	L.12	【中央制御室→(③階段B②)→屋外A】	無	無	有	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料冷却用水ピットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口(東組)使用時 系統構成 【中央制御室→(④-4)→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-2)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(④-16)】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口(西組)使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-1)→(②-2)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(④-7)】	無	無	有	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による他種冷却水ピットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口(東組)使用時 系統構成 【中央制御室→(④-4)→(④-5)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(④-16)】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口(西組)使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-1)→(③階段F②)→(④階段F②)→(④階段F②)→(④-4)→(④-5)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(④-7)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>																												
可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水車による大気への放射性物質の拡散抑制	L.12	【中央制御室→(③階段B②)→屋外A】	無	無	有																												
可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水箱及び混合装置による新燃料燃焼炉大気への放出水	L.12	【中央制御室→(③階段B②)→屋外A】	無	無	有																												
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料冷却用水ピットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口(東組)使用時 系統構成 【中央制御室→(④-4)→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-2)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(④-16)】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口(西組)使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-1)→(②-2)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(④-7)】	無	無	有																												
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による他種冷却水ピットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口(東組)使用時 系統構成 【中央制御室→(④-4)→(④-5)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(④-16)】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口(西組)使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(④階段F②)→(④階段F②)→(②-1)→(③階段F②)→(④階段F②)→(④階段F②)→(④-4)→(④-5)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(④-7)】	無	無	有																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (10/14)</p> <table border="1" data-bbox="1346 236 1957 959"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作<sup>※1</sup></th> <th>資機材の転倒影響の有無<sup>※2</sup></th> <th>火災影響の有無<sup>※3</sup></th> <th>溢水影響の有無<sup>※3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱用ホビットから補助給水ホビットへの切替え (原子炉容器への注水中の場合)</td> <td>1.13</td> <td>【中央制御室→⑥-6】→⑥-7→⑥階段A⑧→⑧-7→⑧階段M⑩→⑩-11→⑩階段M⑩→⑩-17→⑩-9→⑩-8→⑩-18】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ホビットから補助給水ホビットへの切替え (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)</td> <td>1.13</td> <td>【中央制御室→⑥-6】→⑥-7→⑥階段A⑧→⑧-7→⑧-17→⑧-9→⑧-18】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)</td> <td>1.14</td> <td>メタクラB系受電準備、メタクラB系受電準備、コントロールセンタB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電準備、コントロールセンタA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-37→⑧-38→⑧-36→⑧-38→⑧-40→⑧-24→⑧-25→⑧-23→⑧-24→⑧-25→⑧-27→⑧-37】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→⑧-28→⑧-40→⑧-27→⑧-26】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-41→⑧-40→⑧-39→⑧-26】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の現場からの起動による受電)</td> <td>1.14</td> <td>メタクラB系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-37→⑧-38】 メタクラB系受電準備、コントロールセンタB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電準備、コントロールセンタA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑧-36→⑧-38→⑧-40→⑧-24→⑧-25→⑧-23→⑧-24→⑧-25→⑧-27→⑧-37】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→⑥階段B⑩→⑩外A】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→⑧-28→⑧-40→⑧-27→⑧-26】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-41→⑧-40→⑧-39→⑧-26】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">         : 評価結果に係る部分は別途ご説明する     </div>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※3</sup>	燃料取扱用ホビットから補助給水ホビットへの切替え (原子炉容器への注水中の場合)	1.13	【中央制御室→⑥-6】→⑥-7→⑥階段A⑧→⑧-7→⑧階段M⑩→⑩-11→⑩階段M⑩→⑩-17→⑩-9→⑩-8→⑩-18】	無	無	有	燃料取扱用ホビットから補助給水ホビットへの切替え (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	1.13	【中央制御室→⑥-6】→⑥-7→⑥階段A⑧→⑧-7→⑧-17→⑧-9→⑧-18】	無	無	有	代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラB系受電準備、コントロールセンタB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電準備、コントロールセンタA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-37→⑧-38→⑧-36→⑧-38→⑧-40→⑧-24→⑧-25→⑧-23→⑧-24→⑧-25→⑧-27→⑧-37】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→⑧-28→⑧-40→⑧-27→⑧-26】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-41→⑧-40→⑧-39→⑧-26】	無	無	無	代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の現場からの起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-37→⑧-38】 メタクラB系受電準備、コントロールセンタB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電準備、コントロールセンタA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑧-36→⑧-38→⑧-40→⑧-24→⑧-25→⑧-23→⑧-24→⑧-25→⑧-27→⑧-37】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→⑥階段B⑩→⑩外A】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→⑧-28→⑧-40→⑧-27→⑧-26】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-41→⑧-40→⑧-39→⑧-26】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※3</sup>																												
燃料取扱用ホビットから補助給水ホビットへの切替え (原子炉容器への注水中の場合)	1.13	【中央制御室→⑥-6】→⑥-7→⑥階段A⑧→⑧-7→⑧階段M⑩→⑩-11→⑩階段M⑩→⑩-17→⑩-9→⑩-8→⑩-18】	無	無	有																												
燃料取扱用ホビットから補助給水ホビットへの切替え (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	1.13	【中央制御室→⑥-6】→⑥-7→⑥階段A⑧→⑧-7→⑧-17→⑧-9→⑧-18】	無	無	有																												
代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラB系受電準備、コントロールセンタB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電準備、コントロールセンタA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-37→⑧-38→⑧-36→⑧-38→⑧-40→⑧-24→⑧-25→⑧-23→⑧-24→⑧-25→⑧-27→⑧-37】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→⑧-28→⑧-40→⑧-27→⑧-26】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-41→⑧-40→⑧-39→⑧-26】	無	無	無																												
代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の現場からの起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-37→⑧-38】 メタクラB系受電準備、コントロールセンタB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電準備、コントロールセンタA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑧-36→⑧-38→⑧-40→⑧-24→⑧-25→⑧-23→⑧-24→⑧-25→⑧-27→⑧-37】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→⑥階段B⑩→⑩外A】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→⑧-28→⑧-40→⑧-27→⑧-26】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑧-41→⑧-40→⑧-39→⑧-26】	無	無	有																												



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (11/14)</p> <table border="1" data-bbox="1344 223 1960 1021"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作<sup>※1</sup></th> <th>資機材の転倒影響の有無<sup>※2</sup></th> <th>火災影響の有無<sup>※3</sup></th> <th>溢水影響の有無<sup>※4</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電</td> <td>L.14</td> <td>メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→④階段A③→③-56→③-41→③-28→③-37→③-38→③-39→③-40→③-24→③-25→③-26→③-27】  メタクラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタクラA系受電操作、コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→④階段A③→③-36→③-38→③-40→③-23→③-24→③-25→③-27→③-37】  保管場所への移動 【中央制御室→④階段B③→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備による給電</td> <td>L.14</td> <td>不要直流負荷切離し操作（SBO発生1時間以内） 【中央制御室→④-36→④-31→④-37→④-39→④-40】  不要直流負荷切離し操作（SBO発生8時間以降） 【中央制御室→④階段A③→④-38→④-41→④-29→④-42→④-43→④-48】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）</td> <td>L.14</td> <td>・A系を使用する場合 蓄電池並列ファンコントロールセンタの起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→④階段A③→③-27→③-26→③-28→③-41→③-42→③-43→③-29→③-34→③-48→④階段A③→④-39→④-40→④-37→④-36→④-31→④-38】  蓄電池並列ファンコントロールセンタのコネクタ差替 【中央制御室→④階段A③→④-27】  安全補機間閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→④階段A③→④-28→④-41→④-42】  ・B系を使用する場合 蓄電池並列ファンコントロールセンタの起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→④階段A③→③-40→③-39→③-28→③-41→③-42→③-43→③-29→③-34→③-48→④階段A③→④-39→④-40→④-37→④-36→④-31→④-38】  蓄電池並列ファンコントロールセンタのコネクタ差替 【中央制御室→④階段A③→④-40】  安全補機間閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→④階段A③→④-28→④-41→④-42】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	L.14	メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→④階段A③→③-56→③-41→③-28→③-37→③-38→③-39→③-40→③-24→③-25→③-26→③-27】  メタクラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタクラA系受電操作、コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→④階段A③→③-36→③-38→③-40→③-23→③-24→③-25→③-27→③-37】  保管場所への移動 【中央制御室→④階段B③→屋外A】	無	無	有	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	L.14	不要直流負荷切離し操作（SBO発生1時間以内） 【中央制御室→④-36→④-31→④-37→④-39→④-40】  不要直流負荷切離し操作（SBO発生8時間以降） 【中央制御室→④階段A③→④-38→④-41→④-29→④-42→④-43→④-48】	無	無	有	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）	L.14	・A系を使用する場合 蓄電池並列ファンコントロールセンタの起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→④階段A③→③-27→③-26→③-28→③-41→③-42→③-43→③-29→③-34→③-48→④階段A③→④-39→④-40→④-37→④-36→④-31→④-38】  蓄電池並列ファンコントロールセンタのコネクタ差替 【中央制御室→④階段A③→④-27】  安全補機間閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→④階段A③→④-28→④-41→④-42】  ・B系を使用する場合 蓄電池並列ファンコントロールセンタの起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→④階段A③→③-40→③-39→③-28→③-41→③-42→③-43→③-29→③-34→③-48→④階段A③→④-39→④-40→④-37→④-36→④-31→④-38】  蓄電池並列ファンコントロールセンタのコネクタ差替 【中央制御室→④階段A③→④-40】  安全補機間閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→④階段A③→④-28→④-41→④-42】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違          ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>																						
可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	L.14	メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→④階段A③→③-56→③-41→③-28→③-37→③-38→③-39→③-40→③-24→③-25→③-26→③-27】  メタクラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタクラA系受電操作、コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→④階段A③→③-36→③-38→③-40→③-23→③-24→③-25→③-27→③-37】  保管場所への移動 【中央制御室→④階段B③→屋外A】	無	無	有																						
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	L.14	不要直流負荷切離し操作（SBO発生1時間以内） 【中央制御室→④-36→④-31→④-37→④-39→④-40】  不要直流負荷切離し操作（SBO発生8時間以降） 【中央制御室→④階段A③→④-38→④-41→④-29→④-42→④-43→④-48】	無	無	有																						
所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）	L.14	・A系を使用する場合 蓄電池並列ファンコントロールセンタの起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→④階段A③→③-27→③-26→③-28→③-41→③-42→③-43→③-29→③-34→③-48→④階段A③→④-39→④-40→④-37→④-36→④-31→④-38】  蓄電池並列ファンコントロールセンタのコネクタ差替 【中央制御室→④階段A③→④-27】  安全補機間閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→④階段A③→④-28→④-41→④-42】  ・B系を使用する場合 蓄電池並列ファンコントロールセンタの起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→④階段A③→③-40→③-39→③-28→③-41→③-42→③-43→③-29→③-34→③-48→④階段A③→④-39→④-40→④-37→④-36→④-31→④-38】  蓄電池並列ファンコントロールセンタのコネクタ差替 【中央制御室→④階段A③→④-40】  安全補機間閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→④階段A③→④-28→④-41→④-42】	無	無	有																						
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (12/14)</p> <table border="1" data-bbox="1346 225 1957 911"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作<sup>※1</sup></th> <th>資機材の転倒影響の有無<sup>※2</sup></th> <th>火災影響の有無<sup>※3</sup></th> <th>溢水影響の有無<sup>※4</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替直流電源設備による給電</td> <td>3.14</td> <td>                     ・A直流母線に給電する場合                      直流母線受電準備                      【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-32)】                       直流母線給電操作                      【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-35)→(⑧-32)→(⑧-33)→(⑧-28)】                       保管場所への移動                      【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】                       給電、可搬型直流変換器の起動                      ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合                      【屋外E→(②-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑤階段C⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-32)】                      ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合                      【屋外D→(②-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑤階段B⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-32)】                       ・B直流母線に給電する場合                      直流母線受電準備                      【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-46)→(⑧-48)→(⑧-41)】                       直流母線給電操作                      【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-47)→(⑧-46)→(⑧-48)→(⑧-28)】                       保管場所への移動                      【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】                       給電、可搬型直流変換器の起動                      ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合                      【屋外E→(②-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑤階段C⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-46)】                      ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合                      【屋外D→(②-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑤階段B⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-46)】                 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">        </span>：評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>	可搬型代替直流電源設備による給電	3.14	・A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-32)】  直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-35)→(⑧-32)→(⑧-33)→(⑧-28)】  保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】  給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(②-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑤階段C⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-32)】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(②-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑤階段B⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-32)】  ・B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-46)→(⑧-48)→(⑧-41)】  直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-47)→(⑧-46)→(⑧-48)→(⑧-28)】  保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】  給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(②-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑤階段C⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-46)】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(②-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑤階段B⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-46)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違                      ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>										
可搬型代替直流電源設備による給電	3.14	・A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-32)】  直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-35)→(⑧-32)→(⑧-33)→(⑧-28)】  保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】  給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(②-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑤階段C⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-32)】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(②-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑤階段B⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-32)】  ・B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-46)→(⑧-48)→(⑧-41)】  直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-47)→(⑧-46)→(⑧-48)→(⑧-28)】  保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】  給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(②-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑤階段C⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-46)】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(②-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑤階段B⑤)→(⑤階段A⑤)→(⑧-50)→(⑧-51)→(⑧-50)→(⑧-46)】	無	無	有										



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (13/14)</p> <table border="1" data-bbox="1346 225 1957 884"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作<sup>※1</sup></th> <th>資機材の転倒影響の有無<sup>※2</sup></th> <th>火災影響の有無<sup>※3</sup></th> <th>溢水影響の有無<sup>※4</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 363 1435 448">代替非常用発電機による代替格納容器スプレィポンプ圧搾盤及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td data-bbox="1435 395 1469 419">1.14</td> <td data-bbox="1480 272 1727 528">                     系統構成                      【中央制御室→(②)階段A③→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-29)→(③-30)→(③)階段A④→(③-32)→(③)階段A⑤→(③-64)→(③-65)→(③-62)】                      代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備）                      【中央制御室→(②)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B④→(③-30)→(③-31)→(③-44)→(③-45)→(③)階段A⑤→(③-22)→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-22)→(③)階段B④→(③-47)】                      系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備）                      【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→(③)階段B④→(③-24)→(③-26)→(③-25)→(③)階段B④→(③-46)→(③-47)→(③-48)】                 </td> <td data-bbox="1727 272 1760 448">無</td> <td data-bbox="1760 272 1794 448">無</td> <td data-bbox="1794 272 1827 448">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 667 1435 751">可搬型代替電源車による代替格納容器スプレィポンプ圧搾盤及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td data-bbox="1435 699 1469 722">1.14</td> <td data-bbox="1480 544 1727 799">                     系統構成                      【中央制御室→(②)階段A③→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-29)→(③-30)→(③)階段A④→(③-32)→(③)階段A⑤→(③-64)→(③-65)→(③-62)】                      代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備）                      【中央制御室→(②)階段A⑤→(③-30)→(③-31)→(③-44)→(③-45)→(③)階段A⑤→(③-22)→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-22)→(③)階段B④→(③-47)】                      系統構成、代替場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備）                      ・可搬型代替電源接続盤（東側）に接続する場合                      【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B④→(③-44)→(③-47)→(③-48)→(③)階段G⑥→(③-24)→(③-26)→(③-25)】                      ・可搬型代替電源接続盤（西側）に接続する場合                      【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B③→(③-24)→(③-26)→(③-25)→(③)階段B④→(③-44)→(③-47)→(③-48)】                 </td> <td data-bbox="1727 544 1760 719">無</td> <td data-bbox="1760 544 1794 719">無</td> <td data-bbox="1794 544 1827 719">有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <div data-bbox="1503 1038 1946 1078" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>	代替非常用発電機による代替格納容器スプレィポンプ圧搾盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A③→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-29)→(③-30)→(③)階段A④→(③-32)→(③)階段A⑤→(③-64)→(③-65)→(③-62)】 代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(②)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B④→(③-30)→(③-31)→(③-44)→(③-45)→(③)階段A⑤→(③-22)→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-22)→(③)階段B④→(③-47)】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→(③)階段B④→(③-24)→(③-26)→(③-25)→(③)階段B④→(③-46)→(③-47)→(③-48)】	無	無	有	可搬型代替電源車による代替格納容器スプレィポンプ圧搾盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A③→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-29)→(③-30)→(③)階段A④→(③-32)→(③)階段A⑤→(③-64)→(③-65)→(③-62)】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(②)階段A⑤→(③-30)→(③-31)→(③-44)→(③-45)→(③)階段A⑤→(③-22)→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-22)→(③)階段B④→(③-47)】 系統構成、代替場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） ・可搬型代替電源接続盤（東側）に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B④→(③-44)→(③-47)→(③-48)→(③)階段G⑥→(③-24)→(③-26)→(③-25)】 ・可搬型代替電源接続盤（西側）に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B③→(③-24)→(③-26)→(③-25)→(③)階段B④→(③-44)→(③-47)→(③-48)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違                      ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>																
代替非常用発電機による代替格納容器スプレィポンプ圧搾盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A③→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-29)→(③-30)→(③)階段A④→(③-32)→(③)階段A⑤→(③-64)→(③-65)→(③-62)】 代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(②)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B④→(③-30)→(③-31)→(③-44)→(③-45)→(③)階段A⑤→(③-22)→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-22)→(③)階段B④→(③-47)】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→(③)階段B④→(③-24)→(③-26)→(③-25)→(③)階段B④→(③-46)→(③-47)→(③-48)】	無	無	有																
可搬型代替電源車による代替格納容器スプレィポンプ圧搾盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A③→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-29)→(③-30)→(③)階段A④→(③-32)→(③)階段A⑤→(③-64)→(③-65)→(③-62)】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(②)階段A⑤→(③-30)→(③-31)→(③-44)→(③-45)→(③)階段A⑤→(③-22)→(③-26)→(③-27)→(③-28)→(③-22)→(③)階段B④→(③-47)】 系統構成、代替場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） ・可搬型代替電源接続盤（東側）に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B④→(③-44)→(③-47)→(③-48)→(③)階段G⑥→(③-24)→(③-26)→(③-25)】 ・可搬型代替電源接続盤（西側）に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A④→(③-45)→(③)階段B③→(③-22)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③)階段B③→(③-24)→(③-26)→(③-25)→(③)階段B④→(③-44)→(③-47)→(③-48)】	無	無	有																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (14/14)</p> <table border="1" data-bbox="1346 233 1957 1082"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作<sup>※1</sup></th> <th>資機材の転倒影響の有無<sup>※2</sup></th> <th>火災影響の有無<sup>※3</sup></th> <th>溢水影響の有無<sup>※4</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給  (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油貯油槽により可搬型タンクローリーへ補給する場合)</td> <td>L.14</td> <td>系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 *A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑤】→⑩-⑤2】→⑩-⑤3】→⑩-⑤4】→⑩-71】→⑩-階段P③】→⑩-⑤5】→⑩-階段S④】→⑩-⑤6】→⑩-⑤7】→⑩-⑤8】→⑩-⑤9】→⑩-⑤10】→⑩-⑤11】→⑩-⑤12】→⑩-⑤13】→⑩-⑤14】→⑩-⑤15】→⑩-⑤16】→⑩-⑤17】→⑩-⑤18】→⑩-⑤19】→⑩-⑤20】→⑩-⑤21】→⑩-⑤22】→⑩-⑤23】→⑩-⑤24】→⑩-⑤25】→⑩-⑤26】→⑩-⑤27】→⑩-⑤28】→⑩-⑤29】→⑩-⑤30】→⑩-⑤31】→⑩-⑤32】 *B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑤】→⑩-⑤2】→⑩-⑤3】→⑩-⑤4】→⑩-⑤5】→⑩-⑤6】→⑩-⑤7】→⑩-⑤8】→⑩-⑤9】→⑩-⑤10】→⑩-⑤11】→⑩-⑤12】→⑩-⑤13】→⑩-⑤14】→⑩-⑤15】→⑩-⑤16】→⑩-⑤17】→⑩-⑤18】→⑩-⑤19】→⑩-⑤20】→⑩-⑤21】→⑩-⑤22】→⑩-⑤23】→⑩-⑤24】→⑩-⑤25】→⑩-⑤26】→⑩-⑤27】→⑩-⑤28】→⑩-⑤29】→⑩-⑤30】→⑩-⑤31】→⑩-⑤32】 ホース敷設、接続 【屋外A→⑩-階段B⑥】→⑩-⑥20】→⑩-⑥21】→⑩-⑥22】→⑩-⑥23】→⑩-⑥24】→⑩-⑥25】→⑩-⑥26】→⑩-⑥27】→⑩-⑥28】→⑩-⑥29】→⑩-⑥30】→⑩-⑥31】→⑩-⑥32】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>計器の計測範囲(把握電力)を拡大した場合(代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)</td> <td>L.15</td> <td>【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30】→⑩-31】→⑩-32】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>計測に必要な電源の喪失(可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)</td> <td>L.15</td> <td>【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30】→⑩-31】→⑩-32】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順(常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)</td> <td>L.16</td> <td>*A系統を使用する場合 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】 *B系統を使用する場合 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>L.16</td> <td>【中央制御室→⑩-④2】→⑩-④3】→⑩-④4】→⑩-④5】→⑩-④6】→⑩-④7】→⑩-④8】→⑩-④9】→⑩-④10】→⑩-④11】→⑩-④12】→⑩-④13】→⑩-④14】→⑩-④15】→⑩-④16】→⑩-④17】→⑩-④18】→⑩-④19】→⑩-④20】→⑩-④21】→⑩-④22】→⑩-④23】→⑩-④24】→⑩-④25】→⑩-④26】→⑩-④27】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>L.16</td> <td>【中央制御室→⑩-④4】→⑩-④5】→⑩-④6】→⑩-④7】→⑩-④8】→⑩-④9】→⑩-④10】→⑩-④11】→⑩-④12】→⑩-④13】→⑩-④14】→⑩-④15】→⑩-④16】→⑩-④17】→⑩-④18】→⑩-④19】→⑩-④20】→⑩-④21】→⑩-④22】→⑩-④23】→⑩-④24】→⑩-④25】→⑩-④26】→⑩-④27】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>チェン징エリアの設置及び運用手順</td> <td>L.16</td> <td>【屋外A→⑩-階段B⑥】→⑩-⑥20】→⑩-⑥21】→⑩-⑥22】→⑩-⑥23】→⑩-⑥24】→⑩-⑥25】→⑩-⑥26】→⑩-⑥27】→⑩-⑥28】→⑩-⑥29】→⑩-⑥30】→⑩-⑥31】→⑩-⑥32】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順(全交流動力電源又は常設直営電源が喪失した場合)</td> <td>L.16</td> <td>系統構成、アニュラス全量排気弁等稼働作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】 試料採取室排気隔離タンク閉鎖 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給  (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油貯油槽により可搬型タンクローリーへ補給する場合)	L.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 *A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑤】→⑩-⑤2】→⑩-⑤3】→⑩-⑤4】→⑩-71】→⑩-階段P③】→⑩-⑤5】→⑩-階段S④】→⑩-⑤6】→⑩-⑤7】→⑩-⑤8】→⑩-⑤9】→⑩-⑤10】→⑩-⑤11】→⑩-⑤12】→⑩-⑤13】→⑩-⑤14】→⑩-⑤15】→⑩-⑤16】→⑩-⑤17】→⑩-⑤18】→⑩-⑤19】→⑩-⑤20】→⑩-⑤21】→⑩-⑤22】→⑩-⑤23】→⑩-⑤24】→⑩-⑤25】→⑩-⑤26】→⑩-⑤27】→⑩-⑤28】→⑩-⑤29】→⑩-⑤30】→⑩-⑤31】→⑩-⑤32】 *B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑤】→⑩-⑤2】→⑩-⑤3】→⑩-⑤4】→⑩-⑤5】→⑩-⑤6】→⑩-⑤7】→⑩-⑤8】→⑩-⑤9】→⑩-⑤10】→⑩-⑤11】→⑩-⑤12】→⑩-⑤13】→⑩-⑤14】→⑩-⑤15】→⑩-⑤16】→⑩-⑤17】→⑩-⑤18】→⑩-⑤19】→⑩-⑤20】→⑩-⑤21】→⑩-⑤22】→⑩-⑤23】→⑩-⑤24】→⑩-⑤25】→⑩-⑤26】→⑩-⑤27】→⑩-⑤28】→⑩-⑤29】→⑩-⑤30】→⑩-⑤31】→⑩-⑤32】 ホース敷設、接続 【屋外A→⑩-階段B⑥】→⑩-⑥20】→⑩-⑥21】→⑩-⑥22】→⑩-⑥23】→⑩-⑥24】→⑩-⑥25】→⑩-⑥26】→⑩-⑥27】→⑩-⑥28】→⑩-⑥29】→⑩-⑥30】→⑩-⑥31】→⑩-⑥32】	無	無	有	計器の計測範囲(把握電力)を拡大した場合(代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	L.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30】→⑩-31】→⑩-32】	無	無	無	計測に必要な電源の喪失(可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	L.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30】→⑩-31】→⑩-32】	無	無	無	中央制御室空調装置の運転手順(常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)	L.16	*A系統を使用する場合 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】 *B系統を使用する場合 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	有	中央制御室の照明を確保する手順	L.16	【中央制御室→⑩-④2】→⑩-④3】→⑩-④4】→⑩-④5】→⑩-④6】→⑩-④7】→⑩-④8】→⑩-④9】→⑩-④10】→⑩-④11】→⑩-④12】→⑩-④13】→⑩-④14】→⑩-④15】→⑩-④16】→⑩-④17】→⑩-④18】→⑩-④19】→⑩-④20】→⑩-④21】→⑩-④22】→⑩-④23】→⑩-④24】→⑩-④25】→⑩-④26】→⑩-④27】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	無	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	L.16	【中央制御室→⑩-④4】→⑩-④5】→⑩-④6】→⑩-④7】→⑩-④8】→⑩-④9】→⑩-④10】→⑩-④11】→⑩-④12】→⑩-④13】→⑩-④14】→⑩-④15】→⑩-④16】→⑩-④17】→⑩-④18】→⑩-④19】→⑩-④20】→⑩-④21】→⑩-④22】→⑩-④23】→⑩-④24】→⑩-④25】→⑩-④26】→⑩-④27】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	無	チェン징エリアの設置及び運用手順	L.16	【屋外A→⑩-階段B⑥】→⑩-⑥20】→⑩-⑥21】→⑩-⑥22】→⑩-⑥23】→⑩-⑥24】→⑩-⑥25】→⑩-⑥26】→⑩-⑥27】→⑩-⑥28】→⑩-⑥29】→⑩-⑥30】→⑩-⑥31】→⑩-⑥32】	無	無	有	アニュラス空気浄化設備の運転手順(全交流動力電源又は常設直営電源が喪失した場合)	L.16	系統構成、アニュラス全量排気弁等稼働作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】 試料採取室排気隔離タンク閉鎖 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違          ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 <sup>※1</sup>	資機材の転倒影響の有無 <sup>※2</sup>	火災影響の有無 <sup>※3</sup>	溢水影響の有無 <sup>※4</sup>																																																				
ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給  (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油貯油槽により可搬型タンクローリーへ補給する場合)	L.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 *A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑤】→⑩-⑤2】→⑩-⑤3】→⑩-⑤4】→⑩-71】→⑩-階段P③】→⑩-⑤5】→⑩-階段S④】→⑩-⑤6】→⑩-⑤7】→⑩-⑤8】→⑩-⑤9】→⑩-⑤10】→⑩-⑤11】→⑩-⑤12】→⑩-⑤13】→⑩-⑤14】→⑩-⑤15】→⑩-⑤16】→⑩-⑤17】→⑩-⑤18】→⑩-⑤19】→⑩-⑤20】→⑩-⑤21】→⑩-⑤22】→⑩-⑤23】→⑩-⑤24】→⑩-⑤25】→⑩-⑤26】→⑩-⑤27】→⑩-⑤28】→⑩-⑤29】→⑩-⑤30】→⑩-⑤31】→⑩-⑤32】 *B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑤】→⑩-⑤2】→⑩-⑤3】→⑩-⑤4】→⑩-⑤5】→⑩-⑤6】→⑩-⑤7】→⑩-⑤8】→⑩-⑤9】→⑩-⑤10】→⑩-⑤11】→⑩-⑤12】→⑩-⑤13】→⑩-⑤14】→⑩-⑤15】→⑩-⑤16】→⑩-⑤17】→⑩-⑤18】→⑩-⑤19】→⑩-⑤20】→⑩-⑤21】→⑩-⑤22】→⑩-⑤23】→⑩-⑤24】→⑩-⑤25】→⑩-⑤26】→⑩-⑤27】→⑩-⑤28】→⑩-⑤29】→⑩-⑤30】→⑩-⑤31】→⑩-⑤32】 ホース敷設、接続 【屋外A→⑩-階段B⑥】→⑩-⑥20】→⑩-⑥21】→⑩-⑥22】→⑩-⑥23】→⑩-⑥24】→⑩-⑥25】→⑩-⑥26】→⑩-⑥27】→⑩-⑥28】→⑩-⑥29】→⑩-⑥30】→⑩-⑥31】→⑩-⑥32】	無	無	有																																																				
計器の計測範囲(把握電力)を拡大した場合(代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	L.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30】→⑩-31】→⑩-32】	無	無	無																																																				
計測に必要な電源の喪失(可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	L.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30】→⑩-31】→⑩-32】	無	無	無																																																				
中央制御室空調装置の運転手順(常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)	L.16	*A系統を使用する場合 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】 *B系統を使用する場合 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	有																																																				
中央制御室の照明を確保する手順	L.16	【中央制御室→⑩-④2】→⑩-④3】→⑩-④4】→⑩-④5】→⑩-④6】→⑩-④7】→⑩-④8】→⑩-④9】→⑩-④10】→⑩-④11】→⑩-④12】→⑩-④13】→⑩-④14】→⑩-④15】→⑩-④16】→⑩-④17】→⑩-④18】→⑩-④19】→⑩-④20】→⑩-④21】→⑩-④22】→⑩-④23】→⑩-④24】→⑩-④25】→⑩-④26】→⑩-④27】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	無																																																				
中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	L.16	【中央制御室→⑩-④4】→⑩-④5】→⑩-④6】→⑩-④7】→⑩-④8】→⑩-④9】→⑩-④10】→⑩-④11】→⑩-④12】→⑩-④13】→⑩-④14】→⑩-④15】→⑩-④16】→⑩-④17】→⑩-④18】→⑩-④19】→⑩-④20】→⑩-④21】→⑩-④22】→⑩-④23】→⑩-④24】→⑩-④25】→⑩-④26】→⑩-④27】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	無																																																				
チェン징エリアの設置及び運用手順	L.16	【屋外A→⑩-階段B⑥】→⑩-⑥20】→⑩-⑥21】→⑩-⑥22】→⑩-⑥23】→⑩-⑥24】→⑩-⑥25】→⑩-⑥26】→⑩-⑥27】→⑩-⑥28】→⑩-⑥29】→⑩-⑥30】→⑩-⑥31】→⑩-⑥32】	無	無	有																																																				
アニュラス空気浄化設備の運転手順(全交流動力電源又は常設直営電源が喪失した場合)	L.16	系統構成、アニュラス全量排気弁等稼働作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】 試料採取室排気隔離タンク閉鎖 【中央制御室→⑩-階段A④】→⑩-④28】→⑩-④29】→⑩-④30】→⑩-④31】→⑩-④32】→⑩-④33】→⑩-④34】	無	無	有																																																				
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																																							



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内アクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図番号
1	高圧・低圧注水機能喪失	7-1
2	高圧注水・減圧機能喪失	—
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	7-2
4	全交流動力電源喪失（TRU）	7-2で包括
5	全交流動力電源喪失（TID）	7-3
6	全交流動力電源喪失（TRP）	7-2で包括
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	7-4
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	7-1で包括
9	原子炉停止機能喪失	—
10	LOCA時注水機能喪失	7-5
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	7-6
12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用する場合）	7-4で包括
13	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用できない場合）	7-5で包括
14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7-7
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	7-7で包括
16	水素燃焼	7-4で包括
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-7で包括
18	想定事故1	7-8
19	想定事故2	7-8で包括
20	崩壊熱除去機能喪失	—
21	全交流動力電源喪失	7-4で包括
22	原子炉冷却材の流出	—
23	反応度の誤投入	—

※「—」は現場操作がないため図面なし

島根原子力発電所2号炉

第5-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図面作成表	図番号
1	高圧・低圧注水機能喪失	現場操作なし	—
2	高圧注水・減圧機能喪失	○	5-1(1)
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	○	5-1(2)
4	全交流動力電源喪失（TRU）	3で包括	—
5	全交流動力電源喪失（TID）	○	5-1(3)
6	全交流動力電源喪失（TRP）	○	5-1(4)
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	○	5-1(5)
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が喪失した場合）	現場操作なし	—
9	原子炉停止機能喪失	現場操作なし	—
10	LOCA時注水機能喪失	現場操作なし	—
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	○	5-1(6)
12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用する場合）	○	5-1(7)
13	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用しない場合）	○	5-1(8)
14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	12で包括	—
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	現場操作なし	—
16	水素燃焼	現場操作なし	—
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	現場操作なし	—
18	想定事故1	○	5-1(9)
19	想定事故2	18で包括	—
20	崩壊熱除去機能喪失（停止時）	○	5-1(10)
21	全交流動力電源喪失（停止時）	○	5-1(11)
22	原子炉冷却材の流出（停止時）	○	5-1(12)
23	反応度の誤投入（停止時）	現場操作なし	—

泊発電所3号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

No.	「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス	図番号
1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—
2	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）	7-1
3	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失する事故）	7-2
4	原子炉補機冷却機能喪失	7-3
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	7-4
6	原子炉停止機能喪失	—
7	ECCS注水機能喪失	—
8	ECCS再循環機能喪失	7-5
9	格納容器バイパス （インターフェイスシステムLOCA）	7-6
10	格納容器バイパス （蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）	7-7
11	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	7-8
12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	7-9
13	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7-9で包括
14	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	7-8で包括
15	水素燃焼	7-10
16	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-8で包括
17	想定事故1	7-11
18	想定事故2	7-11で包括
19	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	7-12
20	全交流動力電源喪失 （燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-13
21	原子炉冷却材の流出	7-14
22	反応度の誤投入	7-15

※：「—」は現場操作がないため図面なし

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・有効性評価の事故シーケンスの相違及びその屋内作業内容の相違。

【女川及び島根】記載表現の相違







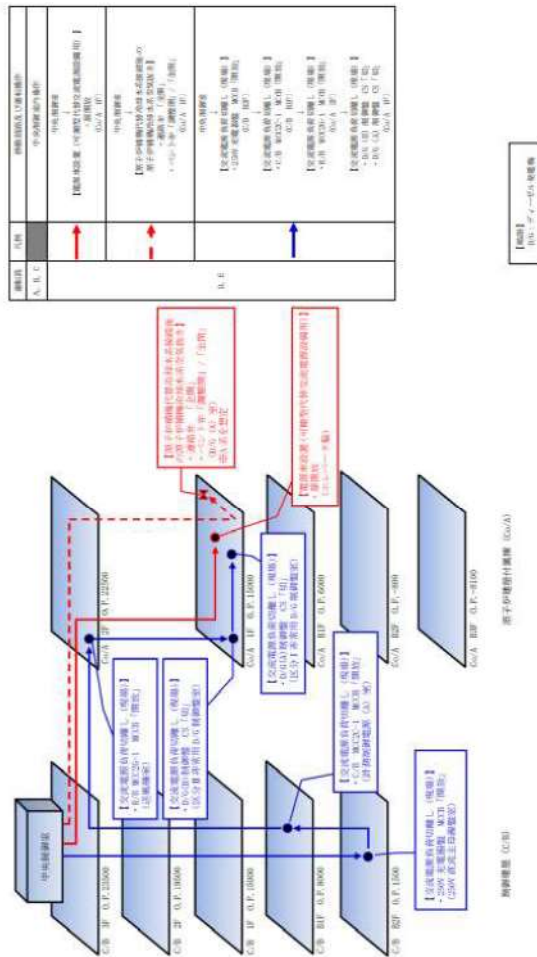




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

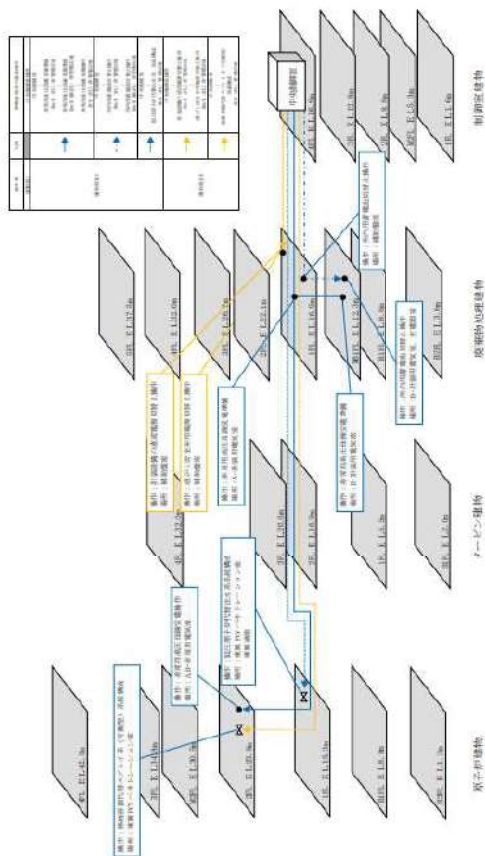
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



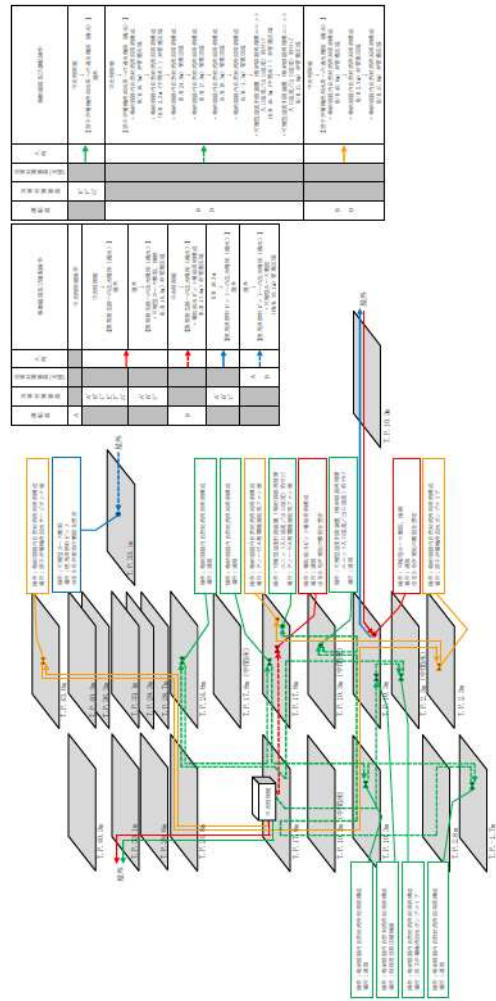
第7-4図 事故対象シーケンス「崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(4) 事故シーケンス「全交流動力電源喪失(TBP)」

泊発電所3号炉



第7-2図 事故シーケンス「全交流動力電源喪失」  
 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)(2/2)

相違理由

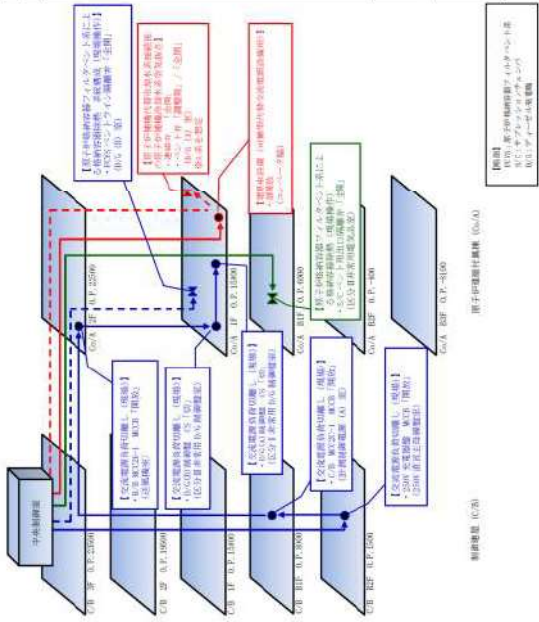
【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

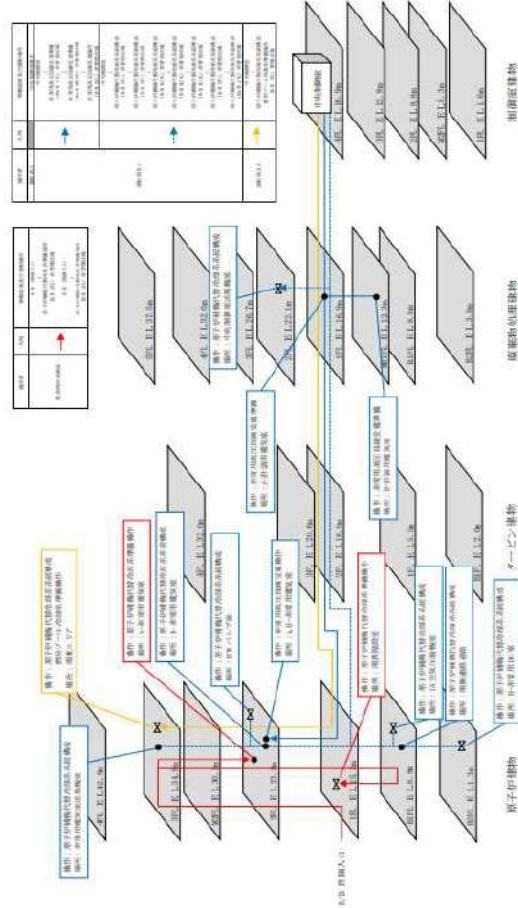
女川原子力発電所2号炉

機組別	設備	機組別	設備
A, B, C	↑	↑	↑
B, E	↑	↑	↑
B, E	↑	↑	↑
B, E	↑	↑	↑
A, E	↑	↑	↑



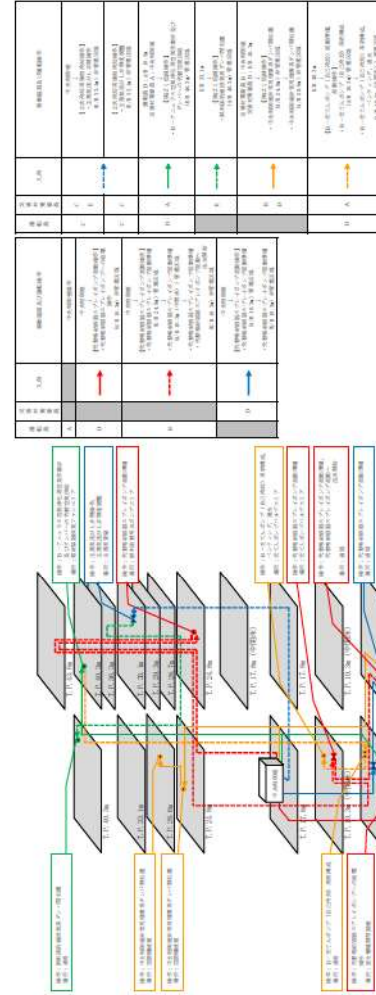
第7-5図 事故対象シケーンズ「LOCA時注水機能喪失」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(5) 事故シケーンズ 前減熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）

泊発電所3号炉



第7-3図 事故シケーンズ「原子炉補給冷却機能喪失」(1/2)

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。



1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

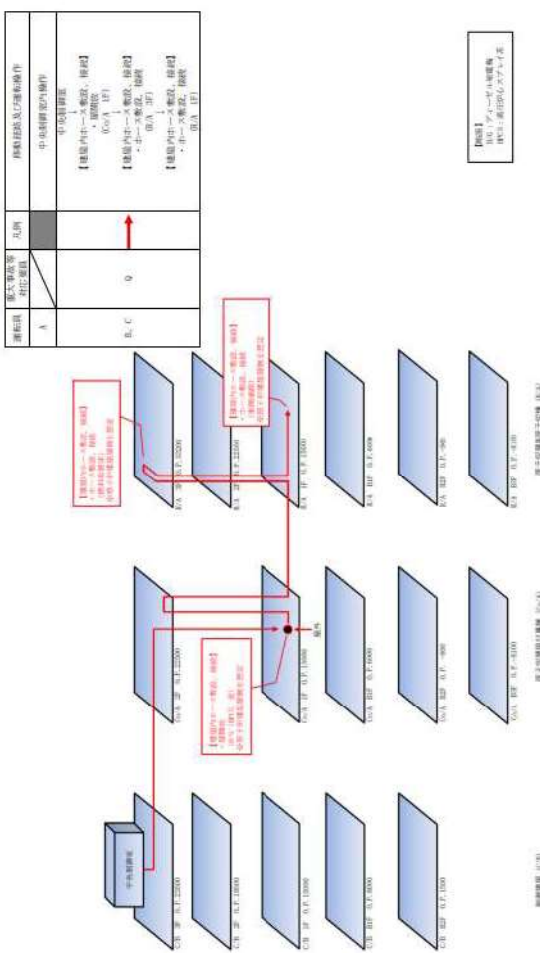
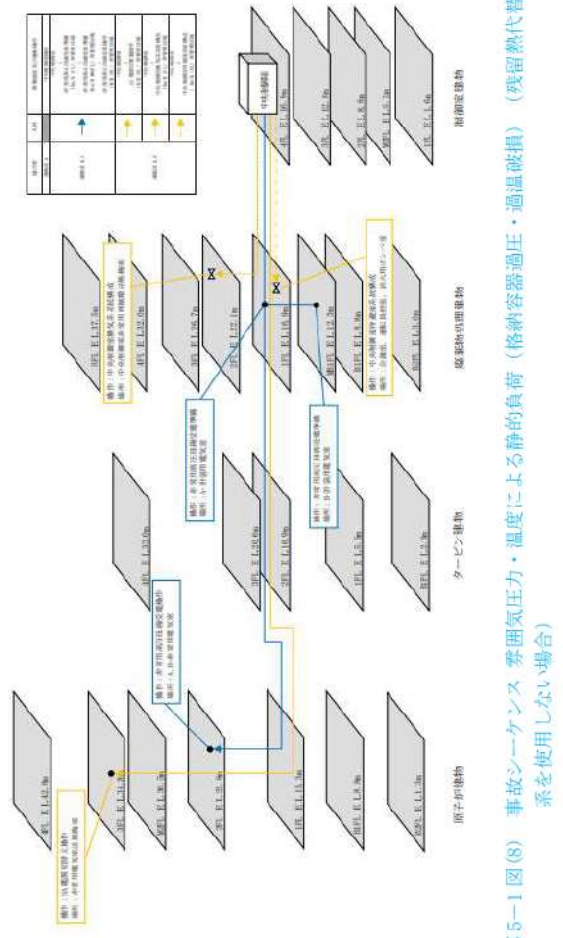
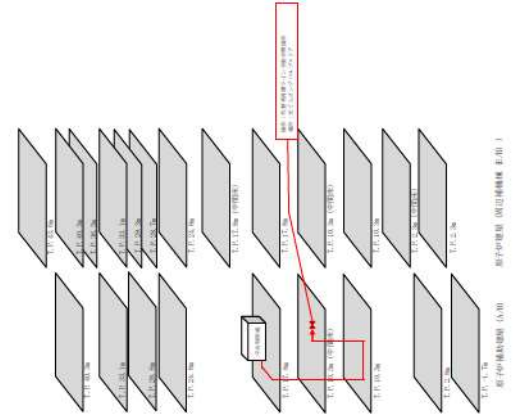
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第7-6図 事故対象シーケンス「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」</p>	<p>第5-1図(6) 事故シーケンス 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p>	<p>第7-3図 事故シーケンス「原子炉補機冷却機能喪失」(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>



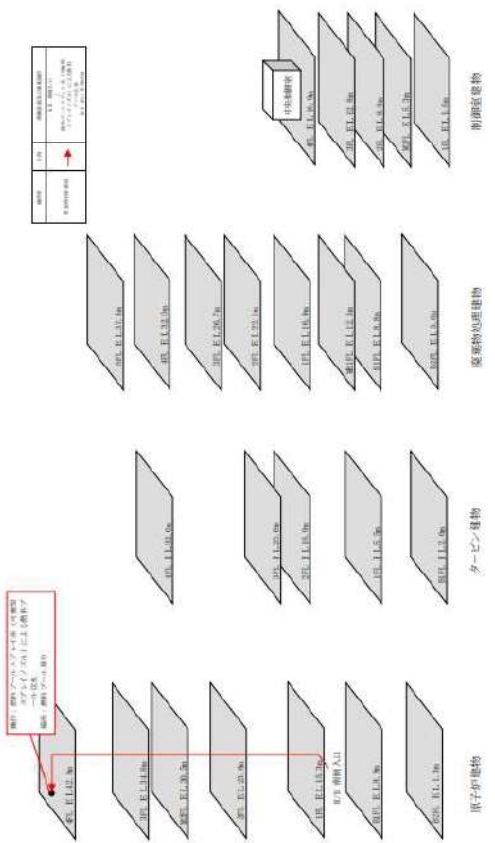
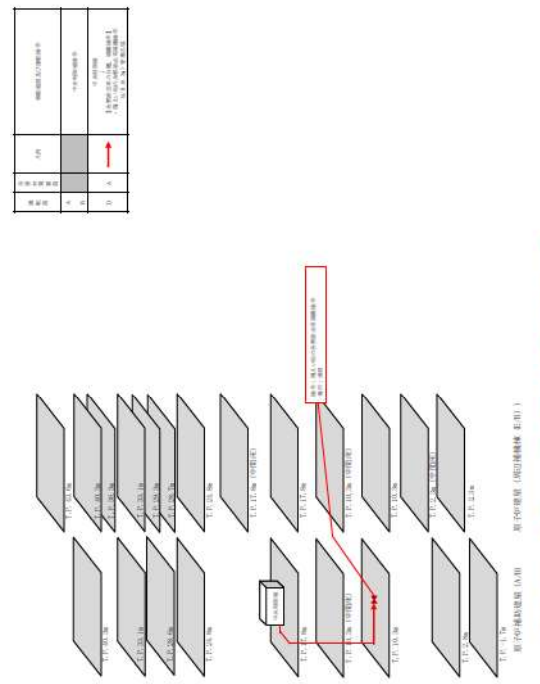


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第7-8図 事故対象シーケンス「想定事故1」</p>	 <p>第5-1図(8) 事故シーケンス 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用しない場合）</p>	 <p>第7-6図 事故シーケンス「ECCS 再循環機能喪失」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1図(9) 事故シナリオ「想定事故1」</p>	 <p>第7-6図 事故シナリオ「格納容器バイパス」 (インターフェイスシステム LOCA)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(10) 事故シークエンス 停止中の崩壊熱除去機能喪失</p>	<p>第7-7図 事故シークエンス「格納容器バイパス」          (蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(11) 事故シークエンス 全交流動力力電源喪失（停止時）</p>	<p>第7-8図 事故シークエンス「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>



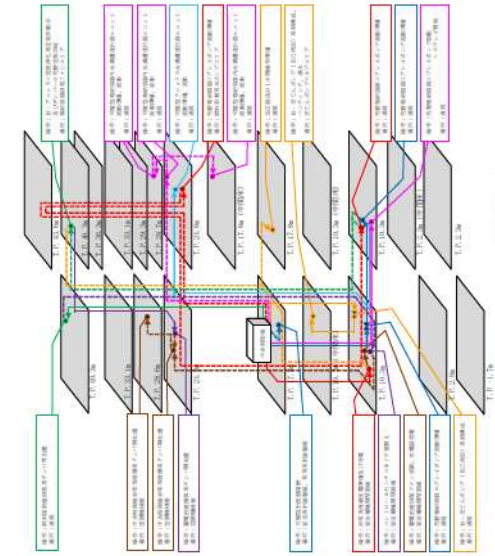
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第5-1図(12) 事故シーケンス 原子炉冷却材の流出（停止時）</p>	<p style="text-align: center;">第7-8図 事故シーケンス「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破壊）」(2/2)</p>	<p>【安川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-9図 事故シナリオ「券囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。</li> </ul>



1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

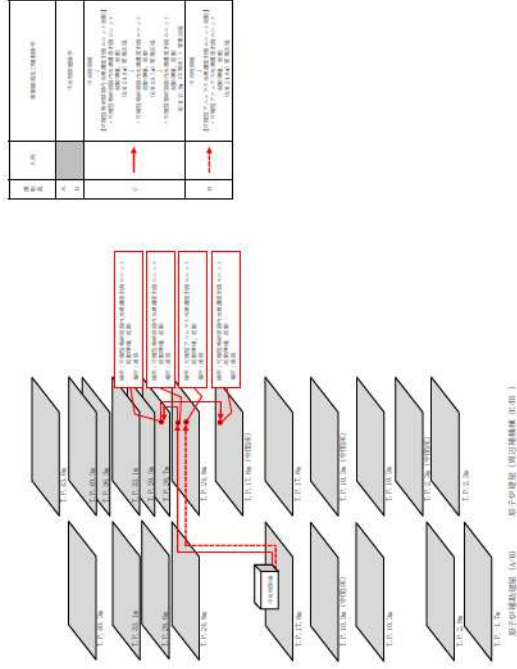
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-9図 事故シナリオ「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-10図 事故シナリオ「水素燃焼」</p> <p>原子炉建屋 (A/B) 原子炉建屋 (共同機械 圧入)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

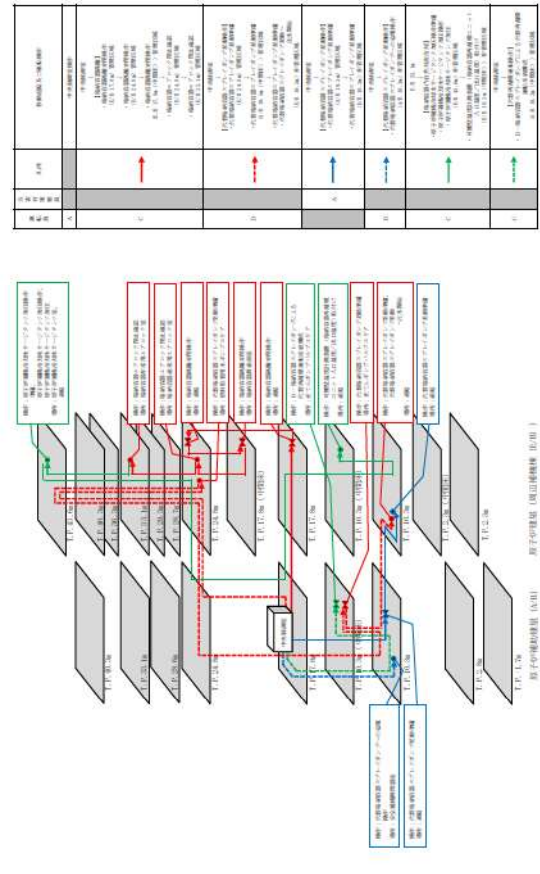
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

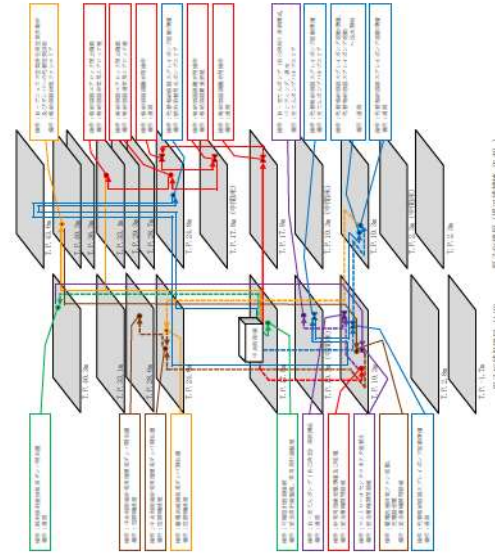
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-12図 事故シーケンス「崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

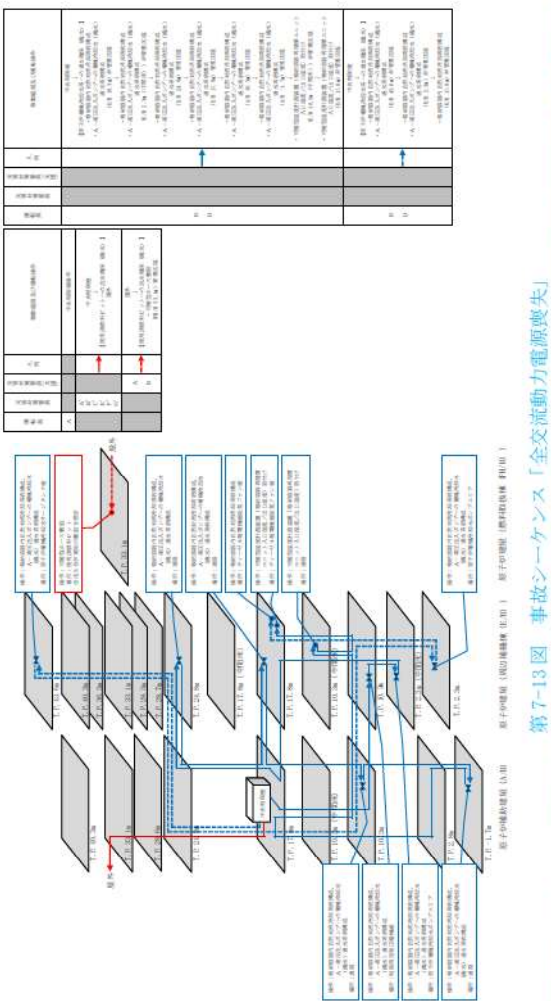
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-13図 事故シナシス「全交流動力電源喪失」              (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) (1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-13図 事故シーケンス「全交流動力電源喪失」          (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) (2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-14図 事故シナリオ「原子炉冷却材の流出」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。</li> </ul>











赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>①</sup>	作業時間 <sup>②</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>③</sup>	稼働時間	制限時間に対する成立性	作業現場から作業現場へ移動する所要時間
運転中の原子力炉に異常が生じ、重大事故となる恐れがある事故	屋内	減圧機能試験	26分(20分)	9分	50分	95分 <sup>④</sup>	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、作業員からの連絡の必要がある。作業員に対して十分な余裕時間がある。	—
		125V 高圧電源負荷の減し(125V 電源電圧低下試験)	6分(9分)	48分	60分	9時間 <sup>⑤</sup>	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉補機代替給排水系補機代替給排水	6分(9分)	39分	50分	25時間 <sup>④</sup>	事業発生後、2時間10分後からの作業を想定しているが、9時間後の別作業員終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		高圧分電盤交換設備の備品取替	14分(21分)	21分	45分	27時間 <sup>④</sup>	事業発生後、2時間15分後からの作業を想定しているが、2時間30分後の別作業員終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
全交直動力電源喪失(TBO)	屋内	高圧分電盤交換設備の備品取替	20分	8時間40分	9時間	25時間 <sup>④</sup>	事業発生後、4時間後からの作業を想定しているが、別作業員からの連絡の必要がある。作業員に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替給排水系 <sup>⑥</sup>
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	115分	135分	10時間 <sup>④</sup>	事業発生後、2時間後からの作業を想定しているが、2時間10分後の別作業員終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
運転中の原子力炉に異常が生じ、重大事故となる恐れがある事故	屋外	燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	115分	135分	25時間 <sup>④</sup>	事業発生後、2時間後からの作業を想定しているが、2時間10分後の別作業員終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	115分	135分	25時間 <sup>④</sup>	事業発生後、2時間後からの作業を想定しているが、2時間10分後の別作業員終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1：屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※2：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※3：有効性評価上の作業完了時間。

※4：残留熱除去系(サブプレッションプール)水冷却モータ1回開始までの時間。

※5：有効性評価(資料の評価)にて27時間後までに完了することとしている。

※6：7日間サブプレッション電源設備点検タスクが始まらない必要経路を特定可能な開始時間。

※7：原子炉補機代替給排水系・新交直機ユニット・水質検査ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(3/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の作業時間 <sup>①</sup>	移動時間 <sup>②</sup>	作業時間 <sup>③</sup>	作業合計時間 <sup>④</sup>	制限時間	制限時間に対する成立性	作業現場から作業現場へ移動する所要時間
運転中の原子力炉に異常が生じ、重大事故となる恐れがある事故	屋内	125V高圧電源負荷の減し(125V電源電圧低下試験)	6分(9分)	1分	18分	27分	11時間	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、作業員からの連絡の必要がある。作業員に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉補機代替給排水系補機代替給排水	6分(9分)	1分	18分	27分	11時間	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、作業員からの連絡の必要がある。作業員に対して十分な余裕時間がある。	—
		高圧分電盤交換設備の備品取替	14分(21分)	1分	18分	33分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	14時間15分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
全交直動力電源喪失(TBO)	屋内	高圧分電盤交換設備の備品取替	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給装置(ガスタービン駆動機)の点検	20分	1分	18分	39分	7時間40分	事業発生後、5分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業員からの作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※2：屋内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※3：有効性評価で、事業発生時点より、当該作業が完了するを想定している時間。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(3/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の作業時間 <sup>①</sup>	移動時間 <sup>②</sup>	作業時間 <sup>③</sup>	作業合計時間 <sup>④</sup>	制限時間	制限時間に対する成立性	作業現場から作業現場へ移動する所要時間
運転中の原子力炉に異常が生じ、重大事故となる恐れがある事故	屋外・屋外	高圧分電盤交換設備の備品取替(海水)	3時間20分 <sup>⑤</sup>	3分	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	約7.4時間 <sup>⑥</sup>	事業発生後、2時間後からの作業を想定しているが、事業発生後5時間30分後に作業が完了するため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	作業現場から作業現場へ移動する所要時間 (海水車庫) ボート係員、回収車 (海水車庫)
		高圧分電盤交換設備の備品取替(海水)	3時間20分 <sup>⑤</sup>	3分	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	約7.4時間 <sup>⑥</sup>	事業発生後、2時間後からの作業を想定しているが、事業発生後5時間30分後に作業が完了するため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	作業現場から作業現場へ移動する所要時間 (海水車庫) ボート係員、回収車 (海水車庫)
運転中の原子力炉に異常が生じ、重大事故となる恐れがある事故	屋内	高圧分電盤交換設備の備品取替(海水)	40分 <sup>⑤</sup>	5分	5分	19分(23分)	—	事業発生後、2時間後からの作業を想定しているが、事業発生後2時間40分後に作業が完了するため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		高圧分電盤交換設備の備品取替(海水)	40分 <sup>⑤</sup>	5分	5分	19分(23分)	—	事業発生後、2時間後からの作業を想定しているが、事業発生後2時間40分後に作業が完了するため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※2：屋内の移動時間は、実際に歩行し非直線的に移動で想定し、括弧内に記載した時間を1.5倍した時間を記載している。

※3：有効性評価で、事業発生時点より、当該作業が完了するを想定している時間。

※4：有効性評価上の作業完了時間(6分)を含む。

※5：補助給排水ポンプの起動に要する時間。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>※3</sup> (①+②)	初期時間	新時間に対する成立性	従来場所から作業開始し継続する可視型設備
炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を前提に比較している。 ※2 有効性評価で、当該作業に要する想定している時間。 ※3 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を前提に比較している。 ※4 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を前提に比較している。 ※5 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を前提に比較している。 ※6 有効性評価（資源の評価）にて27時間後までに完了することとしている。	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	8分	12分（18分）	30分	80分*	事象発生後15分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業の完了のため初期時間に対して十分な余裕時間がある。作業自体を相対する作業時間（約19分）を考慮した場合でも、同一初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
	駆込機能確保	9分	26分（39分）	50分	95分*	事象発生後45分後からの作業を想定しているが、前作業から継続するため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
	125V 直成電源負荷切替し（125V 直成電源（2A及び2B））	4分	6分（9分）	60分	94時間*	事象発生後15分後からの作業を想定しているが、27時間後30分後からの作業を想定しているため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
	原子炉駆込代替本水系制御操作	39分	6分（9分）	50分	25時間*	事象発生後18時間後30分後からの作業を想定しているが、24時間後の作業終了後から作業を想定しているため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
	駆込代替交流電源装置負荷制御操作	21分	14分（21分）	45分	27時間*	事象発生後30時間後35分後からの作業を想定しているが、24時間後の作業終了後から作業を想定しているため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—	

島根原子力発電所2号炉

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(6/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>※3</sup> (①+②)	初期時間	新時間に対する成立性	従来場所から作業開始し継続する可視型設備
※1 有効性評価で、当該作業に要する想定している時間。 ※2 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を前提に比較している。 ※3 有効性評価で、事後発生を仮定とし、当該作業が完了する上想定している時間。	駆込代替1	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	2時間10分	25分	1時間57分	2時間15分	事象発生後30分後からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。	大量発生機
	駆込代替2	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	2時間10分	25分	1時間57分	2時間15分	事象発生後30分後からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。	大量発生機

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(6/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>※3</sup> (①+②)	初期時間	新時間に対する成立性	従来場所から作業開始し継続する可視型設備
※1 有効性評価で、当該作業に要する想定している時間。 ※2 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を前提に比較している。 ※3 有効性評価で、事後発生を仮定とし、当該作業が完了する上想定している時間。	駆込代替1	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	2時間10分	25分	1時間57分	2時間15分	事象発生後30分後からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。	大量発生機
	駆込代替2	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	2時間10分	25分	1時間57分	2時間15分	事象発生後30分後からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。	大量発生機
	駆込代替3	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	2時間10分	25分	1時間57分	2時間15分	事象発生後30分後からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。	大量発生機
	駆込代替4	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	2時間10分	25分	1時間57分	2時間15分	事象発生後30分後からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。	大量発生機
	駆込代替5	駆込代替本水系（換器）直成配管配管（水筒弁シフト）による原子炉圧力制御操作	2時間10分	25分	1時間57分	2時間15分	事象発生後30分後からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。	大量発生機

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可搬型設備
全交直動力電源喪失(100%)	炉内	原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転	20分	8時間40分	9時間	25時間*	事業者は10時間からの作業を想定しているが、他作業からの制約のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転
		燃料補給ポンプ(ガスタービン駆動)の運転	20分	115分	135分	19時間*	事業者は4時間からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 炉内作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を裕量率に反映している。  
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※3 装置稼働率(稼働率)を考慮して算出する時間。  
 ※4 7日間のスケジューリングが前提とならないよう必要最低限の稼働率を算出している。  
 ※5 原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転

島根原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可搬型設備
全交直動力電源喪失(100%)	炉内	原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転	20分	8時間40分	9時間	25時間*	事業者は10時間からの作業を想定しているが、他作業からの制約のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転
		燃料補給ポンプ(ガスタービン駆動)の運転	20分	115分	135分	19時間*	事業者は4時間からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		原子炉補給水ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(7/7)

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※3 装置稼働率(稼働率)を考慮して算出する時間。  
 ※4 7日間のスケジューリングが前提とならないよう必要最低限の稼働率を算出している。  
 ※5 原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転

泊発電所3号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可搬型設備
全交直動力電源喪失(100%)	炉内	原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転	20分	8時間40分	9時間	25時間*	事業者は10時間からの作業を想定しているが、他作業からの制約のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転
		燃料補給ポンプ(ガスタービン駆動)の運転	20分	115分	135分	19時間*	事業者は4時間からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給ポンプ(原子炉駆動)の運転	20分	115分	135分	25時間*	事業者は7時間からの作業を想定しているが、15分間の制約を除けば、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(7/51)

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※3 装置稼働率(稼働率)を考慮して算出する時間。  
 ※4 7日間のスケジューリングが前提とならないよう必要最低限の稼働率を算出している。  
 ※5 原子炉補給水ポンプ(ガスタービン駆動)の運転

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【安川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup> ①	作業時間 <sup>※2</sup> ②	有効作業時間 <sup>※3</sup> ③+④	初期時間	相対時間に対する成立値	異常発生からの作業開始に要する可 定型評価値
運転中の原子炉停止 し、炉内作業を行う ことによる重大事故 （炉内作業）	炉内	原子炉の補機代替作業 （水素再燃機操作）	6分（9分）	39分	30分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		炉内での作業	14分（21分）	31分	45分	22時間 <sup>※4</sup>	事業発生36時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
運転中の原子炉停止 し、炉内作業を行う ことによる重大事故 （炉内作業）	炉内	原子炉の補機代替作業 （水素再燃機操作）	30分	8時間40分	9時間	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉の補機代替作業 （水素再燃機操作）
		燃料供給装置（ガス ポンプ）の修理作業	30分	115分	135分	10時間 <sup>※4</sup>	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンタコローリ
運転中の原子炉停止 し、炉内作業を行う ことによる重大事故 （炉内作業）	炉内	燃料供給装置（原子 炉の補機代替作業） （水素再燃機操作）	30分	115分	135分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンタコローリ
		燃料供給装置（原子 炉の補機代替作業） （水素再燃機操作）	30分	115分	135分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンタコローリ

※1：炉内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を余裕内に記載している。

※2：有効作業時間（炉内作業）は、作業開始から終了までの時間として算出している。

※3：有効作業時間（炉内作業）は、作業開始から終了までの時間として算出している。

※4：7日即断システム（緊急停止）による緊急停止が想定されている場合、必要に応じて作業時間を調整する。

※5：原子炉の補機代替作業（水素再燃機操作）は、大容量水素ポンプ（タイプ1）

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【安川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(8/51)

事故シナリオ	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup> ①	作業時間 <sup>※2</sup> ②	有効作業時間 <sup>※3</sup> ③	初期時間	相対時間に対する成立値	異常発生からの作業開始に要する可 定型評価値
運転中の原子炉停止 し、炉内作業を行う ことによる重大事故 （炉内作業）	原子炉の補機代替作業 （水素再燃機操作）	6分（9分）	39分	30分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内での作業	14分（21分）	31分	45分	22時間 <sup>※4</sup>	事業発生36時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
運転中の原子炉停止 し、炉内作業を行う ことによる重大事故 （炉内作業）	原子炉の補機代替作業 （水素再燃機操作）	30分	8時間40分	9時間	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉の補機代替作業 （水素再燃機操作）
	燃料供給装置（ガス ポンプ）の修理作業	30分	115分	135分	10時間 <sup>※4</sup>	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンタコローリ
運転中の原子炉停止 し、炉内作業を行う ことによる重大事故 （炉内作業）	燃料供給装置（原子 炉の補機代替作業） （水素再燃機操作）	30分	115分	135分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンタコローリ
	燃料供給装置（原子 炉の補機代替作業） （水素再燃機操作）	30分	115分	135分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンタコローリ

※1：有効作業時間（炉内作業）は、作業開始から終了までの時間として算出している。

※2：有効作業時間（炉内作業）は、作業開始から終了までの時間として算出している。

※3：有効作業時間（炉内作業）は、作業開始から終了までの時間として算出している。

※4：7日即断システム（緊急停止）による緊急停止が想定されている場合、必要に応じて作業時間を調整する。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価③ の有効時間④	制限時間	制限時間に付する成立性	従前の制約からの作業現場に適用する可 なり設置
原子炉停止 原因調査 失	—	—	—	—	—	—	—	—
		原子炉油断式動作出 水高調整動作	6分(9分)	39分	50分	24時間 <sup>※1</sup>	事業発生後約10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—
LOCA制圧 水漏れ調査 失	爐内	規定代替交換電置設 備負荷調整動作	14分(21分)	21分	45分	27時間 <sup>※1</sup>	事業発生後24時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納容器ファイ ルケーブルによる 格納容器加熱試験	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 <sup>※1</sup>	事業発生後約26時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業の無い 要員と25時間後の別作業終了後から 作業着手できる要員で実施するため制 限時間に對して十分な余裕時間があ る。	—
		原子炉格納容器ファイ ルケーブルによる 格納容器加熱試験	4分(6分)	61分	90分	約51時間 <sup>※1</sup>	事業発生後約44時間後からの作業を想定 しているが、それ以前の作業の無い 要員と25時間後の別作業終了後から 作業着手できる要員で実施するため制 限時間に對して十分な余裕時間があ る。	—

※1 爐内作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している。  
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間  
 ※3 炉内無熱伝導試験開始までの時間（機体基本を想定）  
 ※4 有効性評価（原原の計画）にて27時間後までに完了することとしている。  
 ※5 格納容器圧力0.427MPa(Low)（1.1Pa）到達までの時間  
 ※6 過圧の観点で厳しい「5.1 冷却気圧力・蒸気による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」における格納容器の限界圧力0.85MPa(Low)に至るまでの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(10/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価① の稼働時間②	稼働時間③ の有効時間④	作業時間⑤	作業時間⑥ の有効時間⑦	作業時間⑧ の有効時間⑨	制限時間	制限時間に付する成立性	従前の制約からの作業現場に適用する可 なり設置
原子炉停止 原因調査 失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		原子炉油断式動作出 水高調整動作	6分(9分)	39分	50分	24時間 <sup>※1</sup>	事業発生後約10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—	—	
LOCA制圧 水漏れ調査 失	爐内	規定代替交換電置設 備負荷調整動作	14分(21分)	21分	45分	27時間 <sup>※1</sup>	事業発生後24時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—	—	
		原子炉格納容器ファイ ルケーブルによる 格納容器加熱試験	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 <sup>※1</sup>	事業発生後約26時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業の無い 要員と25時間後の別作業終了後から 作業着手できる要員で実施するため制 限時間に對して十分な余裕時間があ る。	—	—	
		原子炉格納容器ファイ ルケーブルによる 格納容器加熱試験	4分(6分)	61分	90分	約51時間 <sup>※1</sup>	事業発生後約44時間後からの作業を想定 しているが、それ以前の作業の無い 要員と25時間後の別作業終了後から 作業着手できる要員で実施するため制 限時間に對して十分な余裕時間があ る。	—	—	

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間  
 ※2 有効性評価（原原の計画）にて27時間後までに完了することとしている。  
 ※3 炉内無熱伝導試験開始までの時間（機体基本を想定）  
 ※4 有効性評価（原原の計画）にて27時間後までに完了することとしている。  
 ※5 格納容器圧力0.427MPa(Low)（1.1Pa）到達までの時間  
 ※6 過圧の観点で厳しい「5.1 冷却気圧力・蒸気による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」における格納容器の限界圧力0.85MPa(Low)に至るまでの時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナジェンクスごとの現場作業 (13/21)

事故シナジェンクス	作業場所	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>①</sup>	作業時間 <sup>②</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>③</sup>	初期時間	初期時間に対する成立性	他管理所から作業準備に要する可搬置量
運転中の原子力炉停止に伴う緊急対応 ・炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	屋外	原子力炉内	原子力炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	6分(9分)	39分	60分	24時間 <sup>④</sup>	緊急発生18時間10分後から、炉内作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		原子力炉内	原子力炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	14分(21分)	21分	45分	27時間 <sup>④</sup>	緊急発生25時間15分後から、炉内作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		原子力炉内	原子力炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	20分	8時間10分	9時間	24時間 <sup>④</sup>	緊急発生10時間後から、炉内作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	原子力炉内作業 ・炉内作業
		原子力炉内	原子力炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	20分	115分	135分	10時間 <sup>④</sup>	緊急発生20時間後から、炉内作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー
		原子力炉内	原子力炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	20分	115分	135分	24時間 <sup>④</sup>	緊急発生27時間後から、炉内作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー
		原子力炉内	原子力炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	20分	115分	135分	24時間 <sup>④</sup>	緊急発生27時間後から、炉内作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー

※1 炉内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※2 有効性評価で、当該作業に対する時間を短縮して想定している時間

※3 代替機運転による燃料供給設備稼働開始までの時間

※4 有効性評価（仮称の仮面）にて27時間後までに完了することとしている

※5 7日間ガスタービン発電機稼働タガが経過しないよう必要の軽油を移送可能な開始時間

※6 原子力炉内作業時、炉内作業ユニット、大気汚染浄化装置（タイプ1）

島根原子力発電所2号炉

第7-3表 重要事故シナジェンクスごとの現場作業 (13/51)

事故シナジェンクス	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>①</sup>	作業時間 <sup>②</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>③</sup>	初期時間	初期時間に対する成立性	他管理所から作業準備に要する可搬置量
運転中の原子力炉停止に伴う緊急対応 ・炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	屋外	緊急時燃料ピットへの注水作業 ・ピットへの注水 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの運転	29分 <sup>④</sup> (31分) <sup>⑤</sup>	2時間11分 (2時間12分)	2時間40分 (2時間42分)	24時間 <sup>⑥</sup>	緊急発生18時間10分後から、注水作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	注水ポンプ ・注水ポンプ
	屋外	緊急時燃料ピットへの注水作業 ・ピットへの注水 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの運転	29分 <sup>④</sup> (31分) <sup>⑤</sup>	2時間11分 (2時間12分)	2時間40分 (2時間42分)	27時間 <sup>⑥</sup>	緊急発生25時間15分後から、注水作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	注水ポンプ ・注水ポンプ
	屋内	緊急時燃料ピットへの注水作業 ・ピットへの注水 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの運転	23分 <sup>④</sup> (25分) <sup>⑤</sup>	8分	41分 (42分)	—	緊急発生10時間後から、注水作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
	屋外	緊急時燃料ピットへの注水作業 ・ピットへの注水 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの運転	7分	1時間11分 (1時間12分)	1時間21分	24時間 <sup>⑥</sup>	緊急発生27時間後から、注水作業を完了した時点で作業終了となるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	注水ポンプ ・注水ポンプ

※1 有効性評価で、当該作業に対する時間を短縮して想定している時間

※2 炉内作業の場合は、初期に要する時間を短縮して想定している時間

※3 代替機運転による燃料供給設備稼働開始までの時間

※4 有効性評価（仮称の仮面）にて27時間後までに完了することとしている

※5 7日間ガスタービン発電機稼働タガが経過しないよう必要の軽油を移送可能な開始時間

※6 可搬置量注水ポンプ車の運転時間タガが経過しないよう必要の軽油を移送可能な開始時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (15/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効稼働上の作業時間③④⑤	初期時間	相対時間に対する成立性	現場から作業開始に要する可搬設備
運転中 原子炉 停止 において 重大事故	機外	代官注水等確認	30分※1	360分	360分	初20時間※4	事業発生3時間 30分後からの作業を想定しているが、前作業から10分間の作業時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ (タイプ1)
		原子炉補機代官注水系統稼働	20分	8時間 40分	9時間	24時間※4	事業発生 30 時間後からの作業を想定しているが、前作業から10分間の作業時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代官注水系統※4
運転中 原子炉 停止 において 重大事故	機外	原子炉補機代官注水系統稼働	—	0分	0分	初20時間5分※4	事業発生約 20 時間後からの作業を想定しているが、前作業から5分間の作業時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給準備 (大容量送水ポンプからの取水)	20分	115分	135分	10時間※7	事業発生 4 時間後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相対時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
運転中 原子炉 停止 において 重大事故	機外	燃料補給準備 (大容量送水ポンプからの取水)	20分	115分	135分	24時間※4	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間 15 分後の前作業終了後から作業着手できるため、相対時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 限外作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。  
 ※2 有効稼働時間であり、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※3 稼働時間はあくまでシミュレーション上の時間であり、実際の稼働開始時間から稼働終了までの時間。  
 ※4 作業開始から稼働終了までの時間 (稼働開始を想定)。  
 ※5 有効稼働時間上の作業完了時間 (稼働開始を想定)。  
 ※6 原子炉補機代官注水系統、大容量送水ポンプ (タイプ1)。

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (15/51)

事故シナリオ	作業内容	稼働時間①	稼働時間②	作業時間③④⑤	相対時間に対する成立性	相対時間	各現場から作業開始に要する可搬設備	
							初期時間	稼働時間
運転中 原子炉 停止 において 重大事故	代官注水等確認	15分	2分 (3分)	8分 (11分)	事業発生 10 分後からの作業を想定しているが、0時間 15 分後の前作業終了後から作業着手できるため、相対時間に対して十分な余裕時間がある。	約 8分※	—	
		20分	1分 (2分)	2分 (4分)	事業発生 30 時間後からの作業を想定しているが、前作業から10分間の作業時間に対して十分な余裕時間がある。	約 8分※	—	
運転中 原子炉 停止 において 重大事故	原子炉補機代官注水系統稼働	5分	1分 (2分)	2分 (4分)	事業発生 30 時間後からの作業を想定しているが、前作業から10分間の作業時間に対して十分な余裕時間がある。	約 8分※	—	
		20分	9分 (11分)	8分 (19分)	事業発生 4 時間後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相対時間に対して十分な余裕時間がある。	約 8分※	—	
運転中 原子炉 停止 において 重大事故	燃料補給準備 (大容量送水ポンプからの取水)	5分	2分 (3分)	2分 (5分)	事業発生 10 分後からの作業を想定しているが、0時間 15 分後の前作業終了後から作業着手できるため、相対時間に対して十分な余裕時間がある。	約 8分※	—	
		20分	15分 (19分)	8分 (25分)	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間 15 分後の前作業終了後から作業着手できるため、相対時間に対して十分な余裕時間がある。	約 8分※	—	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (16/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>※3</sup>	初期時間 <sup>※4</sup>	初期時間に対する成立性	現場からの作業開始に要する可搬型設備
運転中、原子炉において重大事故	炉内	原子炉補機代替冷却水系稼働操作	6分(15分)	39分	30分	23時間 <sup>※4</sup>	事業発生18時間40分後からの作業を想定しているが、63分後の初期作業終了後から作業着手まで十分な余裕時間がある。	—
		代替注水稼働	20分 <sup>※1</sup>	360分	380分	約21時間 <sup>※4</sup>	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、これ以降の作業は十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
炉圧調整/格納容器冷却風流増加	炉外	原子炉格納容器冷却水系稼働操作	20分	8時間40分	9時間	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、初期作業から稼働のため十分な余裕時間がある。	原子炉格納容器冷却水系 <sup>※7</sup>
		原子炉格納容器冷却風流増加	—	5分	5分	約23時間5分 <sup>※4</sup>	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、23時間5分までの初期作業終了後から作業着手まで十分な余裕時間がある。	—
運転中、原子炉において重大事故	炉内	代替格納容器冷却風流稼働	—	20分	20分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水系への送水	30分	115分	135分	約23時間 <sup>※4</sup>	事業発生23時間40分後からの作業を想定しているが、23時間5分までの初期作業終了後から作業着手まで十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を裕度内に記載している。  
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※3 移動時間はアクセスルート戻り時間を含む。  
 ※4 代替格納容器冷却系による格納容器冷却開始開始までの時間。  
 ※5 原子炉格納容器代替スプレッド冷却(可搬型)による格納容器冷却の作業完了時間。  
 ※6 有効性評価上の作業完了時間。  
 ※7 原子炉補機代替冷却水系、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(16/51)

現場シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	初期時間	初期時間に対する成立性	現場からの作業開始に要する可搬型設備
運転中、原子炉において重大事故	炉内	減圧/低減操作 ・原子炉冷却系 ・原子炉格納容器冷却風流稼働	20分 <sup>※1</sup>	10分 <sup>※2</sup>	5分	15分(11分)	60分 <sup>※4</sup>	事業発生10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。初期時間(4分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		減圧/低減操作 ・格納容器冷却風流稼働	30分 <sup>※1</sup>	10分 <sup>※2</sup>	12分	22分(24分)	60分 <sup>※4</sup>	事業発生10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。なお、初期作業を想定した格納容器冷却風流稼働(4分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
運転中、原子炉において重大事故	炉内	減圧/低減操作 ・格納容器冷却風流稼働	35分 <sup>※1</sup>	10分 <sup>※2</sup>	19分	29分(31分)	300分 <sup>※4</sup>	事業発生17分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。なお、初期作業を想定した格納容器冷却風流稼働(4分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※3 移動時間はアクセスルート戻り時間を含む。  
 ※4 代替格納容器冷却系による格納容器冷却開始開始までの時間(格納容器冷却開始の9分含む)。  
 ※5 原子炉格納容器代替スプレッド冷却(可搬型)による格納容器冷却の作業完了時間。  
 ※6 有効性評価上の作業完了時間。  
 ※7 原子炉補機代替冷却水系、大容量送水ポンプ(タイプ1)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup> ①	作業時間 <sup>※2</sup> ②	有効工率 <sup>※3</sup> 上の作業時間 <sup>※4</sup> ①+②	初期時間 <sup>※5</sup>	初期時間に対する成立性	作業開始から作業現場に到達する可能な初期段階
運転中の原子力炉が、原子力炉の設備外、燃料冷却材相互間の相違による重大事故	炉内	原子炉補機代替冷却水系統監視操作	0分(19分)	39分	30分	24時間 <sup>※6</sup>	作業発生19時間10分後からの作業を想定しているが、63分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉外	代替冷却水系統監視	20分 <sup>※7</sup>	360分	380分	約22時間 <sup>※6</sup>	作業発生3時間40分後からの作業を想定しているが、それより以前の作業は無いため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	炉内	原子炉補機代替冷却水系統監視操作	20分	8時間40分	9時間	24時間 <sup>※6</sup>	作業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水系統 <sup>※8</sup>
	炉外	原子炉補機代替冷却水系統監視操作	—	5分	5分	約25時間15分 <sup>※6</sup>	作業発生約25時間後からの作業を想定しているが、23時間5分後の別作業終了後から作業着手するため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	代替冷却水系統による格納容器冷却操作	—	20分	30分	24時間 <sup>※6</sup>	作業発生23時間40分後からの作業を想定しているが、23時間5分後の別作業終了後から作業着手するため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉外	燃料補給車庫(大容量送水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補機冷却水ポンプ(タイプ1)の給油)	20分	115分	135分	約22時間 <sup>※6</sup>	作業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無いため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	シンクローラ

- ※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
- ※2 有効工率前で、当該作業に要する時間として想定している時間
- ※3 移動時間はアクセスネットワーク経由時間を含む
- ※4 代替冷却水系統による格納容器冷却開始までの時間
- ※5 原子炉補機代替冷却水系統(可搬型)による格納容器冷却開始までの時間
- ※6 有効工率前上の作業完了時間
- ※7 原子炉補機代替冷却水系統: 格納容器冷却ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(17/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効工率 <sup>※1</sup> 上の移動時間 <sup>※2</sup> ①	作業時間 <sup>※3</sup> ②	作業の合計時間 <sup>※4</sup> ①+②	初期時間	初期時間に対する成立性	作業開始から作業現場に到達する可能な初期段階
運転中の原子力炉が、原子力炉の設備外、燃料冷却材相互間の相違による重大事故	炉内	原子炉補機代替冷却水系統監視操作	18分 <sup>※5</sup> (12分) <sup>※6</sup>	7分	17分(19分)	—	作業発生35分後からの作業を想定しているが、30分後の別作業終了後から継続して作業を想定した場合は、前作業に比べて十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉補機代替冷却水系統監視操作	18分 <sup>※5</sup> (12分) <sup>※6</sup>	0分	18分(18分)	約85分 <sup>※7</sup>	作業発生35分後からの作業を想定しているが、40分後の別作業終了後から継続して作業を想定した場合は、前作業に比べて十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉補機代替冷却水系統監視操作	18分 <sup>※5</sup> (12分) <sup>※6</sup>	1分	19分(13分)	—	作業発生35分後からの作業を想定しているが、40分後の別作業終了後から継続して作業を想定した場合は、前作業に比べて十分な余裕時間がある。	—

- ※1 有効工率前で、当該作業に要する時間として想定している時間
- ※2 移動時間はアクセスネットワーク経由時間を含む
- ※3 有効工率前上の作業完了時間
- ※4 有効工率前上の作業完了時間
- ※5 格納容器冷却開始までの時間
- ※6 格納容器冷却開始までの時間
- ※7 格納容器冷却開始までの時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	有効作業上の作業時間 <sup>※3</sup>	制限時間	制限時間に対する成立性	既設機器からの作業現場に適用する可成り設備
運転中の原子力発電所において、運転中の原子力発電所2号炉の運転中に発生した重大事故	機内	原子力炉内機器の保守作業	6分(9分)	39分	60分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		水素発生装置の保守作業	14分(21分)	21分	45分	27時間 <sup>※4</sup>	事業発生26時間15分後からの作業を想定しているが、10時間後の制限時間終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
運転中の原子力発電所2号炉の運転中に発生した重大事故	機外	原子力炉内機器の保守作業	30分	8時間40分	9時間	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、制限時間から制限時間までの間に十分な余裕時間がある。	原子力炉内機器の保守作業
		燃料供給設備の保守作業	30分	115分	135分	10時間 <sup>※4</sup>	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以降の作業がないため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		原子力炉内機器の保守作業	30分	115分	135分	24時間 <sup>※4</sup>	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、6時間15分後の制限時間終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1：機内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を機内に記載している。

※2：有効作業時間で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※3：代替機設備等による機外作業の移動時間として想定している時間。

※4：有効制限時間(資源の消費)にて7時間後までに完了することとしている。

※5：7日間の保守作業の制限時間が短縮しないよう十分な余裕を確保可能な制限時間

※6：原子力炉内機器の保守作業：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(18/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効作業上の作業時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業時間 <sup>※4</sup>	制限時間	制限時間に対する成立性	既設機器からの作業現場に適用する可成り設備
運転中の原子力発電所において、運転中の原子力発電所3号炉の運転中に発生した重大事故	機内	原子力炉内機器の保守作業	3時間20分 <sup>※5</sup>	29分 <sup>※6</sup>	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	24時間 <sup>※7</sup>	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		水素発生装置の保守作業	3時間20分 <sup>※5</sup>	29分 <sup>※6</sup>	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	27時間 <sup>※7</sup>	事業発生26時間15分後からの作業を想定しているが、10時間後の制限時間終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
運転中の原子力発電所2号炉の運転中に発生した重大事故	機外	原子力炉内機器の保守作業	40分 <sup>※8</sup>	15分 <sup>※9</sup>	5分	18分(22分)	10時間 <sup>※7</sup>	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以降の作業がないため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料供給設備の保守作業	40分 <sup>※8</sup>	15分 <sup>※9</sup>	5分	18分(22分)	24時間 <sup>※7</sup>	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、6時間15分後の制限時間終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

※1：有効作業時間で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※2：機内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を機内に記載している時間。  
 ※3：代替機設備等による機外作業の移動時間として想定している時間。  
 ※4：有効制限時間(資源の消費)にて7時間後までに完了することとしている。  
 ※5：7日間の保守作業の制限時間が短縮しないよう十分な余裕を確保可能な制限時間



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 <sup>①</sup>	作業時間 <sup>②</sup>	有効作業上の作業時間 <sup>③</sup> (D+E)	相戻時間	相戻時間に対する成立性	異常発生から作業開始に要する可成り時間
炉内 運転中の原子炉心・コールドダウン中の原子炉心における異常発生	炉内	原子炉補助機代管冷却水系統確保	6分(9分)	30分	60分	24時間 <sup>④</sup>	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、63分後の炉内作業終了後から作業着手できるため相戻時間に十分な余裕がある。	異常発生から作業開始に要する可成り時間
		代管冷却水確保	30分 <sup>⑤</sup>	380分	380分	約23時間 <sup>⑥</sup>	異常発生後時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。
	炉外	原子炉補助機代管冷却水系統確保	20分	8時間40分	9時間	24時間 <sup>④</sup>	異常発生後時間25時間後からの作業を想定しているが、炉内作業から相戻のため相戻時間に対して十分な余裕がある。	原子炉補助機代管冷却水系統確保
		原子炉補助機代管冷却水系統確保	—	5分	5分	約23時間5分 <sup>⑥</sup>	異常発生後時間25時間後からの作業を想定しているが、炉内作業から相戻のため相戻時間に対して十分な余裕がある。	原子炉補助機代管冷却水系統確保
		代管冷却水系統確保	—	20分	30分	24時間 <sup>④</sup>	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、23時間5分後の炉内作業終了後から作業着手できるため相戻時間に対して十分な余裕がある。	—
		燃料補給機確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)	20分	1.0分	1.0分	約23時間 <sup>⑥</sup>	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。	燃料補給機確保
		燃料補給機確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)	—	—	—	—	—	—
燃料補給機確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)	—	—	—	—	—	—	燃料補給機確保	
燃料補給機確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)	—	—	—	—	—	—	燃料補給機確保	

※1 炉内作業/移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を各項目に記載している。  
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間  
 ※3 移動時間はアクセル・セカンド・第三時間を含む  
 ※4 代管冷却水確保による格納容器冷却開始までの時間  
 ※5 原子炉補助機代管冷却水系統確保(炉内作業)による格納容器冷却開始までの時間  
 ※6 燃料補給機確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)による格納容器冷却開始までの時間  
 ※7 原子炉補助機代管冷却水系統確保(炉内作業)による格納容器冷却開始までの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(19/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	非交代作業上の想定時間 <sup>①</sup>		移動時間 <sup>②</sup>	作業設計時間 <sup>③</sup> (D+E)		相戻時間	相戻時間に対する成立性	異常発生から作業開始に要する可成り時間
			4時間10分 <sup>④</sup>	2時間18分(出3分)		2時間18分(出3分)	2時間18分(出3分)			
炉内 異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。	炉内	原子炉補助機代管冷却水系統確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)	4時間10分 <sup>④</sup>	2時間18分(出3分)	2時間18分(出3分)	2時間18分(出3分)	24時間 <sup>⑥</sup>	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。	異常発生から作業開始に要する可成り時間	
		代管冷却水確保	2時間 <sup>⑤</sup>	3分	3分(出3分)	3分(出3分)	—	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。	代管冷却水確保	
	炉内	原子炉補助機代管冷却水系統確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)	3時間	8分(出3分)	8分(出3分)	8分(出3分)	—	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。	原子炉補助機代管冷却水系統確保	
		代管冷却水確保	0.0分 <sup>⑦</sup>	11分(出3分)	11分(出3分)	11分(出3分)	—	異常発生後時間10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は既に行っていたため相戻時間に対して十分な余裕がある。	代管冷却水確保	

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間  
 ※2 炉内作業/移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を各項目に記載している。  
 ※3 移動時間はアクセル・セカンド・第三時間を含む  
 ※4 代管冷却水確保による格納容器冷却開始までの時間  
 ※5 原子炉補助機代管冷却水系統確保(炉内作業)による格納容器冷却開始までの時間  
 ※6 燃料補給機確保(本発電送水ポンプ(タイプ)及び原子炉補助機代管冷却水系統確保)による格納容器冷却開始までの時間  
 ※7 原子炉補助機代管冷却水系統確保(炉内作業)による格納容器冷却開始までの時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

















赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(25/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>有効作業上の想定時間<sup>※1</sup></th> <th>移動時間<sup>※2</sup></th> <th>作業時間<sup>※3</sup></th> <th>作業時間<sup>※4</sup></th> <th>作業時間<sup>※5</sup></th> <th>作業時間<sup>※6</sup></th> <th>制限時に及ぶ可能性</th> <th>作業場所から作業開始に要する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外</td> <td>原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・この作業は、(原注)による作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の第一大管式、取水放水装置への水ポンプ稼働</td> <td>4時間10分<sup>※1</sup></td> <td>2時間10分</td> <td>2時間17分 (2時間09分)</td> <td>2時間10分</td> <td>2時間10分</td> <td>2時間10分</td> <td>作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。</td> <td>可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(6分)を余裕時間として算出している。</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・格納容器内自然対流冷却装置の稼働</td> <td>2時間<sup>※1</sup></td> <td>27分</td> <td>96分 (1時間09分)</td> <td>27分</td> <td>27分</td> <td>27分</td> <td>作業計画に基づき、格納容器内自然対流冷却装置の稼働を想定し、格納容器内自然対流冷却装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。</td> <td>格納容器内自然対流冷却装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・可搬式気送ポンプ装置の稼働</td> <td>1時間</td> <td>40分</td> <td>80分 (1時間20分)</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。</td> <td>可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・可搬式気送ポンプ装置の稼働</td> <td>30分<sup>※1</sup></td> <td>11分</td> <td>42分 (1時間02分)</td> <td>11分</td> <td>11分</td> <td>11分</td> <td>作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。</td> <td>可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効作業上で、当該作業に要する時間として想定している時間          ※2：移動に要する時間として想定している時間          ※3：作業計画に基づき、作業に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している          ※4：可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(6分)を余裕時間として算出している          ※5：格納容器内自然対流冷却装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している          ※6：可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している</p>	作業場所	作業内容	有効作業上の想定時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業時間 <sup>※4</sup>	作業時間 <sup>※5</sup>	作業時間 <sup>※6</sup>	制限時に及ぶ可能性	作業場所から作業開始に要する時間	屋外	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・この作業は、(原注)による作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の第一大管式、取水放水装置への水ポンプ稼働	4時間10分 <sup>※1</sup>	2時間10分	2時間17分 (2時間09分)	2時間10分	2時間10分	2時間10分	作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(6分)を余裕時間として算出している。	屋内	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・格納容器内自然対流冷却装置の稼働	2時間 <sup>※1</sup>	27分	96分 (1時間09分)	27分	27分	27分	作業計画に基づき、格納容器内自然対流冷却装置の稼働を想定し、格納容器内自然対流冷却装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	格納容器内自然対流冷却装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。	屋内	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・可搬式気送ポンプ装置の稼働	1時間	40分	80分 (1時間20分)	40分	40分	40分	作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。	屋内	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・可搬式気送ポンプ装置の稼働	30分 <sup>※1</sup>	11分	42分 (1時間02分)	11分	11分	11分	作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業場所	作業内容	有効作業上の想定時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業時間 <sup>※4</sup>	作業時間 <sup>※5</sup>	作業時間 <sup>※6</sup>	制限時に及ぶ可能性	作業場所から作業開始に要する時間																																												
屋外	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・この作業は、(原注)による作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の第一大管式、取水放水装置への水ポンプ稼働	4時間10分 <sup>※1</sup>	2時間10分	2時間17分 (2時間09分)	2時間10分	2時間10分	2時間10分	作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(6分)を余裕時間として算出している。																																												
屋内	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・格納容器内自然対流冷却装置の稼働	2時間 <sup>※1</sup>	27分	96分 (1時間09分)	27分	27分	27分	作業計画に基づき、格納容器内自然対流冷却装置の稼働を想定し、格納容器内自然対流冷却装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	格納容器内自然対流冷却装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。																																												
屋内	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・可搬式気送ポンプ装置の稼働	1時間	40分	80分 (1時間20分)	40分	40分	40分	作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。																																												
屋内	原子炉補給炉取水系への過水検査 ・(原注) ・可搬式気送ポンプ装置の稼働	30分 <sup>※1</sup>	11分	42分 (1時間02分)	11分	11分	11分	作業計画に基づき、可搬式気送ポンプ装置の稼働を想定し、可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間を考慮して、10分を余裕時間として算出している。	可搬式気送ポンプ装置の稼働に要する時間(10分)を余裕時間として算出している。																																												

：評価結果に係る部分は別途ご説明する





泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオケースごとの現場作業(27/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業要領</th> <th>作業内容</th> <th>要領計画表上の想定時間(分)</th> <th>特殊設備<sup>①</sup></th> <th>作業時間<sup>②</sup></th> <th>作業準備時間<sup>③</sup>(分)</th> <th>作業準備時間<sup>④</sup>(分)</th> <th>総所要時間</th> <th>相違理由</th> <th>作業要領に添付する作業要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">                     運転中から炉停止し、及び炉内作業                 </td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>15分</td> <td>2分 (3分)</td> <td>8分</td> <td>10分 (11分)</td> <td>約15分<sup>⑤</sup></td> <td>                     重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。                 </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>5分</td> <td>1分 (2分)</td> <td>2分</td> <td>3分 (4分)</td> <td>約15分<sup>⑤</sup></td> <td>                     重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。                 </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>25分<sup>⑥</sup></td> <td>11分<sup>⑦</sup> (13分)</td> <td>8分</td> <td>11分 (13分)</td> <td>約15分<sup>⑤</sup></td> <td>                     重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。                 </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>5分</td> <td>2分 (3分)</td> <td>2分</td> <td>4分 (5分)</td> <td>約15分<sup>⑤</sup></td> <td>                     重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。                 </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>                     重要事故発生                      ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検                 </td> <td>30分<sup>⑧</sup></td> <td>15分<sup>⑨</sup> (17分)</td> <td>8分</td> <td>15分 (17分)</td> <td>約15分<sup>⑤</sup></td> <td>                     重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。                 </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p> <sup>①</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>②</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>③</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>④</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>⑤</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>⑥</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>⑦</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>⑧</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。  <sup>⑨</sup>：重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。                 </p>	事故シナリオ	作業要領	作業内容	要領計画表上の想定時間(分)	特殊設備 <sup>①</sup>	作業時間 <sup>②</sup>	作業準備時間 <sup>③</sup> (分)	作業準備時間 <sup>④</sup> (分)	総所要時間	相違理由	作業要領に添付する作業要領	運転中から炉停止し、及び炉内作業	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	15分	2分 (3分)	8分	10分 (11分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	5分	1分 (2分)	2分	3分 (4分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	25分 <sup>⑥</sup>	11分 <sup>⑦</sup> (13分)	8分	11分 (13分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-		重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	5分	2分 (3分)	2分	4分 (5分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-		重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	30分 <sup>⑧</sup>	15分 <sup>⑨</sup> (17分)	8分	15分 (17分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違                      ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業要領	作業内容	要領計画表上の想定時間(分)	特殊設備 <sup>①</sup>	作業時間 <sup>②</sup>	作業準備時間 <sup>③</sup> (分)	作業準備時間 <sup>④</sup> (分)	総所要時間	相違理由	作業要領に添付する作業要領																																																									
運転中から炉停止し、及び炉内作業	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	15分	2分 (3分)	8分	10分 (11分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-																																																									
	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	5分	1分 (2分)	2分	3分 (4分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-																																																									
	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	25分 <sup>⑥</sup>	11分 <sup>⑦</sup> (13分)	8分	11分 (13分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-																																																									
	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	5分	2分 (3分)	2分	4分 (5分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-																																																									
	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	重要事故発生 ・炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検	30分 <sup>⑧</sup>	15分 <sup>⑨</sup> (17分)	8分	15分 (17分)	約15分 <sup>⑤</sup>	重要事故発生時、炉内自由降圧降圧機及び保護システム（コンタクト）の点検に要する作業は、本所では約10分を要するが、本所では約10分を要する。	-	-																																																									

：評価結果に係る部分は別途ご説明する







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(30/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間</th> <th>作業の合計時間</th> <th>作業の合計時間</th> <th>作業の合計時間</th> <th>作業の合計時間</th> <th>作業の合計時間</th> <th>作業の合計時間</th> <th>作業の合計時間</th> <th>作業の合計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> <td>40分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：右表は評価対象となる時間として算出している時間          ※2：表中の括弧の項は、高圧に多行し計測した時間ではない、低圧内は算定した時間として算出している時間          ※3：燃料取扱用ボットの水が比較する時間</p>	作業内容	作業時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間	作業の合計時間																																		
燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分																																		
燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分																																		
燃料取扱用ボットへの補給(燃料取扱用ボットへの燃料取扱用ボットへの補給)	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分																																		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオケースごとの現場作業(31/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>作業計画上の想定時間</th> <th>移動時間<sup>※1</sup></th> <th>作業時間<sup>※2</sup></th> <th>作業合計時間<sup>※3</sup></th> <th>相違時間</th> <th>相違時間に対する相違性</th> <th>作業計画以外の作業項目に属する可搬装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">                     緊急時からの発生                      高圧・高放射能                      及び高放射能                      汚染水発生                      (注1)                 </td> <td>屋外</td> <td>                     原子炉建屋敷内への漏水調査                      ・ホース延長・調整(1名作業)                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      調整・ホース延長・調整(1名作業)                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      ホース延長・調整(1名作業)                 </td> <td>4時間(10分)<sup>※4</sup></td> <td>20分<sup>※5</sup> (17分)<sup>※6</sup></td> <td>2時間(18分) (2時間(40分))</td> <td>2時間(45分) (2時間(40分))</td> <td></td> <td>事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。</td> <td>ホース延長・調整・汚染型大型水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>                     原子炉建屋敷内への漏水調査                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      調整                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      ホース延長・調整                 </td> <td>2時間<sup>※4</sup></td> <td>15分<sup>※5</sup> (20分)<sup>※6</sup></td> <td>27分 (1時間(5分))</td> <td>24時間<sup>※7</sup></td> <td></td> <td>事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>                     原子炉建屋敷内への漏水調査                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      調整                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      ホース延長・調整                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      ホース延長・調整                 </td> <td>1時間</td> <td>5分 (15分)</td> <td>4分</td> <td>8分 (12分)</td> <td></td> <td>事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。</td> <td>汚染型大型水ポンプ(注2)</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>                     原子炉建屋敷内への漏水調査                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      調整                      ・汚染型大型水ポンプ(注2)の                      ホース延長・調整                 </td> <td>30分<sup>※4</sup></td> <td>15分<sup>※5</sup> (15分)<sup>※6</sup></td> <td>11分</td> <td>27分 (32分)</td> <td></td> <td>事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。</td> <td>汚染型大型水ポンプ(注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：作業計画で、当該作業に関する計画として想定している時間              注2：屋内の継続時間は、作業に先行して計画した時間と算定し、状況内は算定した時間を1.5倍した時間を記載している              注3：作業計画で、当該作業に関する計画として想定している時間              注4：汚染型大型水ポンプ(注2)による放射能汚染への対応による継続時間内自然放射能汚染を抑制する時間              注5：汚染型大型水ポンプ(注2)による放射能汚染への対応による継続時間内自然放射能汚染を抑制する時間              注6：汚染型大型水ポンプ(注2)による放射能汚染への対応による継続時間内自然放射能汚染を抑制する時間              注7：汚染型大型水ポンプ(注2)による放射能汚染への対応による継続時間内自然放射能汚染を抑制する時間</p>	事故シナリオ	作業項目	作業内容	作業計画上の想定時間	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	作業合計時間 <sup>※3</sup>	相違時間	相違時間に対する相違性	作業計画以外の作業項目に属する可搬装置	緊急時からの発生 高圧・高放射能 及び高放射能 汚染水発生 (注1)	屋外	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・ホース延長・調整(1名作業) ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整・ホース延長・調整(1名作業) ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整(1名作業)	4時間(10分) <sup>※4</sup>	20分 <sup>※5</sup> (17分) <sup>※6</sup>	2時間(18分) (2時間(40分))	2時間(45分) (2時間(40分))		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。	ホース延長・調整・汚染型大型水ポンプ	屋内	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整	2時間 <sup>※4</sup>	15分 <sup>※5</sup> (20分) <sup>※6</sup>	27分 (1時間(5分))	24時間 <sup>※7</sup>		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。		屋内	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整	1時間	5分 (15分)	4分	8分 (12分)		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。	汚染型大型水ポンプ(注2)	屋内	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整	30分 <sup>※4</sup>	15分 <sup>※5</sup> (15分) <sup>※6</sup>	11分	27分 (32分)		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。	汚染型大型水ポンプ(注2)	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業項目	作業内容	作業計画上の想定時間	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	作業合計時間 <sup>※3</sup>	相違時間	相違時間に対する相違性	作業計画以外の作業項目に属する可搬装置																																									
緊急時からの発生 高圧・高放射能 及び高放射能 汚染水発生 (注1)	屋外	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・ホース延長・調整(1名作業) ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整・ホース延長・調整(1名作業) ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整(1名作業)	4時間(10分) <sup>※4</sup>	20分 <sup>※5</sup> (17分) <sup>※6</sup>	2時間(18分) (2時間(40分))	2時間(45分) (2時間(40分))		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。	ホース延長・調整・汚染型大型水ポンプ																																									
	屋内	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整	2時間 <sup>※4</sup>	15分 <sup>※5</sup> (20分) <sup>※6</sup>	27分 (1時間(5分))	24時間 <sup>※7</sup>		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。																																										
	屋内	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整	1時間	5分 (15分)	4分	8分 (12分)		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。	汚染型大型水ポンプ(注2)																																									
	屋内	原子炉建屋敷内への漏水調査 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の 調整 ・汚染型大型水ポンプ(注2)の ホース延長・調整	30分 <sup>※4</sup>	15分 <sup>※5</sup> (15分) <sup>※6</sup>	11分	27分 (32分)		事後発生15分間からの作業を想定し、作業が完了するまで継続時間に対して十分の余裕がある。また、本表の作業時間(4分)(5分)を考慮した場合でも、継続時間に対して十分の余裕がある。	汚染型大型水ポンプ(注2)																																									

：評価結果に係る部分は別途説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(32/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>最低評価上の想定作業時間</th> <th>移動時間<sup>※1</sup></th> <th>作業時間<sup>※2</sup></th> <th>作業合計時間<sup>※3</sup></th> <th>作業合計時間<sup>※4</sup></th> <th>相違理由</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急停止</td> <td>緊急停止シナリオA ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生</td> <td>1時間20分 (1時間20分)</td> <td>20分<sup>※5</sup> (20分)</td> <td>30分</td> <td>1時間20分 (1時間20分)</td> <td>1時間20分 (1時間20分)</td> <td>緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生</td> <td>緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生</td> </tr> <tr> <td>緊急停止シナリオB ・緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生</td> <td>1時間40分</td> <td>-</td> <td>1時間10分</td> <td>1時間40分</td> <td>1時間40分</td> <td>緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生</td> <td>緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急停止</td> <td>緊急停止シナリオC ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生</td> <td>3時間30分</td> <td>20分<sup>※5</sup> (20分)</td> <td>2時間11分</td> <td>3時間30分 (3時間30分)</td> <td>3時間30分 (3時間30分)</td> <td>緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生</td> <td>緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生</td> </tr> <tr> <td>緊急停止シナリオD ・緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生</td> <td>1時間20分</td> <td>20分<sup>※5</sup> (20分)</td> <td>18分</td> <td>1時間20分 (1時間20分)</td> <td>1時間20分 (1時間20分)</td> <td>緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生</td> <td>緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急停止</td> <td>緊急停止シナリオE ・緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生</td> <td>1時間40分</td> <td>7分</td> <td>1時間11分</td> <td>1時間40分 (1時間40分)</td> <td>1時間40分 (1時間40分)</td> <td>緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生</td> <td>緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生</td> </tr> <tr> <td>緊急停止シナリオF ・緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生</td> <td>1時間40分</td> <td>7分</td> <td>1時間14分</td> <td>1時間40分 (1時間40分)</td> <td>1時間40分 (1時間40分)</td> <td>緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生</td> <td>緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有線通信設備、無線設備に要する時間として想定している時間          ※2：10分以内の移動時間は、距離に依存して計算した時間として想定している時間          ※3：10分以内の移動時間は、距離に依存して計算した時間として想定している時間          ※4：10分以内の移動時間は、距離に依存して計算した時間として想定している時間          ※5：10分以内の移動時間は、距離に依存して計算した時間として想定している時間</p>	作業項目	作業内容	最低評価上の想定作業時間	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	作業合計時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	相違理由	相違理由	緊急停止	緊急停止シナリオA ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生	1時間20分 (1時間20分)	20分 <sup>※5</sup> (20分)	30分	1時間20分 (1時間20分)	1時間20分 (1時間20分)	緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生	緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生	緊急停止シナリオB ・緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生	1時間40分	-	1時間10分	1時間40分	1時間40分	緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生	緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生	緊急停止	緊急停止シナリオC ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生	3時間30分	20分 <sup>※5</sup> (20分)	2時間11分	3時間30分 (3時間30分)	3時間30分 (3時間30分)	緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生	緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生	緊急停止シナリオD ・緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生	1時間20分	20分 <sup>※5</sup> (20分)	18分	1時間20分 (1時間20分)	1時間20分 (1時間20分)	緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生	緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生	緊急停止	緊急停止シナリオE ・緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生	1時間40分	7分	1時間11分	1時間40分 (1時間40分)	1時間40分 (1時間40分)	緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生	緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生	緊急停止シナリオF ・緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生	1時間40分	7分	1時間14分	1時間40分 (1時間40分)	1時間40分 (1時間40分)	緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生	緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生	<p>【女川及び島根】記載内容の相違          ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業項目	作業内容	最低評価上の想定作業時間	移動時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	作業合計時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	相違理由	相違理由																																																							
緊急停止	緊急停止シナリオA ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生	1時間20分 (1時間20分)	20分 <sup>※5</sup> (20分)	30分	1時間20分 (1時間20分)	1時間20分 (1時間20分)	緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生	緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生 ・緊急停止シナリオAの発生																																																							
	緊急停止シナリオB ・緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生	1時間40分	-	1時間10分	1時間40分	1時間40分	緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生	緊急停止シナリオBの発生 ・緊急停止シナリオBの発生																																																							
緊急停止	緊急停止シナリオC ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生	3時間30分	20分 <sup>※5</sup> (20分)	2時間11分	3時間30分 (3時間30分)	3時間30分 (3時間30分)	緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生	緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生 ・緊急停止シナリオCの発生																																																							
	緊急停止シナリオD ・緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生	1時間20分	20分 <sup>※5</sup> (20分)	18分	1時間20分 (1時間20分)	1時間20分 (1時間20分)	緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生	緊急停止シナリオDの発生 ・緊急停止シナリオDの発生																																																							
緊急停止	緊急停止シナリオE ・緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生	1時間40分	7分	1時間11分	1時間40分 (1時間40分)	1時間40分 (1時間40分)	緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生	緊急停止シナリオEの発生 ・緊急停止シナリオEの発生																																																							
	緊急停止シナリオF ・緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生	1時間40分	7分	1時間14分	1時間40分 (1時間40分)	1時間40分 (1時間40分)	緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生	緊急停止シナリオFの発生 ・緊急停止シナリオFの発生																																																							

：評価結果に係る部分は別途ご説明する





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (04/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>緊急時評価上の想定時間<sup>①</sup></th> <th>標準時間<sup>②</sup></th> <th>作業時間<sup>③</sup></th> <th>作業合計時間<sup>④</sup></th> <th>制限時間に対する余裕</th> <th>規定時間から作業時間への変換率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機組停止時 ①: 11月7日停機大修後</td> <td>炉内</td> <td>緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備 ・燃料棒交換用車(クレーン)の移動</td> <td>20分<sup>⑤</sup></td> <td>10分<sup>⑥</sup> (12分)<sup>⑦</sup></td> <td>3分</td> <td>15分 (17分)</td> <td>60分<sup>⑧</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備</td> <td>30分<sup>⑤</sup></td> <td>10分<sup>⑥</sup> (12分)<sup>⑦</sup></td> <td>11分</td> <td>22分 (24分)</td> <td>60分<sup>⑧</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備</td> <td>35分<sup>⑤</sup></td> <td>10分<sup>⑥</sup> (12分)<sup>⑦</sup></td> <td>11分</td> <td>29分 (31分)</td> <td>300分<sup>⑧</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>①: 再稼働評価時、当該作業に緊急時評価として想定している時間          ②: 再稼働評価時、当該作業に標準時間として想定している時間          ③: 再稼働評価時、当該作業に標準時間として想定している時間          ④: 再稼働評価時、当該作業に標準時間として想定している時間          ⑤: 燃料棒交換用車(クレーン)の準備時間(15分)を含む          ⑥: アニメーション作成時間(10分)を含む          ⑦: アニメーション作成時間(10分)を含む          ⑧: 作業時間(10分)を含む</p>	事故シナリオ	作業場所	作業内容	緊急時評価上の想定時間 <sup>①</sup>	標準時間 <sup>②</sup>	作業時間 <sup>③</sup>	作業合計時間 <sup>④</sup>	制限時間に対する余裕	規定時間から作業時間への変換率	機組停止時 ①: 11月7日停機大修後	炉内	緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備 ・燃料棒交換用車(クレーン)の移動	20分 <sup>⑤</sup>	10分 <sup>⑥</sup> (12分) <sup>⑦</sup>	3分	15分 (17分)	60分 <sup>⑧</sup>	—	炉内	緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備	30分 <sup>⑤</sup>	10分 <sup>⑥</sup> (12分) <sup>⑦</sup>	11分	22分 (24分)	60分 <sup>⑧</sup>	—	炉内	緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備	35分 <sup>⑤</sup>	10分 <sup>⑥</sup> (12分) <sup>⑦</sup>	11分	29分 (31分)	300分 <sup>⑧</sup>	—	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業場所	作業内容	緊急時評価上の想定時間 <sup>①</sup>	標準時間 <sup>②</sup>	作業時間 <sup>③</sup>	作業合計時間 <sup>④</sup>	制限時間に対する余裕	規定時間から作業時間への変換率																													
機組停止時 ①: 11月7日停機大修後	炉内	緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備 ・燃料棒交換用車(クレーン)の移動	20分 <sup>⑤</sup>	10分 <sup>⑥</sup> (12分) <sup>⑦</sup>	3分	15分 (17分)	60分 <sup>⑧</sup>	—																													
	炉内	緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備	30分 <sup>⑤</sup>	10分 <sup>⑥</sup> (12分) <sup>⑦</sup>	11分	22分 (24分)	60分 <sup>⑧</sup>	—																													
	炉内	緑字: 燃料棒交換 ・燃料棒交換用車(クレーン)の準備	35分 <sup>⑤</sup>	10分 <sup>⑥</sup> (12分) <sup>⑦</sup>	11分	29分 (31分)	300分 <sup>⑧</sup>	—																													

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナケンスごとの現場作業(35/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間(分)</th> <th>作業人数(人)</th> <th>作業時間(分)</th> <th>作業人数(人)</th> <th>作業時間(分)</th> <th>作業人数(人)</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業</td> <td>20分<sup>※</sup></td> <td>7人</td> <td>10分<sup>※</sup> (12分)<sup>※</sup></td> <td>7人</td> <td>13分 (13分)</td> <td>7人</td> <td>相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、7人と規定している。</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業</td> <td>20分<sup>※</sup></td> <td>6人</td> <td>10分<sup>※</sup> (12分)<sup>※</sup></td> <td>6人</td> <td>10分 (13分)</td> <td>6人</td> <td>相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、6人と規定している。</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業</td> <td>20分<sup>※</sup></td> <td>1人</td> <td>10分<sup>※</sup> (12分)<sup>※</sup></td> <td>1人</td> <td>13分 (13分)</td> <td>1人</td> <td>相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、1人と規定している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：炉内作業の作業時間については、炉内作業の作業時間として10分を規定している。          ※2：炉内作業の作業人数については、炉内作業の作業人数として7人を規定している。          ※3：炉内作業の作業人数については、炉内作業の作業人数として6人を規定している。          ※4：炉内作業の作業人数については、炉内作業の作業人数として1人を規定している。</p>	作業内容	作業時間(分)	作業人数(人)	作業時間(分)	作業人数(人)	作業時間(分)	作業人数(人)	相違理由	炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業	20分 <sup>※</sup>	7人	10分 <sup>※</sup> (12分) <sup>※</sup>	7人	13分 (13分)	7人	相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、7人と規定している。	炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業	20分 <sup>※</sup>	6人	10分 <sup>※</sup> (12分) <sup>※</sup>	6人	10分 (13分)	6人	相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、6人と規定している。	炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業	20分 <sup>※</sup>	1人	10分 <sup>※</sup> (12分) <sup>※</sup>	1人	13分 (13分)	1人	相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、1人と規定している。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業時間(分)	作業人数(人)	作業時間(分)	作業人数(人)	作業時間(分)	作業人数(人)	相違理由																												
炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業	20分 <sup>※</sup>	7人	10分 <sup>※</sup> (12分) <sup>※</sup>	7人	13分 (13分)	7人	相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、7人と規定している。																												
炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業	20分 <sup>※</sup>	6人	10分 <sup>※</sup> (12分) <sup>※</sup>	6人	10分 (13分)	6人	相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、6人と規定している。																												
炉内 炉内作業 ・重要事故発生時の炉内作業	20分 <sup>※</sup>	1人	10分 <sup>※</sup> (12分) <sup>※</sup>	1人	13分 (13分)	1人	相違理由: 炉内作業に対する規定 島根原子力発電所は、炉内作業に対する規定として、炉内作業の作業時間については、作業時間として10分を規定している。また、作業人数については、1人と規定している。																												

：評価結果に係る部分は別途ご説明する



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(36/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業内容</th> <th>有効な作業上の想定時間<sup>①</sup></th> <th>稼働時間<sup>②</sup></th> <th>作業時間<sup>③</sup></th> <th>作業員の出発<sup>④</sup></th> <th>総時間</th> <th>相違時間に対する成立性</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業段、機組、作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）</td> <td>燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）</td> <td>3時間20分<sup>⑤</sup></td> <td>29分<sup>⑥</sup> (31分)<sup>⑦</sup></td> <td>2時間11分<sup>⑧</sup></td> <td>2時間40分 (2時間42分)</td> <td>約12.5時間<sup>⑨</sup></td> <td>作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。</td> <td>赤字：作業形式(作業形式)の相違</td> </tr> <tr> <td>燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）</td> <td>燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）</td> <td>3時間30分<sup>⑤</sup></td> <td>29分<sup>⑥</sup> (31分)<sup>⑦</sup></td> <td>2時間11分<sup>⑧</sup></td> <td>2時間40分 (2時間42分)</td> <td>約12.5時間<sup>⑨</sup></td> <td>作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。</td> <td>赤字：作業形式(作業形式)の相違</td> </tr> <tr> <td>燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）</td> <td>燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）</td> <td>40分<sup>⑤</sup></td> <td>13分<sup>⑥</sup> (17分)<sup>⑦</sup></td> <td>0分</td> <td>18分 (22分)</td> <td></td> <td>作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。</td> <td>赤字：作業形式(作業形式)の相違</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：有効な作業上の想定時間として想定している時間                  ②：所内の稼働時間は、稼働に実行しおこなった時間として算定し、稼働中は稼働した時間を上回した時間を算定している。                  ③：稼働時間(稼働時間)の稼働時間(稼働時間)を算定する。                  ④：稼働時間(稼働時間)の稼働時間(稼働時間)を算定する。</p>	作業内容	作業内容	有効な作業上の想定時間 <sup>①</sup>	稼働時間 <sup>②</sup>	作業時間 <sup>③</sup>	作業員の出発 <sup>④</sup>	総時間	相違時間に対する成立性	相違理由	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業段、機組、作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	3時間20分 <sup>⑤</sup>	29分 <sup>⑥</sup> (31分) <sup>⑦</sup>	2時間11分 <sup>⑧</sup>	2時間40分 (2時間42分)	約12.5時間 <sup>⑨</sup>	作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。	赤字：作業形式(作業形式)の相違	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	3時間30分 <sup>⑤</sup>	29分 <sup>⑥</sup> (31分) <sup>⑦</sup>	2時間11分 <sup>⑧</sup>	2時間40分 (2時間42分)	約12.5時間 <sup>⑨</sup>	作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。	赤字：作業形式(作業形式)の相違	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	40分 <sup>⑤</sup>	13分 <sup>⑥</sup> (17分) <sup>⑦</sup>	0分	18分 (22分)		作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。	赤字：作業形式(作業形式)の相違	<p>【女川及び島根】記載内容の相違                  ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業内容	有効な作業上の想定時間 <sup>①</sup>	稼働時間 <sup>②</sup>	作業時間 <sup>③</sup>	作業員の出発 <sup>④</sup>	総時間	相違時間に対する成立性	相違理由																															
燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業段、機組、作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	3時間20分 <sup>⑤</sup>	29分 <sup>⑥</sup> (31分) <sup>⑦</sup>	2時間11分 <sup>⑧</sup>	2時間40分 (2時間42分)	約12.5時間 <sup>⑨</sup>	作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。	赤字：作業形式(作業形式)の相違																															
燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	3時間30分 <sup>⑤</sup>	29分 <sup>⑥</sup> (31分) <sup>⑦</sup>	2時間11分 <sup>⑧</sup>	2時間40分 (2時間42分)	約12.5時間 <sup>⑨</sup>	作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。	赤字：作業形式(作業形式)の相違																															
燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	燃焼制御用ボルトへの補給 ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式） ・作業形式（作業形式）	40分 <sup>⑤</sup>	13分 <sup>⑥</sup> (17分) <sup>⑦</sup>	0分	18分 (22分)		作業終了時間(30分後)からの作業を想定しているが、作業開始時間(10分後)からの作業を想定しているため、相違時間(約10分)の差が生じている。また、作業形式(作業形式)の相違がある。	赤字：作業形式(作業形式)の相違																															

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(37/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	作業開始上の想定時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	計画時間	計画時間に対する余裕率	作業開始から作業完了までの経過時間
原子炉圧力調整 （原子炉圧力調整装置の点検・調整）	炉内	原子炉圧力調整装置の点検・調整 （原子炉圧力調整装置の点検・調整）	4時間（10分） <sup>※1</sup>	30分 <sup>※2</sup> （30分） <sup>※2</sup>	2時間（10分） <sup>※3</sup>	2時間（10分） <sup>※4</sup>	2時間（10分）	100%	2時間（10分）
	炉内	原子炉圧力調整装置の点検・調整 （原子炉圧力調整装置の点検・調整）	1時間 <sup>※1</sup>	20分 <sup>※2</sup> （20分） <sup>※2</sup>	15分 <sup>※3</sup>	35分 <sup>※4</sup>	24時間 <sup>※5</sup>	100%	35分
	炉内	原子炉圧力調整装置の点検・調整 （原子炉圧力調整装置の点検・調整）	1時間	5分 <sup>※2</sup> （12分） <sup>※2</sup>	40分 <sup>※3</sup>	45分 <sup>※4</sup>	24時間 <sup>※5</sup>	100%	45分
	炉内	原子炉圧力調整装置の点検・調整 （原子炉圧力調整装置の点検・調整）	30分 <sup>※1</sup>	15分 <sup>※2</sup> （21分） <sup>※2</sup>	11分 <sup>※3</sup>	27分 <sup>※4</sup>	24時間 <sup>※5</sup>	100%	27分

※1：作業開始から作業開始までの時間として想定している時間  
 ※2：移動時間（6分）を含む  
 ※3：作業時間（6分）を含む  
 ※4：移動時間（6分）を含む  
 ※5：作業時間（6分）を含む

：評価結果に係る部分は別途ご説明する







泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシスごとの現場作業(40/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業 種別</th> <th>作業内容</th> <th>作業終了 の予定時刻<sup>※1</sup></th> <th>移動時間<sup>※2</sup></th> <th>作業時間<sup>※3</sup></th> <th>作業合計時間<sup>※4</sup></th> <th>開始時間</th> <th>終了時間に対する成立性</th> <th>記載箇所となる 作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">炉内 （炉内中心部 炉内使用 炉内）</td> <td>炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）</td> <td>20分<sup>※5</sup></td> <td>18分<sup>※6</sup> (12分)<sup>※7</sup></td> <td>5分</td> <td>15分 (17分)</td> <td>60分<sup>※8</sup></td> <td>事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）</td> <td>30分<sup>※5</sup></td> <td>15分<sup>※6</sup> (12分)<sup>※7</sup></td> <td>12分</td> <td>27分 (29分)</td> <td>60分<sup>※8</sup></td> <td>事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）</td> <td>35分<sup>※5</sup></td> <td>15分<sup>※6</sup> (12分)<sup>※7</sup></td> <td>10分</td> <td>25分 (27分)</td> <td>300分<sup>※8</sup></td> <td>事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間          ※2：炉内の移動時間は、本表に示した時間であるが、炉内には想定した時間より短縮される可能性がある。          ※3：炉内での作業時間は、本表に示した時間であるが、炉内には想定した時間より短縮される可能性がある。          ※4：炉内での作業時間は、本表に示した時間であるが、炉内には想定した時間より短縮される可能性がある。          ※5：炉内での作業時間は、本表に示した時間であるが、炉内には想定した時間より短縮される可能性がある。          ※6：炉内での作業時間は、本表に示した時間であるが、炉内には想定した時間より短縮される可能性がある。          ※7：炉内での作業時間は、本表に示した時間であるが、炉内には想定した時間より短縮される可能性がある。          ※8：炉内での作業時間は、本表に示した時間であるが、炉内には想定した時間より短縮される可能性がある。</p>	作業 種別	作業内容	作業終了 の予定時刻 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	開始時間	終了時間に対する成立性	記載箇所となる 作業の種別	炉内 （炉内中心部 炉内使用 炉内）	炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）	20分 <sup>※5</sup>	18分 <sup>※6</sup> (12分) <sup>※7</sup>	5分	15分 (17分)	60分 <sup>※8</sup>	事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。	-	炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）	30分 <sup>※5</sup>	15分 <sup>※6</sup> (12分) <sup>※7</sup>	12分	27分 (29分)	60分 <sup>※8</sup>	事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。	-	炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）	35分 <sup>※5</sup>	15分 <sup>※6</sup> (12分) <sup>※7</sup>	10分	25分 (27分)	300分 <sup>※8</sup>	事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業 種別	作業内容	作業終了 の予定時刻 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	開始時間	終了時間に対する成立性	記載箇所となる 作業の種別																													
炉内 （炉内中心部 炉内使用 炉内）	炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）	20分 <sup>※5</sup>	18分 <sup>※6</sup> (12分) <sup>※7</sup>	5分	15分 (17分)	60分 <sup>※8</sup>	事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。	-																													
	炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）	30分 <sup>※5</sup>	15分 <sup>※6</sup> (12分) <sup>※7</sup>	12分	27分 (29分)	60分 <sup>※8</sup>	事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。	-																													
	炉内 炉内中心部 炉内使用 炉内）	35分 <sup>※5</sup>	15分 <sup>※6</sup> (12分) <sup>※7</sup>	10分	25分 (27分)	300分 <sup>※8</sup>	事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。 事後検査（炉内からの作業を想定して 実施）は、炉内中心部及び炉内使用 炉内）の作業を想定した事後検査 実施時間（4分）を考慮した場合でも、 開始時間に対して十分余裕がある。	-																													
		評価結果に係る部分は別途ご説明する																																			





泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(42/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>作業内容上の想定時間</th> <th>稼働時間<sup>※1</sup></th> <th>作業時間<sup>※2</sup></th> <th>作業台時<sup>※3</sup></th> <th>数量</th> <th>数量に対する相違性</th> <th>作業場所から作業台時に至るまでの可搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中において、炉心冷却ポンプの故障による炉心の過熱</td> <td>屋外 屋内</td> <td>炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業</td> <td>3時間20分<sup>※4</sup></td> <td>29分<sup>※5</sup> 03分<sup>※6</sup></td> <td>2時間15分</td> <td>2時間40分 (2時間15分)</td> <td>1</td> <td>事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。</td> <td>作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。</td> </tr> <tr> <td>屋外 屋内</td> <td>炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業</td> <td>3時間20分<sup>※4</sup></td> <td>29分<sup>※5</sup> 03分<sup>※6</sup></td> <td>2時間15分</td> <td>2時間40分 (2時間15分)</td> <td>1</td> <td>事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。</td> <td>作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。</td> </tr> <tr> <td>運転中において、炉心冷却ポンプの故障による炉心の過熱</td> <td>屋外 屋内</td> <td>炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業</td> <td>40分<sup>※4</sup></td> <td>15分<sup>※5</sup> 07分<sup>※6</sup></td> <td>5分</td> <td>15分 02分</td> <td>1</td> <td>事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。</td> <td>作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本表の作業で、当該作業に要する時間として想定している時間          ※2：本表の作業で、当該作業に要する時間として想定している時間          ※3：本表の作業で、当該作業に要する時間として想定している時間          ※4：本表の作業で、当該作業に要する時間として想定している時間          ※5：本表の作業で、当該作業に要する時間として想定している時間          ※6：本表の作業で、当該作業に要する時間として想定している時間</p>	事故シナリオ	作業場所	作業内容	作業内容上の想定時間	稼働時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	作業台時 <sup>※3</sup>	数量	数量に対する相違性	作業場所から作業台時に至るまでの可搬距離	運転中において、炉心冷却ポンプの故障による炉心の過熱	屋外 屋内	炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業	3時間20分 <sup>※4</sup>	29分 <sup>※5</sup> 03分 <sup>※6</sup>	2時間15分	2時間40分 (2時間15分)	1	事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	屋外 屋内	炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業	3時間20分 <sup>※4</sup>	29分 <sup>※5</sup> 03分 <sup>※6</sup>	2時間15分	2時間40分 (2時間15分)	1	事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	運転中において、炉心冷却ポンプの故障による炉心の過熱	屋外 屋内	炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業	40分 <sup>※4</sup>	15分 <sup>※5</sup> 07分 <sup>※6</sup>	5分	15分 02分	1	事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違          ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業場所	作業内容	作業内容上の想定時間	稼働時間 <sup>※1</sup>	作業時間 <sup>※2</sup>	作業台時 <sup>※3</sup>	数量	数量に対する相違性	作業場所から作業台時に至るまでの可搬距離																																	
運転中において、炉心冷却ポンプの故障による炉心の過熱	屋外 屋内	炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業	3時間20分 <sup>※4</sup>	29分 <sup>※5</sup> 03分 <sup>※6</sup>	2時間15分	2時間40分 (2時間15分)	1	事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。																																	
	屋外 屋内	炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業	3時間20分 <sup>※4</sup>	29分 <sup>※5</sup> 03分 <sup>※6</sup>	2時間15分	2時間40分 (2時間15分)	1	事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。																																	
運転中において、炉心冷却ポンプの故障による炉心の過熱	屋外 屋内	炉心冷却ポンプの修理 ・可搬型ポンプ搬入、取付、取外し による作業 ・ポンプ修理・取付・取外し（仮水運用） による作業	40分 <sup>※4</sup>	15分 <sup>※5</sup> 07分 <sup>※6</sup>	5分	15分 02分	1	事故発生後約20分後からの作業開始となるため、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。ただし、作業開始から作業終了までの作業時間には、作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。	作業開始から作業終了までの作業時間と同等である。																																	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する









泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(46/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業属性</th> <th>作業内容</th> <th>有効な評価上の想定時間<sup>※1</sup></th> <th>移動時間<sup>※2</sup></th> <th>作業時間<sup>※3</sup></th> <th>作業合計時間<sup>※4</sup></th> <th>制限時間</th> <th>制限時間に対する余裕性</th> <th>作業計画から作業に要する作業設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急事故2 緊急降圧停止シナリオに該当する炉内作業の計画作業時間と同等の余裕性を確保する</td> <td>緊急</td> <td>軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転・注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水</td> <td>4時間10分<sup>※5</sup></td> <td>25分<sup>※6</sup> (15分)</td> <td>3時間11分</td> <td>3時間40分 (3時間45分)</td> <td>約1.0日<sup>※7</sup></td> <td>緊急発生10分以内の作業を想定しているが、緊急発生10分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。</td> <td>ポンプ駆動・注水ポンプの注水ポンプの注水ポンプの注水ポンプの注水</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの注水</td> <td>1時間5分<sup>※5</sup></td> <td>25分<sup>※6</sup> (15分)</td> <td>18分</td> <td>41分 (42分)</td> <td></td> <td>緊急発生10分以内の作業を想定しているが、緊急発生10分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉外</td> <td>軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの注水</td> <td>1時間10分</td> <td>7分</td> <td>1時間14分</td> <td>1時間21分</td> <td>約8時間00分<sup>※7</sup></td> <td>緊急発生30分以内の作業を想定しているが、緊急発生30分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。</td> <td>可搬型アンダーローダー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効な評価上の想定時間は、原則として10分以内で設定している。          ※2：炉内移動時間は、原則として10分以内で設定している。          ※3：炉内作業員の移動時間は、原則として10分以内で設定している。          ※4：作業計画から作業に要する作業設備は、原則として10分以内で設定している。          ※5：作業計画から作業に要する作業設備は、原則として10分以内で設定している。          ※6：作業計画から作業に要する作業設備は、原則として10分以内で設定している。          ※7：作業計画から作業に要する作業設備は、原則として10分以内で設定している。</p>	事故シナリオ	作業属性	作業内容	有効な評価上の想定時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	制限時間	制限時間に対する余裕性	作業計画から作業に要する作業設備	緊急事故2 緊急降圧停止シナリオに該当する炉内作業の計画作業時間と同等の余裕性を確保する	緊急	軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転・注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水	4時間10分 <sup>※5</sup>	25分 <sup>※6</sup> (15分)	3時間11分	3時間40分 (3時間45分)	約1.0日 <sup>※7</sup>	緊急発生10分以内の作業を想定しているが、緊急発生10分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。	ポンプ駆動・注水ポンプの注水ポンプの注水ポンプの注水ポンプの注水	炉内	軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの注水	1時間5分 <sup>※5</sup>	25分 <sup>※6</sup> (15分)	18分	41分 (42分)		緊急発生10分以内の作業を想定しているが、緊急発生10分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。	-	炉外	軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの注水	1時間10分	7分	1時間14分	1時間21分	約8時間00分 <sup>※7</sup>	緊急発生30分以内の作業を想定しているが、緊急発生30分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。	可搬型アンダーローダー	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業属性	作業内容	有効な評価上の想定時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	作業合計時間 <sup>※4</sup>	制限時間	制限時間に対する余裕性	作業計画から作業に要する作業設備																																
緊急事故2 緊急降圧停止シナリオに該当する炉内作業の計画作業時間と同等の余裕性を確保する	緊急	軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転・注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水 ・注水ポンプの注水ポンプの注水	4時間10分 <sup>※5</sup>	25分 <sup>※6</sup> (15分)	3時間11分	3時間40分 (3時間45分)	約1.0日 <sup>※7</sup>	緊急発生10分以内の作業を想定しているが、緊急発生10分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。	ポンプ駆動・注水ポンプの注水ポンプの注水ポンプの注水ポンプの注水																																
	炉内	軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの注水	1時間5分 <sup>※5</sup>	25分 <sup>※6</sup> (15分)	18分	41分 (42分)		緊急発生10分以内の作業を想定しているが、緊急発生10分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。	-																																
	炉外	軽度汚染ピットへの注水実施 ・注水ポンプの運転 ・注水ポンプの注水	1時間10分	7分	1時間14分	1時間21分	約8時間00分 <sup>※7</sup>	緊急発生30分以内の作業を想定しているが、緊急発生30分以内の作業に余裕を確保している。余裕がある。余裕時間として十分の余裕を確保している。	可搬型アンダーローダー																																

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

















赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5-4表 屋内作業の成立性評価結果(2/2)

作業内容	有効性評価上の作業時間 <sup>※1</sup>	移動時間 <sup>※2</sup>	作業時間 <sup>※3</sup>	評価結果 <sup>※4</sup>
残留熱除去系（低圧水モード）から残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）への切替え	20分	4分 (0.9分)	1分	5分 (7分)
残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）系統構成（復旧）	20分	6分 (0.9分)	1分	7分 (10分)
残留熱除去系（低圧水モード）系統構成（復旧）	20分	6分 (0.9分)	1分	7分 (10分)
残留熱除去系からの漏えい停止準備作	1時間30分	13分 (20分)	41分	54分 (1時間19分)
残留熱除去系からの漏えい停止準備作	30分	5分 (8分)	1分	6分 (9分)
原子炉水位低下調査/調整準備作	30分	4分 (0.6分)	2分	6分 (8分)

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※2：屋内作業の移動時間について、通常の移動時間が1.5倍した時間を範囲内に記載している。  
 ※3：屋内作業の移動時間及び作業時間の記載。

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(2/3)

作業内容	有効性評価上の想定時間 <sup>※1</sup>	有効性評価上の作業時間 <sup>※2</sup>	有効性評価上の作業完了時間 <sup>※3</sup>	評価結果 <sup>※4</sup>
電源供給作業 ・非常用電源系統及び受電（メカテナA系、ハワーコントロール、センタ系及びコントロールセンターA1系、A2系及びB1系受電） ・充電器充電	25分	30分	55分	約70分
電源供給作業 ・加圧器不具合修理準備作 ・加圧器不具合修理作	5分	30分	35分	約65分
燃料送水ポンプ自然冷却切 ・原子炉燃料送水ポンプシステム加圧操作準備 ・原子炉燃料送水ポンプシステム加圧操作 ・原子炉燃料送水ポンプシステム加圧	1時間	35分	1時間25分	約3.3時間
液状化監視作 ・中央制御室非常用電源システム切替 ・非常用電源系統切替	35分	75分	1時間50分	約4.0時間
電源供給作業 ・非常用電源系統切替	30分	8時間	8時間30分	300分
緊急発生機への注水準備（燃料） ・可搬型ボイラ駆動、駆動、ボイラ延長・回収車（送水車用）による ・ボイラ延長・回収車（送水車用）による可搬型ボイラ駆動 ・燃料送水機への注水準備（燃料） ・燃料送水機への注水準備（燃料）	3時間20分	2時間	5時間20分	8.5時間
緊急発生機への注水準備（燃料） ・可搬型ボイラ駆動、駆動、ボイラ延長・回収車（送水車用）による ・ボイラ延長・回収車（送水車用）による可搬型ボイラ駆動 ・燃料送水機への注水準備（燃料） ・燃料送水機への注水準備（燃料）	40分	2時間	2時間40分	約7.4時間
燃料送水機への注水準備（燃料） ・可搬型ボイラ駆動、駆動、ボイラ延長・回収車（送水車用）による ・ボイラ延長・回収車（送水車用）による可搬型ボイラ駆動 ・燃料送水機への注水準備（燃料） ・燃料送水機への注水準備（燃料）	3時間20分	7時間30分	10時間50分	約12.9時間
燃料送水機への注水準備（燃料） ・可搬型ボイラ駆動、駆動、ボイラ延長・回収車（送水車用）による ・ボイラ延長・回収車（送水車用）による可搬型ボイラ駆動 ・燃料送水機への注水準備（燃料） ・燃料送水機への注水準備（燃料）	40分	7時間30分	8時間10分	約12.9時間

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。  
 ※2：重要事故シナリオ発生時に作業開始時刻となる場合は当該時刻から開始時刻までの時間を記載している。  
 ※3：重要事故シナリオ発生時に作業開始時刻となる場合は当該時刻から開始時刻までの時間を記載している。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の想定時間①</th> <th>有効性評価上の作業開始時間②</th> <th>有効性評価上の作業完了時間①+②</th> <th>制限時間③</th> <th>評価結果①+②&lt;③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成</td> <td>2時間</td> <td>18時間</td> <td>20時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始前） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始時）</td> <td>1時間</td> <td>20時間</td> <td>21時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始時） ・可搬型ポンプ搬送</td> <td>50分</td> <td>21時間15分</td> <td>22時間35分</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成</td> <td>1時間5分</td> <td>10分</td> <td>1時間15分</td> <td>約1.0日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成</td> <td>2時間</td> <td>7時間</td> <td>9時間</td> <td>約58時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成（通水開始時）</td> <td>50分</td> <td>10時間30分</td> <td>11時間30分</td> <td>約58時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間                  ※2：重要事故シナリオに作業開始想定時間が異なる場合には作業開始想定時間を記載している                  ※3：重要事故シナリオごとに制限時間が異なる場合には最長の制限時間を記載している</p>	作業内容	有効性評価上の想定時間①	有効性評価上の作業開始時間②	有効性評価上の作業完了時間①+②	制限時間③	評価結果①+②<③	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成	2時間	18時間	20時間	24時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始前） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始時）	1時間	20時間	21時間	24時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始時） ・可搬型ポンプ搬送	50分	21時間15分	22時間35分	24時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	1時間5分	10分	1時間15分	約1.0日	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	2時間	7時間	9時間	約58時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成（通水開始時）	50分	10時間30分	11時間30分	約58時間	○	<p>【女川及び島根】記載内容の相違                  ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業内容	有効性評価上の想定時間①	有効性評価上の作業開始時間②	有効性評価上の作業完了時間①+②	制限時間③	評価結果①+②<③																																								
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成	2時間	18時間	20時間	24時間	○																																								
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始前） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始時）	1時間	20時間	21時間	24時間	○																																								
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始時） ・可搬型ポンプ搬送	50分	21時間15分	22時間35分	24時間	○																																								
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	1時間5分	10分	1時間15分	約1.0日	○																																								
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	2時間	7時間	9時間	約58時間	○																																								
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・1号圧入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成（通水開始時）	50分	10時間30分	11時間30分	約58時間	○																																								
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器<sup>*1</sup>、地震による内部溢水<sup>*2</sup>を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</li> <li>原子炉建屋原子炉棟への通行ルートとして、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートをアクセスルートとして設定する。なお、地震による配管破損等の影響により通行できない場合以外に利用可能なルートとして、タービン建屋及び原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートを設定する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">別紙(13)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場活動場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを選定する場合、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器<sup>*1</sup>、地震随伴内部溢水<sup>*2</sup>を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時にアクセス性が阻害された場合は、迂回路を使用する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合、地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器<sup>*1</sup>、地震による内部溢水<sup>*2</sup>を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の必要な階層を経由し、現場操作場所まで移動するルートをアクセスルートとして設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉建屋内に原子炉棟は無いため現場操作場所までのアクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、地震による影響を考慮して移動可能なルートをあらかじめ設定した上で、アクセスルートが、地震による影響を受けた場合のルート選定の考え方を記載した。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「地震随伴火災の影響評価について」参照                      ※2：内部溢水については、別紙(34)「地震による内部溢水の影響評価について」参照</p>	<p>・原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の各階層を移動するルートは、地震、火災等の被害により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・地震随伴内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、必要な措置を講じる。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(17)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価」参照                      ※2：内部溢水については、別紙(18)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価」参照</p>	<p>・原子炉建屋及び原子炉補助建屋の各階層を移動するルートは、地震、溢水の影響により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>・地震による内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、適切な防護具を着用した上でアクセスする。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について」参照                      ※2：内部溢水については、別紙(34)「屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮しても、移動可能なルートとして出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートをあらかじめ設定する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違                      ・泊は、あらかじめ設定したルートのアクセス性が地震時の影響により仮に阻害された場合のルート選定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水水位の影響を受ける場合は、防護具を着用してアクセスすることを記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。第1図に示した「①～⑦」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートと関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、<b>重大事故等対応要員</b>は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、<b>本別紙第1図「島根原子力発電所2号炉重大事故等時 屋内のアクセスルート」</b>に示す。また、第1図に記した「①～⑩」は、<b>本別紙第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」</b>のアクセスルートに記載のある数字と<b>関連づけ</b>がなされている。</p> <p>なお、<b>第2表</b>に、第1図中の操作対象<b>箇所</b>における操作対象機器、操作項目等を示す。</p> <p>3. 屋外のアクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。<b>そこで</b>、重大事故等対処設備を使用する場合には、<b>緊急時対策要員（現場要員）</b>の滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. <b>屋内</b>アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。また、第1図に示した「①～⑩」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の<b>屋内アクセスルートに記載のある数字</b>と関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象<b>場所</b>における操作対象機器及び操作項目等を<b>第2表</b>に示す。</p> <p>3. <b>屋外</b>アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。<b>なお</b>、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、<b>発電所災害対策要員</b>は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>【女川及び島根】                  記載表現及び対応要員の名称の相違</p>





泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート <sup>※1</sup>
1.3 原子炉冷却材圧力バウンスを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）	○		
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○		
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○	【中央制御室→(①)階段L①→(③)4→(③)5】→(③)4】	
高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動回路作		○	・系統構成 【中央制御室→(①)→(③)階段G④→(④)1】→(④)2→(⑤)階段G③→(③)階段F④→(④)4→(④)3】 ・高圧窒素ガスボンベ取替えA系の場合 【中央制御室→(①)→(③)階段F④→(④)55】 B系の場合 【中央制御室→(①)→(③)階段F④→(④)56】 ・高圧窒素ガスボンベ取替えB系の場合 【中央制御室→(①)→(③)階段F④→(④)55】→(④)56】	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/13)

条文	対応手段	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート <sup>※1</sup>
1.3 原子炉冷却材圧力バウンスを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンスを減圧するための手順等	○	A-RHJの操作(22-24)の操作 【中央制御室→(①)階段R②→(②)4→(②)5】→(②)4 B-RHJの操作(22-24)の操作 【中央制御室→(①)階段R②→(②)4→(②)5】→(②)4 C-RHJの操作(22-24)の操作 【中央制御室→(①)階段R②→(②)4→(②)5】→(②)4 上記3系統のいずれか1系統 【中央制御室→(①)階段R②→(②)4→(②)5】→(②)4	
	原子炉冷却材圧力バウンスを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンスを減圧するための手順等	
1.4 原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	非常用セントロールセンター制御室の使用不可な場合 【中央制御室→(①)階段R②→(②)4】	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	非常用セントロールセンター制御室の使用不可な場合 【中央制御室→(①)階段R②→(②)4】 次の順序/優先度で原子炉冷却材系(A) 圧入高圧降下の場合 【中央制御室→(①)→(③)4】 全系統/優先度で原子炉冷却材系(B) 圧入高圧降下の場合 【中央制御室→(①)→(③)4】	緊急時対策所-第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	
1.5 最終レポートシナリオを輸送するための手順等	最終レポートシナリオを輸送するための手順等	○		
	最終レポートシナリオを輸送するための手順等	○	非常用セントロールセンター制御室の使用不可な場合 【中央制御室→(①)階段R②→(②)4】	
	最終レポートシナリオを輸送するための手順等	○		緊急時対策所-第4保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート <sup>※1</sup>
1.3 原子炉冷却材圧力バウンスを減圧するための手順等	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	電源故障 【中央制御室→(①)階段A③→(③)20→(③)21】 ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続 【中央制御室→(①)階段A③→(③)20→(③)21→(③)21→(③)21】	
	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	【中央制御室→(①)2→(①)3→(①)1】→(①)2→(①)3→(①)1→(①)2→(①)3】	
	炉心損傷時における高圧溶融物放出/格納容器界面直接加熱を防止する手順	○		
	高圧窒素ガスボンベを駆動する場合 【中央制御室→(①)階段H④→(④)階段R②→(②)5】 B-高圧窒素ガスボンベを駆動する場合 【中央制御室→(①)階段H④→(④)階段R②→(②)5】 C-高圧窒素ガスボンベを駆動する場合 【中央制御室→(①)階段H④→(④)階段R②→(②)5】	○		
1.4 原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	【中央制御室→(①)階段A③→(③)37】	
	原子炉冷却材圧力バウンス発生時に原子炉を冷却するための手順等	○	全てでポンプによる原子炉冷却材の注水	
代替格納容器スプレイポンプによる原子炉冷却材の注水（ボルトライン系故障時の対応手順）	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉冷却材の注水（ボルトライン系故障時の対応手順）	○	【中央制御室→(①)階段A③→(③)階段M②→(②)11】	
	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉冷却材の注水（ボルトライン系故障時の対応手順）	○	系統構成、水取り、代替格納容器スプレイポンプ駆動 【中央制御室→(①)階段A③→(③)階段L①→(①)階段F③→(③)1→(③)階段F③→(③)1→(③)階段M②→(②)11→(②)階段M②→(②)9→(②)8→(②)10→(②)8】 系統構成 【中央制御室→(①)階段A③→(③)7→(③)17】 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 ・A-非常用高圧降下から受電する場合 【中央制御室→(①)階段A③→(③)25】 ・B-非常用高圧降下から受電する場合 【中央制御室→(①)階段A③→(③)36】	

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】  
 記載内容の相違及び  
 記載方針の相違  
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】  
 記載表現の相違